

保健福祉レポート 2025

〈令和 6 年度事業報告〉

豊田市

☆健康づくりキャラクター
きらちゃん

NO SMOKING!!

目次

1 概況	1
◆ 豊田市の概況	2
◆ 人口・世帯数・面積	2
◆ 保健と福祉に関する組織	3
◆ 保健と福祉に関する事務分掌	4
2 人口統計	9
◆ 豊田市の総人口（1歳階級・5歳階級年齢別・満年齢・外国人含む）	10
◆ 5歳階級人口ピラミッド（令和5年10月1日現在・満年齢・外国人含む）	11
◆ 人口動態	12
(1) 表章記号・用語の解説・比率計算方法・基礎人口・発生頻度	12
(2) 出生	14
(3) 死亡	16
(4) 乳児死亡	21
(5) 自然増加	21
(6) 死産	21
(7) 周産期死亡	22
(8) 婚姻	22
(9) 離婚	23
3 高齢者保健福祉	24
◆ 介護予防事業	25
(1) 認知症予防事業	25
(2) 高齢者健康づくり・介護予防事業	26
◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	27
◆ 介護支援専門員（ケアマネジャー）研修・現任介護職員研修	27
◆ 生活管理指導・緊急短期宿泊事業	27
◆ 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）	27

◆ 徒歩高齢者家族介護支援事業	27
◆ 訪問理美容サービス事業	28
◆ シルバーカー購入費助成事業	28
◆ 寝具貸与・クリーニング費の支給	28
◆ すこやか住宅リフォーム助成	28
◆ 低所得者利用支援	29
◆ 家族リフレッシュショートステイ	29
◆ 福祉電話訪問	29
◆ 緊急通報システム事業	29
◆ 高齢者等補聴器購入費助成事業	29
◆ 施設サービス	30
(1) 入所施設	30
(2) 養護老人ホーム	31
(3) 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）	31
(4) 高齢者生活支援ハウス	31
◆ ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業	31
◆ 敬老金の贈呈	32
◆ 就労対策（高齢者能力活用推進事業）	32
◆ ひとり暮らし高齢者等登録制度	32
◆ 避難行動要支援者名簿制度	33
◆ 介護保険課出前講座	33
◆ 豊寿園の利用状況	33
◆ じゅわじゅわの利用状況	33
◆ 寿楽荘の利用状況	34
◆ お元気ですかボランティア訪問事業	34
◆ ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～	34

4 介護保険	35
◆ 第1号被保険者	36
◆ 介護保険料	36
◆ 認定者数	37
・ サービスの利用状況	37
(1) 居宅介護(介護予防)サービス	37
(2) 地域密着型介護(介護予防)サービス	38
(3) 施設サービス	38
(4) 居宅介護(介護予防)サービス計画	38
(5) 特定入所者介護(介護予防)サービス費	38
(6) その他サービス	38
(7) 特別給付	39
◆ 介護サービス事業所	39
◆ 地域包括支援センター運営事業	40
5 障がい者(児)保健福祉	42
◆ 精神保健福祉	43
(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況	43
(2) 自立支援医療費(精神通院)の給付	43
(3) 医療保護入院の状況	43
(4) 精神保健福祉相談状況	43
(5) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援	44
(6) 豊田市措置入院者の退院後の支援事業	44
(7) 豊田市ピアサポーターフォローアップ研修、交流会	44
(8) 精神保健福祉理解啓発事業	44
(9) 障がい者総合支援法 精神障がい者の福祉サービスの利用状況	45
(10) 精神障がい者支援従事者研修会	45
(11) 精神障がい者地域支援協議会	45
(12) 家族教室及び家族交流会	45
(13) 地域活動支援センターⅢ型事業利用状況	46
(14) 地域活動支援センターⅠ型事業利用状況	46
(15) 精神障がい者家族相談支援事業	46
◆ 難病対策	46
(1) 特定疾患医療給付公費負担受給者の状況	46
(2) 特定医療費受給者の状況	47

(3) 先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業.....	47
(4) 難病患者地域ケア推進事業.....	47
(5) 豊田市難病患者支援金支給事業.....	48
 ◆ 身体障がい者手帳.....	48
(1) 身体障がい者手帳所持者数・障がい別・等級別の状況.....	48
(2) 身体障がい者手帳交付数.....	49
 ◆ 療育手帳.....	49
(1) 療育手帳所持者数.....	49
(2) 年齢別・判定別の状況.....	49
 ◆ 手当制度.....	49
(1) 豊田市心身障がい者扶助料.....	49
(2) 豊田市在宅重度心身障がい者手当.....	49
(3) 愛知県在宅重度障がい者手当.....	49
(4) 特別障がい者手当.....	50
(5) 障がい児福祉手当.....	50
(6) 特別児童扶養手当.....	50
 ◆ 障がい者総合支援法による支給及び給付.....	50
(1) 補装具費の支給.....	50
(2) 日常生活用具の給付.....	51
(3) 自立支援医療費（更生医療）の支給.....	51
 ◆ 助成制度.....	51
(1) 障がい者タクシー料金助成.....	51
(2) 身体障がい者用自動車改造費助成事業.....	51
(3) 心身障がい者扶養共済掛金助成事業.....	52
(4) 中等度以下難聴児補聴器購入費等助成事業.....	52
 ◆ 日常生活.....	52
(1) 寝具貸与（日常生活用具給付等事業）.....	52
(2) 緊急通報システム設置事業.....	52
(3) 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）.....	52
(4) 移動入浴サービス.....	52
(5) 点字広報・声の広報.....	53
(6) 手話通訳者設置及び派遣・要約筆記奉仕員派遣.....	53
(7) ホームヘルパー.....	53
(8) 移動支援.....	53
(9) 同行援護.....	53
(10) 障がい者教養教室.....	54

(11) 福祉車両による移送サービス.....	54
(12) 訪問理美容サービス.....	54
(13) 障がい者相談支援事業.....	54
(14) 障がい者虐待.....	55
(15) 災害時に備えたストーマ装具保管事業.....	55
 ◆ 施設	55
(1) ショートステイ.....	55
(2) 日中一時支援事業.....	56
(3) 障がい児等療育支援事業.....	56
(4) 障がい者総合支援法による福祉サービス利用者.....	56
(5) グループホーム.....	56
(6) 児童福祉法による障がい児通所支援.....	57
(7) 児童発達支援センター.....	57
 6 母子保健・児童福祉	58
 ◆ 母子健康手帳交付.....	59
 ◆ 利用者支援事業（こども家庭センター型）	60
 ◆ 出産・子育て応援給付金.....	60
 ◆ 健康教育・啓発.....	60
(1) パパママ教室～1stマタニティ～.....	60
(2) 多胎パパママ教室.....	61
(3) 2ndマタニティ教室～2人目からの子育て～.....	61
(4) 離乳食・幼児食教室における管理栄養士派遣事業.....	61
(5) 思春期教育.....	62
(6) SIDS(乳幼児突然死症候群)啓発事業.....	62
(7) 出前講座.....	63
(8) 母子保健事業従事者早期療育推進研修会.....	63
(9) パパと一緒に楽しむベビー教室.....	63
(10) ふれあい子育て教室.....	64
 ◆ 自主グループ支援.....	64
(1) 多胎児のつどい.....	64
(2) アレルギー児を持つ親の会.....	64
 ◆ 母子保健推進員.....	64
(1) 母子保健推進員養成講座.....	65
(2) 母子保健推進員研修.....	65

(3) 「豊田市母子保健推進員の会」の活動支援.....	65
◆ 児童虐待予防対策.....	66
(1) 児童虐待防止教育.....	66
(2) ママの子育てを支援する会(育児不安の保護者グループの支援).....	66
◆ 相談・訪問指導.....	67
(1) 育児健康相談（来所・電話・オンライン）.....	67
(2) こども相談.....	69
(3) おめでとう訪問事業.....	69
(4) 妊産婦、低出生体重児、新生児、乳幼児訪問.....	69
(5) 不妊症・不育症相談.....	71
◆ 母子連絡票.....	71
◆ 妊産婦・乳幼児健康診査.....	71
(1) 妊産婦・乳児健康診査(医療機関等).....	72
(2) 3、4か月児健康診査.....	73
(3) 1歳6か月児健康診査.....	76
(4) 3歳児健康診査.....	79
(5) にこにこ広場（3、4か月児健診事後教室）.....	82
◆ 医療給付事業.....	82
(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度.....	82
(2) 自立支援医療（育成医療）.....	83
(3) 養育医療.....	84
(4) 特定不妊治療費（先進医療）助成制度.....	84
◆ 母体保護.....	84
◆ 保育事業.....	85
(1) 園児数の推移.....	85
(2) 乳児保育.....	85
(3) 障がい児保育.....	85
(4) 延長保育.....	85
(5) 認可外保育施設.....	86
(6) 一時保育事業.....	86
(7) 休日保育事業.....	86
(8) 病児保育事業.....	86
(9) 保育ママ事業.....	87
◆ 子育て支援事業.....	87
(1) 子育て短期支援.....	87

(2) ひとり親家庭等日常生活支援事業.....	87
(3) 産後ケア事業.....	87
(4) 産前産後支援事業.....	87
(5) 放課後児童クラブ.....	88
 ◆ 関連施設・窓口の利用状況.....	88
(1) とよた子育て総合支援センター.....	88
(2) 志賀子どもつどいの広場.....	88
(3) 柳川瀬子どもつどいの広場.....	88
(4) 地域子育て支援センター.....	89
(5) 家庭児童相談室.....	89
(6) 地域活動事業.....	90
(7) 子育てひろば事業.....	90
 ◆ 手当等の支給.....	90
(1) 児童手当.....	90
(2) 児童扶養手当.....	90
(3) 愛知県遺児手当.....	91
(4) 豊田市ひとり親家庭等支援手当.....	91
 ◆ ひとり親相談.....	91
 ◆ 母子家庭等就業支援.....	91
 ◆ 母子・父子家庭自立支援給付金.....	91
 ◆ 養育費確保支援事業補助金.....	91
 7 保険年金	92
 ◆ 国民健康保険.....	93
(1) 被保険者.....	93
(2) 保険給付.....	93
 ◆ 後期高齢者医療制度.....	94
(1) 被保険者.....	94
(2) 保険料率及び賦課限度額.....	95
 ◆ 国民年金.....	95
(1) 被保険者.....	95
(2) 保険料の免除者数.....	95
 8 生活福祉	96

◆ 福祉医療費助成事業.....	97
(1) 子ども医療費助成.....	97
(2) 心身障がい者医療費助成.....	98
(3) 母子・父子家庭医療費助成.....	98
(4) 精神障がい者医療費助成.....	98
(5) 福祉給付金助成.....	99
◆ 民生委員・児童委員活動(行政と地域福祉のかかわり方).....	99
◆ 生活保護.....	100
(1) 被保護世帯数・人員・保護率の推移.....	100
(2) 世帯類型別被保護世帯数の構成比の推移.....	100
(3) 保護の開始・廃止の状況.....	100
9 生活衛生	101
◆ 薬務	102
(1) 薬事指導.....	102
(2) 薬物乱用防止対策.....	102
◆ 食品衛生	103
(1) 営業許可及び監視指導.....	103
(2) 市場監視.....	106
(3) 監視指導計画による監視状況.....	106
(4) 食中毒.....	106
(5) 行政処分.....	106
(6) 収去検査.....	107
(7) 夏期食品一斉取締り(7月1日から8月31日).....	107
(8) 年末食品一斉取締り(12月2日から12月31日).....	108
(9) 輸入食品.....	109
(10) 食の安全・安心を語る懇談会.....	109
(11) 啓発及び講習会等.....	109
◆ 食鳥処理	110
◆ 食肉衛生検査所	110
(1) と畜検査	110
(2) 衛生検査	111
(3) 外部検証	111
(4) 衛生指導等	111
◆ 狂犬病予防	111

◆ 動物愛護	112
◆ 化製場等	114
◆ 試験検査	114
(1) 行政検査	114
(2) 依頼検査	118
(3) 精度管理実施状況	119
 10 健康づくり	120
◆ 健康診査	121
(1) 特定健康診査	121
(2) 特定健康診査受診勧奨	121
(3) 後期高齢者医療健康診査	121
(4) いきいき健診	122
◆ がん検診等	122
(1) 胃がん検診	123
(2) 大腸がん検診	123
(3) 子宮頸がん検診	123
(4) 乳がん検診	123
(5) 肺がん検診	124
(6) 前立腺がん検診	124
(7) 胸部X線検査	124
(8) 肝炎検診	124
(9) 総合がん検診(再掲)	125
(10) 脳ドック(総合がん検診と同時実施)	125
(11) がん検診推進事業(再掲)	125
◆ 女性の健康づくり	126
(1) レディース検診	126
(2) 骨粗しょう症検診	126
◆ 特定保健指導	126
(1) あなたのための健康教室	126
(2) 健康体験会(特定保健指導受講奨励事業)	126
(3) 重症化予防事業	127
(4) 「生活習慣病予防教室」	128
◆ 栄養改善	128
(1) 栄養相談	128

(2) 地区組織の育成、指導(栄養士連絡会)	128
(3) 特定給食施設指導	129
(4) 食品表示法（保健事項）、健康増進法第65条第1項等指導・相談	129
(5) 国民健康・栄養調査	129
 ◆　歯科保健(8020推進事業)	129
(1) 歯科健康診査	130
(2) 豊田市障がい者歯科事業	131
(3) 歯の健康教育	131
 ◆　食育推進事業	133
(1) 食育健康教育	133
(2) 食育月間・食育の日普及啓発	133
(3) 「野菜の日」啓発	133
(4) 食育人材バンク	134
(5) たべまるを活用した食育事業	134
(6) 高校生への出前食育講座	134
(7) 若者向け食育啓発事業	134
 ◆　健康教育・健康相談	134
(1) 出前講座	134
(2) 健康相談	135
 ◆　小、中学生健康教育資料配布	136
 ◆　ウォーキング地区支援事業	136
 ◆　豊田市健康づくり応援物品貸出	136
 ◆　とよた健康マイレージ事業	136
 ◆　健康づくり推進事業補助金	137
 ◆　企業向け健康づくり	137
(1) 豊田市健康アドバイザー派遣事業	137
(2) 健康経営セミナー	137
 ◆　ヘルスサポートリーダー	138
(1) ヘルスサポートリーダー養成講座	138
(2) ヘルスサポートリーダースキルアップ事業	138
(3) ヘルスサポートリーダーが行う健康講座	139
 ◆　自殺対策計画推進事業	140
(1) 市民、事業所への啓発	140

(2) ゲートキーパー養成研修.....	141
◆ 受動喫煙防止対策事業.....	141
(1) 世界禁煙デー及び禁煙週間啓発事業.....	141
(2) 禁煙治療費助成事業.....	141
◆ 原子爆弾被爆者援護事務.....	142
◆ がん患者補整具購入費補助事業.....	142
◆ 若年がん患者在宅療養費助成事業.....	142
 1 1 感染症予防	143
◆ 感染症予防.....	144
(1) 感染症対策.....	144
(2) 特定感染症予防対策.....	146
◆ 肝炎患者等医療給付事業.....	147
(1) B型・C型肝炎患者医療給付事業.....	147
(2) 肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業.....	148
◆ 結核予防.....	148
(1) 健康診断実施状況.....	148
(2) 結核患者管理.....	149
(3) コツホ現象.....	151
◆ 定期の予防接種.....	151
(1) A類疾病.....	151
(2) B類疾病.....	155
◆ 任意の予防接種.....	156
(1) 豊田市風しん対策事業.....	156
(2) 豊田市麻しん対策事業.....	157
(3) 豊田市任意予防接種費用助成事業.....	157
(4) 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業.....	157
(5) 子宮頸がん予防ワクチン自費接種者への償還払い.....	157
(6) インフルエンザ予防接種費補助金.....	157
◆ 環境衛生.....	158
(1) 環境衛生関係営業施設の衛生.....	158
(2) 特定建築物の衛生.....	158
(3) 墓地・火葬場・納骨堂.....	158

(4) 古瀬間聖苑利用実績.....	159
(5) 水道施設.....	159
(6) プールの衛生.....	159
(7) 温泉.....	159
(8) 家庭用品.....	160
◆ 住環境衛生.....	160
12 地域医療	161
◆ 医務	162
(1) 施設数.....	162
(2) 立入検査.....	163
(3) 許可、届出の状況.....	163
(4) 医療従事者.....	163
◆ 献血状況.....	164
(1) 献血目標及び実績.....	164
(2) 豊田市居住者献血実績.....	164
◆ 骨髓バンク登録状況.....	165
◆ 救急医療	165
(1) 救急告示病院及び診療所数.....	165
(2) 休日救急内科診療所.....	165
(3) 在宅当番医制.....	166
(4) 病院群輪番制.....	166
(5) 小児救急医療支援事業.....	166
(6) 救命救急センター.....	167
(7) 医療安全支援センター.....	167
13 保健・福祉に関する総括	168
◆ 豊田市社会福祉審議会.....	169
◆ 豊田市地域保健審議会.....	170
◆ 社会福祉に係る指導・監督.....	170
(1) 社会福祉法人・施設・事業等の指導監督.....	170
(2) 社会福祉法人・施設・事業等 認可申請・指定・届出.....	171
◆ 厚生労働統計調査(保健関係).....	172

◆ 厚生労働統計調査(社会福祉関係).....	172
◆ 厚生労働統計調査(保健関係、社会福祉関係にまたがるもの).....	172
◆ 統計調査(その他).....	173
◆ 地域保健関係職員等研修.....	173
◆ 看護学生実習指導等.....	174
◆ 医師臨床研修.....	175
◆ 医学部地域枠学生実習受入.....	175
◆ 社会福祉士資格取得のための実習指導.....	175
◆ 管理栄養士学生実習指導.....	175
◆ 発表の状況.....	176

1 概況

◆ 豊田市の概況

豊田市は愛知県のほぼ中心部に位置し、「くるまのまち」としてその名を知られています。平成17年4月1日に西加茂郡藤岡町・小原村、東加茂郡足助町・下山村・旭町・稻武町との合併を果たし、人口約40万人、面積約918平方キロメートルの新生豊田市としてスタートしました。豊かな自然と活力ある産業という資源を生かし、「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」の実現を目指しています。



◆ 人口・世帯数・面積

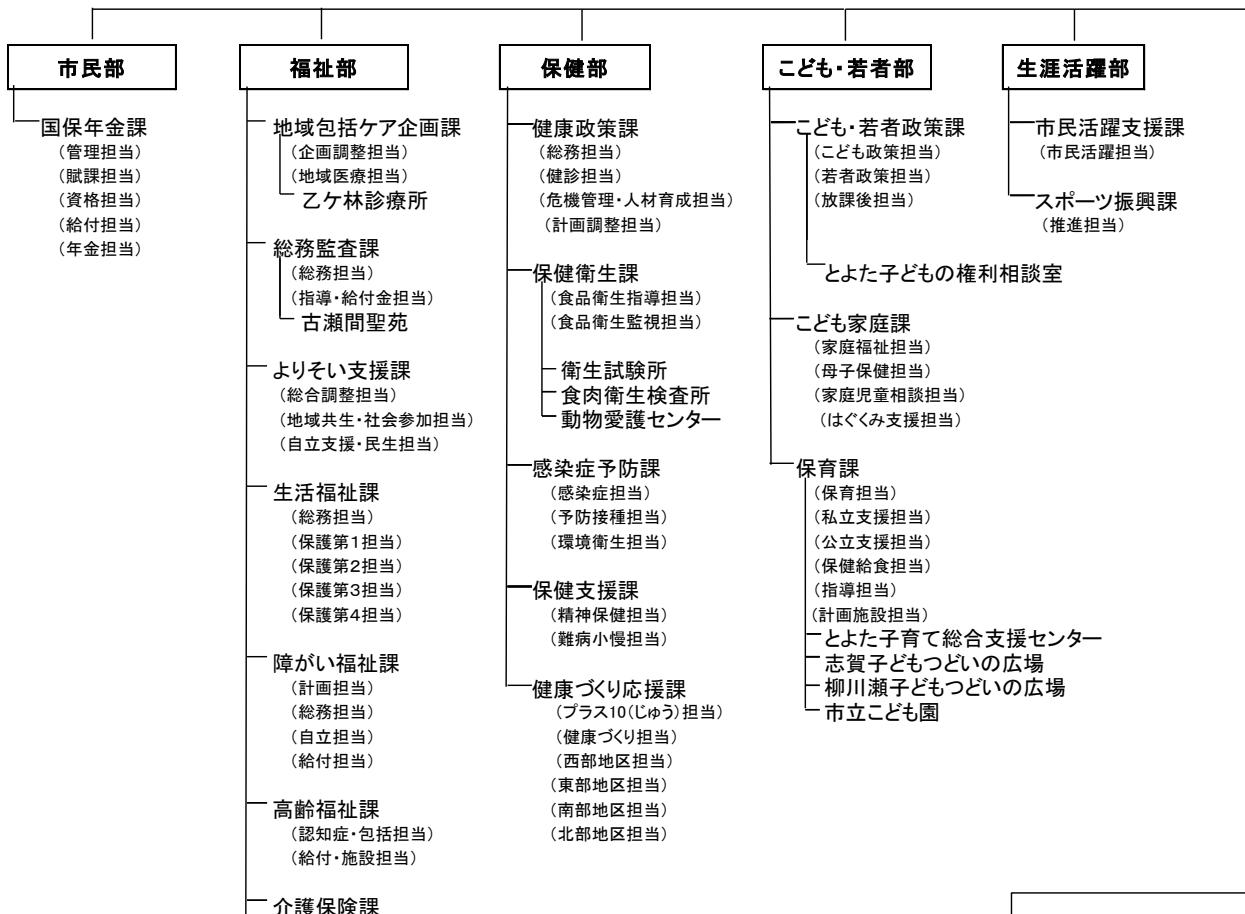
(令和6年10月1日現在)

人 口	415,286人
男	216,325人
女	198,961人
世 带 数	188,178世帯
面 積	918.32km ²

地区別	豊田地区	藤岡地区	小原地区	足助地区	下山地区	旭地区	稻武地区
人口(人)	378,021	19,131	3,209	6,744	3,948	2,292	1,941
男	197,677	9,766	1,559	3,289	1,967	1,114	953
女	180,344	9,365	1,650	3,455	1,981	1,178	988
世帯数(世帯)	172,680	7,657	1,477	2,738	1,644	1,042	940
面積(km ²)	290.11	65.58	74.54	193.12	114.18	82.16	98.63

注：人口は令和6年10月1日現在の住民基本台帳による。

◆ 保健と福祉に関する組織



地域振興部

- 上郷支所
- 猿投支所
- 高岡支所
- 高橋支所
- 松平支所

保健所

- 健康政策課
- 保健衛生課
- 感染症予防課
- 保健支援課
- 健康づくり応援課
- こども家庭課

社会福祉事務所

- よりそい支援課
- 生活福祉課
- 障がい福祉課
- こども家庭課
- 旭支所
- 足助支所
- 稻武支所
- 小原支所
- 下山支所
- 藤岡支所

◆ 保健と福祉に関する事務分掌

部	課		事務分掌
市民部	国保年金課	市	(1) 国民健康保険の資格、給付及び保健事業に関すること (2) 国民健康保険税の賦課に関すること (3) 豊田市国民健康保険運営協議会に関すること (4) 国民年金の資格、給付等に関すること
	企画課 地域包括ケア	市	(1) 地域包括ケアシステム及び地域福祉の企画、調整等に関すること (2) 公的支援の再編等に関すること (3) 福祉人材の確保に係る企画に関すること (4) 地域医療対策の推進及び調整に関すること
	診療乙ヶ所 林	市	(1) 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する診療に関すること (2) 各種健診及び予防接種に関すること
	総務監査課	市	(1) 社会福祉審議会に関すること (2) 戦傷病者及び戦没者遺族に対する支援等に関すること (3) 市が設置する社会福祉施設等に関すること(福祉部の他課が所管する施設を除く) (4) 社会福祉法人の設立認可及び指導監督並びに社会福祉施設の指導監査に関すること (5) 社会福祉連携推進法人の認定及び指導監督に関すること (6) 老人福祉、障がい者福祉及び介護保険に係る事業者の指導監督に関すること
	聖苑 古瀬間	市	(1) 死体、人体の一部等の火葬に関すること (2) 古瀬間聖苑の運営管理に関すること
福祉部	よりそい支援課	市	(1) 福祉の総合的な相談に関すること (2) 要援護者の個別支援の調整、実施並びに施策立案に関すること (3) 支え合いの地域づくりの促進に関すること (4) 高齢者、障がい者等の虐待、その他の支援困難事案に関すること (5) 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会に関すること (6) 成年後見に関すること (7) 生活困窮者の自立支援に関すること (8) 災害応急援助の総括及び災害見舞金、災害弔慰金等の支給に関すること (9) 民生委員に関すること (10) 避難行動要支援者に関すること (11) 誰一人取り残さない施策の総合調整に関すること
	福祉事務所		(1) 委任規則第2条第3号に規定する身体障害者福祉法関係の事務に関すること (2) 委任規則第2条第4号に規定する知的障害者福祉法関係の事務に関すること (3) 委任規則第2条第5号に規定する老人福祉法関係の事務に関すること
	生活福祉課	市	(1) 生活保護に関すること (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること (3) 中国残留邦人等に対する支援等に関すること (4) 在日外国人福祉給付金の支給に関すること
	福祉事務所		(1) 委任規則第2条第1号に規定する生活保護法関係の事務に関すること (2) 前号に掲げるもののほか、生活保護に関すること (3) 委任規則第2条第8号に規定する中国残留邦人等の事務に関すること

部	課		事務分掌
福祉部	障がい福祉課	市	(1)障がい者の福祉及び自立支援の企画、調整等に関すること (2)障がい者福祉に係る措置、給付等に関すること (3)身体障がい者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳に関すること (4)障がい福祉サービス事業所等の指定、届出等に関すること (5)市が設置する障がい者福祉施設等に関すること (6)障がい者総合支援法に関すること (7)社会福祉法人豊田市福祉事業団に関すること
		福祉事務所	(1)委任規則第2条第6号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係の事務及び同条第7号に規定する障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係の事務に関すること (2)前号に掲げるもののほか、次に掲げる業務 ア 児童の療育相談に関すること イ 知的障がい児・者の更生援護等に関すること ウ 身体障がい児・者の更生援護等に関すること
福祉部	高齢福祉課	市	(1)高齢者の福祉の企画、調整等に関すること (2)認知症対策（若年性認知症を含む。）に関すること (3)高齢者の自立、在宅支援等に関すること (4)老人福祉施設等の管理、運営等並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの許可、届出等に関すること (5)地域包括支援センターの設置及び運営に関すること
	介護保険課	市	(1)高齢者の福祉及び介護保険事業の計画に係る事業の調整に関すること (2)介護保険料の賦課及び収納管理に関すること (3)介護保険の資格、給付等に関すること (4)要介護認定に関すること (5)要介護状態等の重度化の防止に係る企画、調整及び運営に関すること (6)自立した日常生活のための支援に係る企画、調整及び運営に関すること (7)介護保険施設、老人福祉施設等の指定、届出等に関すること (8)介護保険事業者の指定に関すること (9)後期高齢者医療の保険料の収納管理に関すること
	福祉医療課	市	(1)子ども、障がい者、母子家庭等の医療費等の助成に関すること (2)後期高齢者医療の資格、給付等に関すること (3)後期高齢者医療の保険料賦課等に関すること

部	課		事務分掌
保健部	健康政策課	市	(1) 健康づくりの計画及び推進に関すること (2) 栄養改善に関すること (3) 特定健康診査等の計画及び実施等に関すること (4) 後期高齢者の健康診査等に関すること (5) がん検診その他の検診に関すること (6) 保健センターに関すること (7) 原子爆弾被爆者に関すること (8) 献血事業の推進に関すること (9) 保健師の統括に関すること
		保健所	(1) 地域保健に係る事業の調整及び技術的指導に関すること (2) 健康危機管理に関すること (3) 医事に関すること (4) 薬事に関すること (5) 衛生検査所に関すること (6) 厚生統計に関すること
	保健衛生課	市	(1) 所管施設の運営管理に係る総合調整に関すること
		保健所	(1) 食品衛生に関すること
	試験衛生所	保健所	(1) 衛生上の試験及び検査に関すること
	検査所 食肉衛生	市	(1) と畜場の設置に関すること (2) 食鳥処理の事業の許可に関すること
		保健所	(1) と畜検査及び食鳥検査に関すること (2) と畜場及び食鳥処理場の衛生に関すること (3) と畜場及び食鳥処理場における食肉の衛生に関すること
		市	(1) 狂犬病予防及び犬による危害防止に関すること (2) 動物の愛護及び管理並びに特定動物の飼養に関すること (3) 化製場等の設置及び構造設備の変更に関すること (4) 動物処理場に関すること
	動物愛護センター	保健所	(1) 化製場等に関すること
	感染症予防課	市	(1) 予防接種法に関すること (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症診査協議会委員の任命、新感染症、費用の徴収、結核指定医療機関及び報告の請求に関すること (3) 温泉の利用に関すること (4) 改葬に関すること (5) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関すること (6) 専用水道及び簡易専用水道に関すること
		保健所	(1) 感染症に関すること (2) 環境衛生に関すること
	保健支援課	市	(1) 精神保健に係る相談等に関すること
		保健所	(1) 精神保健に関すること (2) 難病患者の保健に関すること (3) 小児慢性特定疾病医療に関すること

部	課		事務分掌
保健部	健康づくり応援課	市	(1) 地域との共働による健康づくりの推進に関すること (2) 健康相談及び保健指導に関すること (3) 食育の推進に関すること (4) 高齢者の介護予防に関すること (5) 主に旭地区、足助地区、稻武地区、小原地区及び下山地区に係る狂犬病予防に関すること
		保健所	(1) 地域住民の健康の保持及び増進に関すること (2) 感染症の保健指導に関すること (3) 主に旭地区、足助地区、稻武地区、小原地区及び下山地区に係る精神保健及び難病患者の保健に関すること (4) 主に旭地区、足助地区、稻武地区、小原地区及び下山地区に係る医療従事者等の免許の受付に関すること (5) 主に旭地区、足助地区及び稻武地区に係る調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師の免許事務に関すること (6) 主に旭地区、足助地区及び稻武地区に係る衛生上の試験及び検査の受付に関すること
こども・若者部	こども・若者政策課	市	(1) 子ども及び若者に関する政策立案に関すること (2) 子ども及び若者に関する施策の総合調整に関すること (3) 子ども及び若者の自立及び育成支援に関すること (4) 子どもの権利に関すること (5) 放課後児童健全育成事業に関すること (6) P T Aに関すること (7) 更生保護団体に関すること
		市	(1) 母子生活支援施設及び助産施設の設置認可等に関すること (2) 児童、母子家庭等に係る福祉給付に関すること (3) 母子家庭等福祉団体の育成及び指導に関すること (4) 児童及び妊産婦の福祉的支援に関すること (5) 児童委員及び主任児童委員に関すること (6) 妊産婦及び乳幼児への保健指導及び健康診査に関すること (7) 母子保健の向上及び母体保護に関すること (8) 未熟児養育医療及び自立支援医療(育成医療に限る)に関すること
	こども家庭課	保健所	(1) 母性及び乳幼児の保健業務に係る指導に関すること
		福祉事務所	(1) 委任規則第2条第2号に規定する児童福祉法関係の事務に関すること (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる事務 ア 児童及び妊産婦の福祉に関すること イ 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること ウ 家庭児童相談室に関すること

部	課		事務分掌
こども・若者部	保育課	市	(1)こども園・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業の利用調整に関すること (2)市立こども園の管理、運営及び指導並びに職員の研修に関すること (3)市立こども園の設置及び廃止並びに営繕に関すること (4)私立保育所、私立幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の設置認可等に関すること (5)学校法人(保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の設置法人に限る)に関すること (6)認可外保育施設に関すること
	とよた子育て総合支援センター	市	(1)子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関すること (2)子育てサークル等の育成及び支援に関すること (3)とよた子育て総合支援センターの管理に関すること
	つどいの広場 志賀子ども	市	(1)子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関すること (2)子育てサークル等の育成及び支援に関すること (3)志賀子どもつどいの広場の管理に関すること
	つどいの広場 柳川瀬子ども	市	(1)子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関すること (2)子育てサークル等の育成及び支援に関すること (3)柳川瀬子どもつどいの広場の管理に関すること
	こども園	市	(1)入所児童の保育に関すること (2)市が設置するこども園の管理に関すること
生涯活躍部	市民活躍支援課	市	(1)生涯にわたる市民の活躍の支援に関すること (2)高齢者の生きがいづくり及び活動の支援に関すること
	スポーツ振興課	市	(1)スポーツを生かした地域活動及び地域交流に関すること
地域振興部	上郷、高橋、猿投、松平支所、高岡	市	(1)福祉の初期相談に関すること
	原、旭、足助、下山、藤岡支所、稻武、小	福祉事務所	(1)障がい福祉に関すること

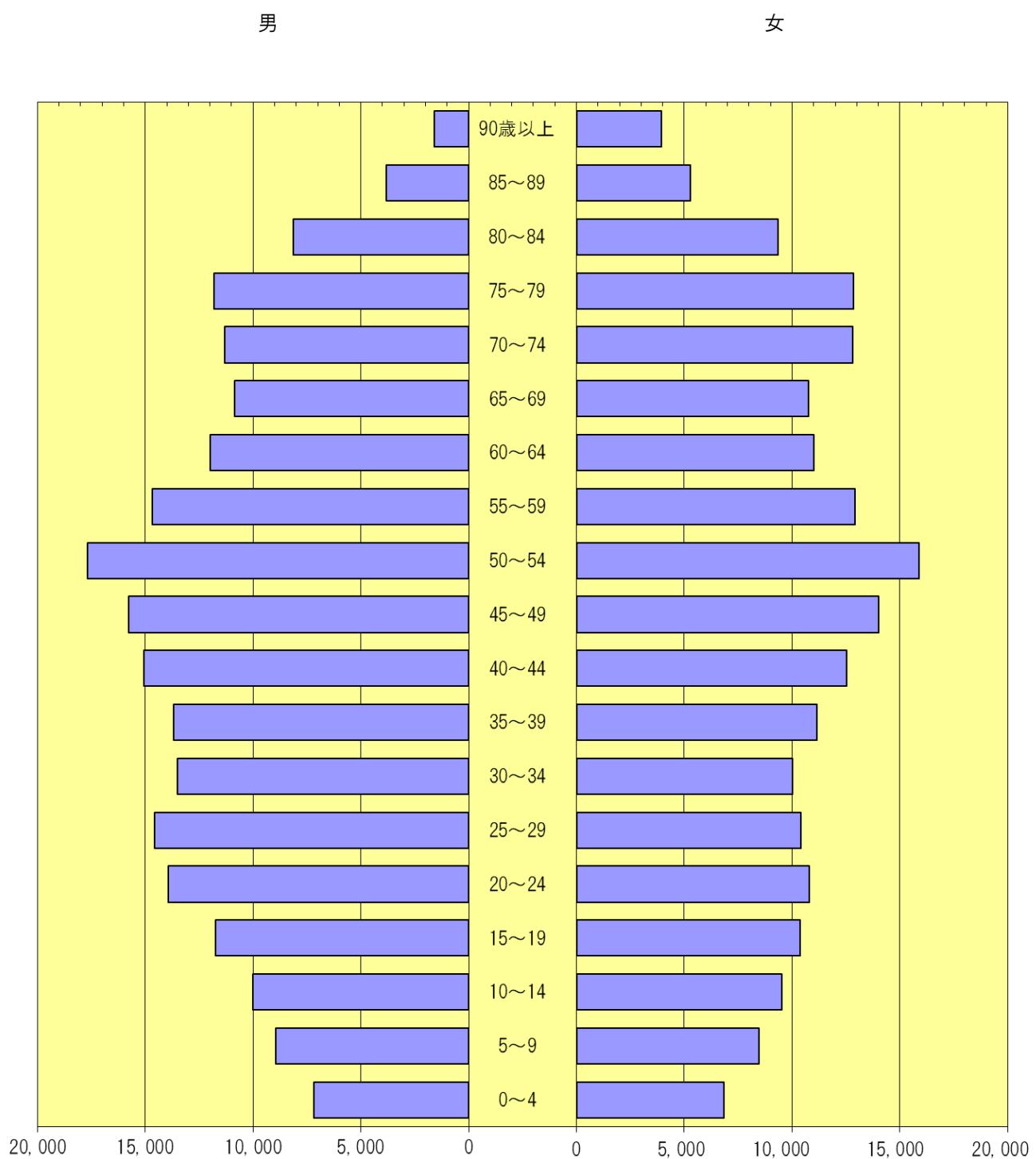
2 人口統計

◆ 豊田市の総人口（1歳階級・5歳階級年齢別・満年齢・外国人含む）

令和6年10月1日現在

年齢	計	男	女	年齢	計	男	女
総 数	415,286	216,325	198,961	45	5,706	3,106	2,600
0	2,483	1,283	1,200	46	5,787	3,064	2,723
1	2,731	1,388	1,343	47	5,778	3,004	2,774
2	2,793	1,435	1,358	48	6,153	3,250	2,903
3	2,872	1,488	1,384	49	6,355	3,346	3,009
4	3,122	1,578	1,544	45~49	29,779	15,770	14,009
0~4	14,001	7,172	6,829	50	6,858	3,557	3,301
5	3,107	1,578	1,529	51	6,944	3,702	3,242
6	3,426	1,812	1,614	52	6,899	3,644	3,255
7	3,503	1,773	1,730	53	6,644	3,497	3,147
8	3,603	1,848	1,755	54	6,223	3,280	2,943
9	3,786	1,936	1,850	50~54	33,568	17,680	15,888
5~9	17,425	8,947	8,478	55	5,998	3,140	2,858
10	3,647	1,870	1,777	56	6,037	3,212	2,825
11	3,906	2,004	1,902	57	5,883	3,164	2,719
12	3,932	2,046	1,886	58	4,447	2,373	2,074
13	4,041	2,051	1,990	59	5,200	2,770	2,430
14	4,018	2,037	1,981	55~59	27,565	14,659	12,906
10~14	19,544	10,008	9,536	60	4,814	2,638	2,176
15	4,200	2,179	2,021	61	4,860	2,559	2,301
16	4,357	2,277	2,080	62	4,555	2,387	2,168
17	4,263	2,202	2,061	63	4,428	2,242	2,186
18	4,407	2,402	2,005	64	4,341	2,178	2,163
19	4,907	2,691	2,216	60~64	22,998	12,004	10,994
15~19	22,134	11,751	10,383	65	4,601	2,399	2,202
20	4,997	2,823	2,174	66	4,213	2,083	2,130
21	4,811	2,637	2,174	67	4,126	2,043	2,083
22	4,909	2,755	2,154	68	4,315	2,171	2,144
23	4,940	2,797	2,143	69	4,392	2,176	2,216
24	5,082	2,920	2,162	65~69	21,647	10,872	10,775
20~24	24,739	13,932	10,807	70	4,332	2,087	2,245
25	5,296	3,107	2,189	71	4,555	2,139	2,416
26	5,139	3,050	2,089	72	4,763	2,138	2,625
27	4,985	2,944	2,041	73	5,049	2,398	2,651
28	4,767	2,786	1,981	74	5,428	2,569	2,859
29	4,794	2,697	2,097	70~74	24,127	11,331	12,796
25~29	24,981	14,584	10,397	75	6,128	3,014	3,114
30	4,878	2,858	2,020	76	6,017	2,803	3,214
31	4,587	2,607	1,980	77	5,320	2,537	2,783
32	4,570	2,604	1,966	78	3,536	1,748	1,788
33	4,651	2,669	1,982	79	3,660	1,694	1,966
34	4,814	2,758	2,056	75~79	24,661	11,796	12,865
30~34	23,500	13,496	10,004	80	4,050	1,895	2,155
35	4,739	2,636	2,103	81	3,674	1,710	1,964
36	4,857	2,722	2,135	82	3,586	1,680	1,906
37	5,004	2,762	2,242	83	3,348	1,556	1,792
38	5,094	2,774	2,320	84	2,823	1,288	1,535
39	5,147	2,803	2,344	80~84	17,481	8,129	9,352
35~39	24,841	13,697	11,144	85	2,136	940	1,196
40	5,501	3,053	2,448	86	2,112	959	1,153
41	5,523	3,049	2,474	87	1,864	776	1,088
42	5,365	2,925	2,440	88	1,707	705	1,002
43	5,467	2,969	2,498	89	1,318	457	861
44	5,745	3,062	2,683	85~89	9,137	3,837	5,300
40~44	27,601	15,058	12,543	90歳以上	5,557	1,602	3,955
				65歳以上(再掲)	102,610	47,567	55,043

◆ 5歳階級人口ピラミッド（令和5年10月1日現在・満年齢・外国人含む）



◆ 人口動態

人口動態統計は、出生、死亡、死産、婚姻、離婚という人口動態事象を計量的に把握し、人口及び保健衛生の指標として重要な役割を果たすだけでなく、社会保障施策の基礎資料となるものである。戸籍法及び死産の届出に関する規程によって市町村に届け出られたこれらの事象について人口動態調査票を作成して、保健所、都道府県を通じて厚生労働省に報告され、統計として公表される。

本章では、厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して、市内に住所を有する者の国内における事件を独自集計した。ただし、次のものについては集計から除外している。

出生	父母(非嫡出子は母)とも外国籍
死亡	外国籍
死産	父母(非嫡出子は母)とも外国籍
婚姻	夫妻とも外国籍
離婚	夫妻とも外国籍

(1) 表章記号・用語の解説・比率計算方法・基礎人口・発生頻度

ア. 表章記号

統計上出現しなかった場合	—
その事象が出現することは、本質的にありえない場合	・
上記以外の統計数がない場合又は統計数を表章することが不適当な場合	…

イ. 用語の解説

自然増加	出生数から死亡数を減じたもの。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
死産	妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後に心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
周産期死亡	妊娠満22週(平成6年までは満28週)以後の死産に早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)を加えたものをいう。
合計特殊出生率	ある年における15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものを使う。

ウ. 比率計算方法

$$\text{出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間事件数}}{10月1日現在日本人人口(満年齢)} \times 1000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1000 \quad \text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数}(出生数+死産数)} \times 1000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数}(出生数+妊娠満22週以後の死産)} \times 1000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right\} 15歳から49歳までの合計$$

注：掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

工. 基礎人口

豊田市については令和5年10月1日現在の住民基本台帳の人口(日本人人口、満年齢)を採用した。全国及び愛知県の基礎人口及び指標について特に注記のないものは「令和5年愛知県衛生年報」による。

全 国…121,193,394人、愛知県…7,195,000人、豊田市…396,918人

豊田市の人口(5歳階級年齢別)

(令和5年10月1日現在)

年齢	計	男	女	年齢	計	男	女
総 数	396,918	206,713	190,205	45~49	29,693	15,704	13,989
0~4	13,879	7,111	6,768	50~54	31,628	16,787	14,841
5~9	17,221	8,845	8,376	55~59	25,602	13,825	11,777
10~14	19,211	9,837	9,374	60~64	22,303	11,577	10,726
15~19	21,309	11,365	9,944	65~69	21,223	10,529	10,694
20~24	22,771	12,936	9,835	70~74	26,070	12,409	13,661
25~29	22,049	12,896	9,153	75~79	22,967	10,958	12,009
30~34	21,000	11,878	9,122	80~84	16,167	7,557	8,610
35~39	23,637	13,051	10,586	85~	14,203	5,163	9,040
40~44	25,985	14,285	11,700	65 歳以上	100,630	46,616	54,014

※参考資料

(令和4年10月1日現在)

年齢	計	男	女	年齢	計	男	女
総 数	399,616	208,032	191,584	45~49	45~49	31,084	16,484
0~4	14,714	7,567	7,147	50~54	50~54	30,820	16,361
5~9	17,704	9,066	8,638	55~59	55~59	24,573	13,246
10~14	19,636	10,089	9,547	60~64	60~64	21,896	11,242
15~19	21,195	11,213	9,982	65~69	65~69	21,811	10,752
20~24	23,191	13,289	9,902	70~74	70~74	27,989	13,387
25~29	22,141	12,894	9,247	75~79	75~79	21,198	10,232
30~34	21,657	12,265	9,392	80~84	80~84	15,370	7,241
35~39	24,472	13,487	10,985	85~	85~	13,662	4,802
40~44	26,503	14,415	12,088	45~49	45~49	31,084	16,484
				65 歳以上	50~54	30,820	16,361

才. 発生頻度

(令和5年)

種別	件数	発生間隔		
		時	分	秒
出生	2,536	3	27	15
男	1,283	6	49	40
女	1,253	6	59	28
死亡	3,843	2	16	46
男	2,054	4	15	53
女	1,789	4	53	48
乳児死亡	3	2,920	0	0
新生児死亡	1	8,760	0	0
自然増加	-1,307	-7	17	51
死産	38	230	31	35
自然死産	21	417	8	34
人工死産	17	515	17	39
周産期死亡	7	1,251	25	43
妊娠満22週以後の死産	6	1,460	0	0
早期新生児死亡	1	8,760	0	0
婚姻	1,751	5	0	10
離婚	518	16	54	40

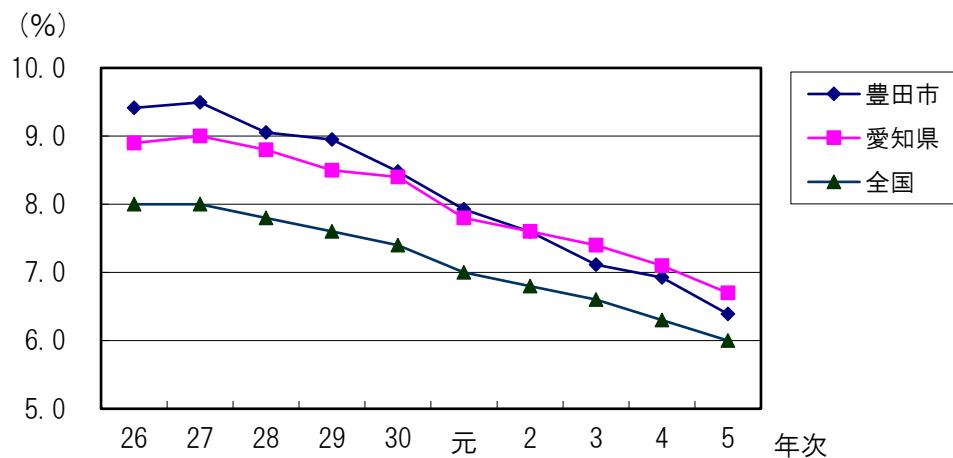
(2) 出生

ア. 出生数・率

(ア) 出生数・率

年次	豊田市				愛知県		全国
	出生数				出生率(人口千対)		
	総数	男	女	(再掲) 低体重児			
26	3,848	2,018	1,830	324	9.4	8.9	8.0
27	3,881	1,989	1,892	352	9.5	9.0	8.0
28	3,709	1,876	1,833	312	9.1	8.8	7.8
29	3,666	1,892	1,774	334	9.0	8.5	7.6
30	3,466	1,798	1,668	318	8.5	8.4	7.4
元	3,229	1,637	1,592	298	7.9	7.8	7.0
2	3,080	1,555	1,525	275	7.6	7.6	6.8
3	2,863	1,493	1,370	242	7.1	7.4	6.6
4	2,748	1,431	1,317	231	6.9	7.1	6.3
5	2,536	1,283	1,253	238	6.4	6.7	6.0

(イ) 出生率(人口千対)の推移

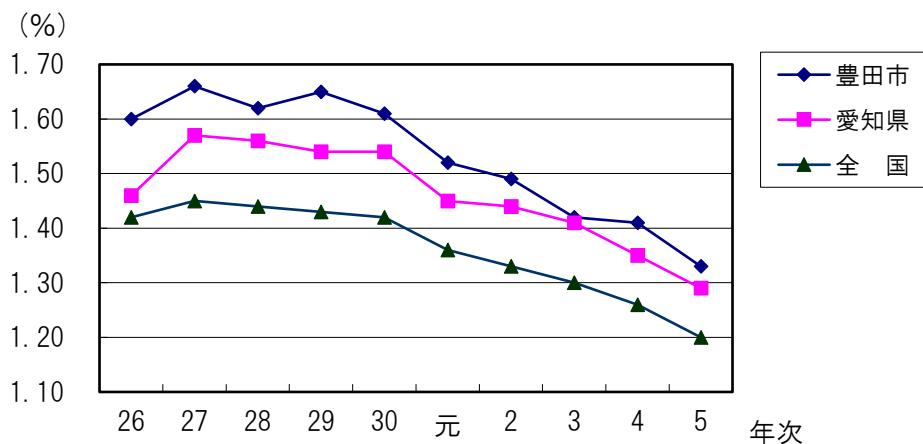


イ. 合計特殊出生率

(ア) 合計特殊出生率

	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
豊田市	1.6	1.66	1.62	1.65	1.61	1.52	1.49	1.42	1.41	1.33
愛知県	1.46	1.57	1.56	1.54	1.54	1.45	1.44	1.41	1.35	1.29
全 国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.3	1.26	1.20

(イ) 合計特殊出生率の推移



注：全国数値、愛知県数値は厚生労働省公表数値

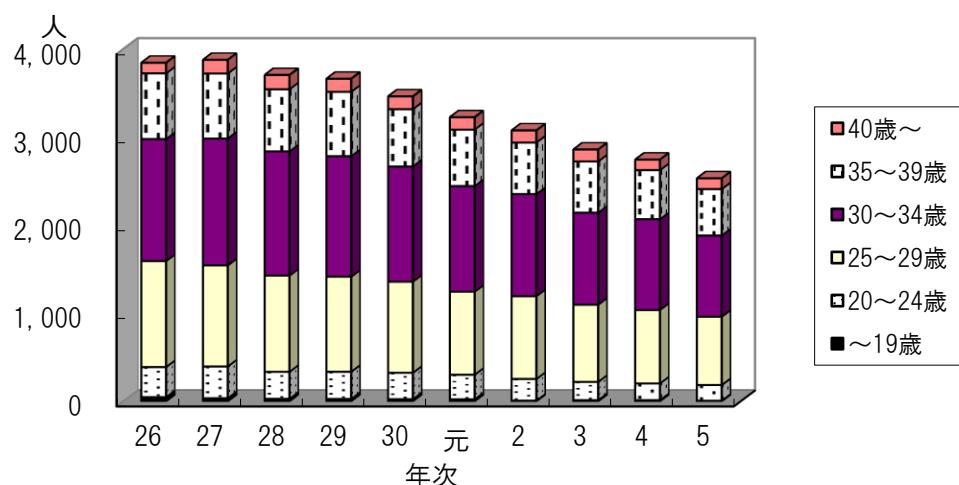
：豊田市の母親の年齢階級は5歳階級別、年齢別人口は住民基本台帳人口を使用

ウ. 母の5歳階級別出生数

(ア) 母の5歳階級別出生数

年次	母の年齢							計
	~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40歳~		
26	51	342	1,204	1,385	746	120	3,848	
27	40	360	1,148	1,440	738	155	3,881	
28	33	306	1,092	1,411	705	162	3,709	
29	31	309	1,079	1,368	731	148	3,666	
30	28	300	1,034	1,308	651	145	3,466	
元	27	279	943	1,199	641	140	3,229	
2	12	246	940	1,159	585	138	3,080	
3	17	208	876	1,045	582	135	2,863	
4	17	190	834	1,031	557	119	2,748	
5	11	178	775	923	527	122	2,536	

(イ) 母の5歳階級別出生数の推移



(3) 死亡

ア. 死亡数・率

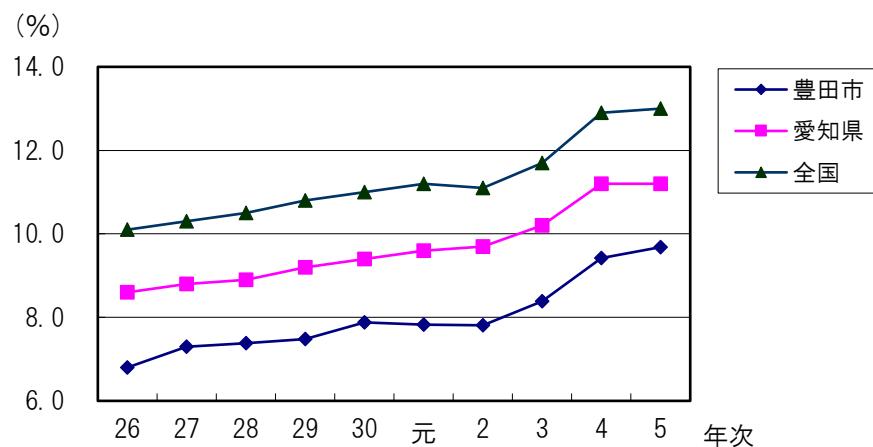
(ア) 死亡数・死亡率

年次	豊田市			愛知県	全国		
	死亡数		死亡率（人口千対）				
	総数	男	女				
26	2,799	1,481	1,318	6.8	8.6	10.1	
27	2,990	1,599	1,391	7.3	8.8	10.3	
28	3,022	1,636	1,386	7.4	8.9	10.5	
29	3,057	1,679	1,378	7.5	9.2	10.8	
30	3,211	1,762	1,449	7.9	9.4	11.0	
元	3,188	1,727	1,461	7.8	9.6	11.2	
2	3,167	1,764	1,403	7.8	9.7	11.1	
3	3,375	1,852	1,523	8.4	10.2	11.7	
4	3,739	2,031	1,708	9.4	11.2	12.9	
5	3,843	2,054	1,789	9.7	11.2	13.0	

(イ) 5歳階級別死亡数（令和5年）

年齢	男	女	合計
0～4	3	2	5
5～9	1	0	1
10～14	1	0	1
15～19	4	2	6
20～24	4	2	6
25～29	10	1	11
30～34	6	3	9
35～39	5	4	9
40～44	17	14	31
45～49	32	18	50
50～54	34	24	58
55～59	52	27	79
60～64	82	31	113
65～69	104	35	139
70～74	247	99	346
75～79	349	175	524
80～84	394	294	688
85～	709	1,058	1,767
計	2,054	1,789	3,843

(ウ) 死亡率（人口千対）の推移



イ. 主要死因別死亡数・率(人口十万対)

年次	死亡総数		結核		悪性新生物		糖尿病		高血圧性疾患		心疾患(高血 圧性除く)	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
元	3,188	782.5	1	0.2	958	235.2	16	3.9	1	0.2	293	71.9
2	3,167	781.3	2	0.5	919	226.7	19	4.7	10	2.5	278	68.6
3	3,375	838.3	2	0.5	919	228.3	11	2.7	9	2.2	304	75.5
4	3,739	935.6	5	1.3	1004	251.2	20	5.0	5	1.3	363	90.8
5	3,843	968.2	4	1.0	983	247.7	30	7.6	5	1.3	387	97.5

年次	脳血管疾患		大動脈瘤 及び解離		肺炎		慢性閉塞性肺 疾患		喘息		肝疾患	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
元	213	52.3	38	9.3	185	45.4	21	5.2	2	0.5	43	10.6
2	199	49.1	55	13.6	126	31.1	22	5.4	0	0.0	42	10.4
3	222	55.1	63	15.6	157	39.0	24	6.0	2	0.5	52	12.9
4	219	54.8	55	13.8	95	23.8	31	7.8	1	0.3	50	12.5
5	217	54.7	43	10.8	128	32.2	30	7.6	2	0.5	47	11.8

年次	腎不全		老衰		不慮の事故		自殺		その他	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
元	46	11.3	396	97.2	87	21.4	46	11.3	842	206.7
2	52	12.8	416	102.6	102	25.2	64	15.8	861	212.4
3	61	15.2	422	104.8	68	16.9	81	20.1	978	242.9
4	61	15.3	473	118.4	80	20.0	55	13.8	1,222	305.8
5	70	17.6	486	122.4	95	23.9	61	15.4	1,255	316.2

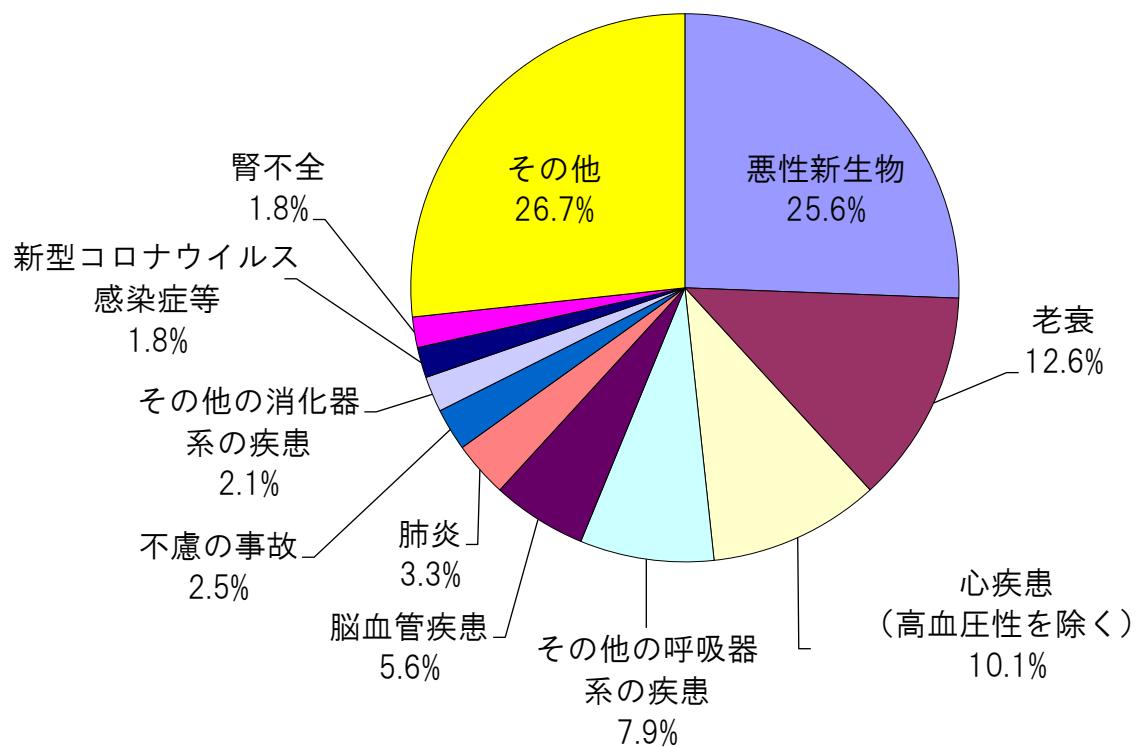
ウ. 主要死因別順位

(ア) 主要死因別順位

(令和5年)

順位	総 数			男			女		
	死 因	死亡数	(%)	死 因	死亡数	(%)	死 因	死亡数	(%)
1	悪性新生物	983	25.6	悪性新生物	606	30.0	悪性新生物	377	21.1
2	老衰	486	12.6	心疾患（高血圧性を除く）	195	9.6	老衰	326	18.2
3	心疾患（高血圧性を除く）	387	10.1	その他の呼吸器系の疾患	171	8.5	心疾患（高血圧性を除く）	192	10.7
4	その他の呼吸器系の疾患	302	7.9	老衰	160	7.9	その他の呼吸器系の疾患	131	7.3
5	脳血管疾患	217	5.6	脳血管疾患	102	5.0	脳血管疾患	115	6.4
6	肺炎	128	3.3	肺炎	78	3.9	肺炎	50	2.8
7	不慮の事故	95	2.5	不慮の事故	52	2.6	その他の消化器系の疾患	48	2.7
8	その他の消化器系の疾患	79	2.1	自殺	41	2.0	不慮の事故	43	2.4
9	新型コロナウイルス感染症等	71	1.8	新型コロナウイルス感染症等	34	1.7	新型コロナウイルス感染症等	37	2.1
10	腎不全	70	1.8	腎不全	34	1.7	腎不全	36	2.0
	その他	1,025	26.7	その他	518	25.6	その他	434	24.3
計		3,843	100		2,022	100		1,789	100

(イ) 主要死因別死亡割合（総数）



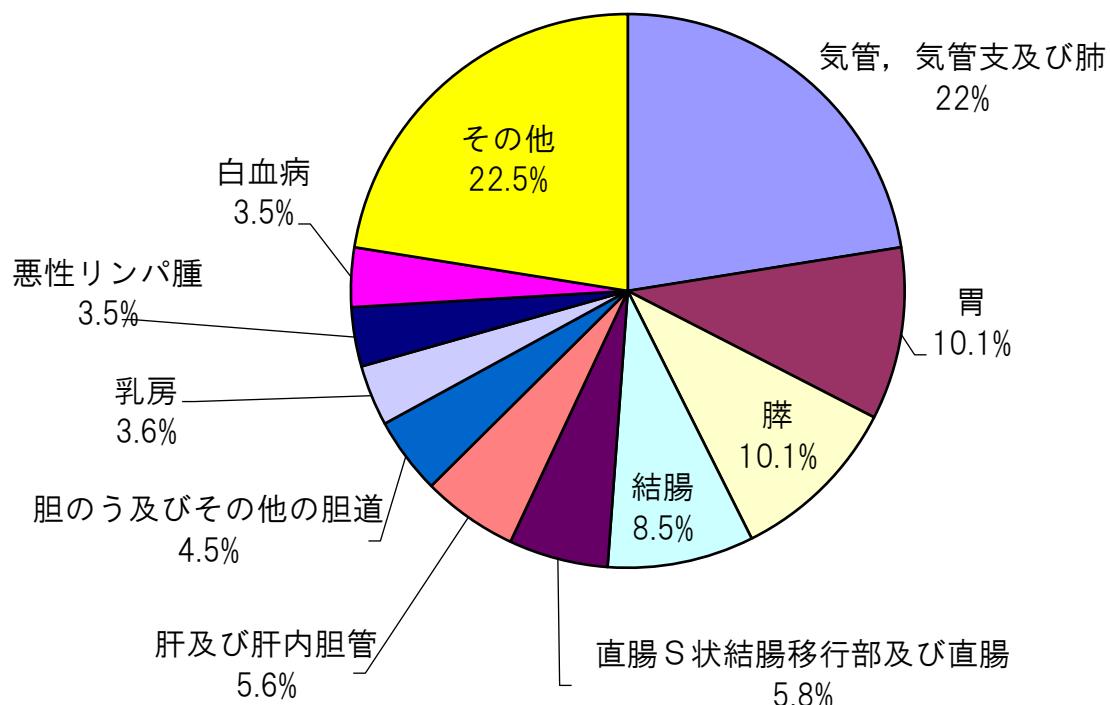
工. 悪性新生物部位別順位

(ア) 悪性新生物部位別順位

(令和 5 年)

順位	総 数			男			女		
	部 位	死 亡 数	(%)	部 位	死 亡 数	(%)	部 位	死 亡 数	(%)
1	気管、気管支及び肺	221	22.5	気管、気管支及び肺	169	27.9	気管、気管支及び肺	54	13.9
2	胃	99	10.1	胃	69	11.4	脾	53	13.6
3	脾	99	10.1	脾	53	8.8	胃	41	10.5
4	結腸	84	8.6	結腸	39	6.4	結腸	32	8.2
5	直腸 S 状結腸移行部及び直腸	57	5.8	肝及び肝内胆管	39	6.4	乳房	30	7.7
6	肝及び肝内胆管	55	5.6	直腸 S 状結腸移行部及び直腸	34	5.6	悪性リンパ腫	22	5.6
7	胆のう及びその他の胆道	44	4.5	前立腺	29	4.8	肝及び肝内胆管	21	5.4
8	乳房	35	3.6	胆のう及びその他の胆道	25	4.1	子宮	19	4.9
9	悪性リンパ腫	34	3.5	食道	24	4.0	直腸 S 状結腸移行部及び直腸	17	4.4
10	白血病	34	3.5	膀胱	23	3.4	卵巣	16	4.1
	その他	221	22.5	その他	102	16.8	その他	85	21.8
計		983	100		606	100		390	100

(イ) 悪性新生物部位別割合（総数）



才. 年齢調整死亡率

(ア) 年齢調整死亡率

(令和5年)

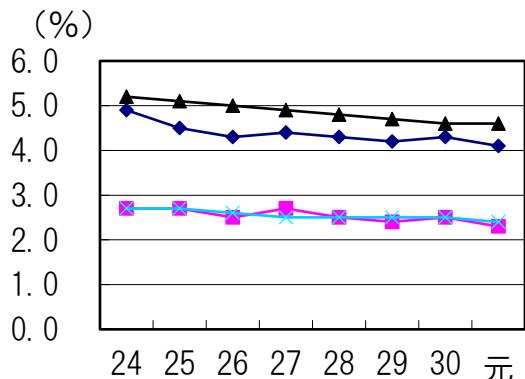
年齢階級	①基準人口	男		女	
		②死亡率	期待死亡数 ① * ② / 1000	②死亡率	期待死亡数 ① * ② / 1000
0~4	5,026,000	0.422	2,121.0	0.296	1,487.7
5~9	5,369,000	0.113	606.7	0.000	0.0
10~14	5,711,000	0.102	582.5	0.000	0.0
15~19	6,053,000	0.352	2,130.7	0.201	1,216.7
20~24	6,396,000	0.309	1,976.4	0.203	1,298.4
25~29	6,738,000	0.775	5,222.0	0.109	734.4
30~34	7,081,000	0.505	3,575.9	0.329	2,329.6
35~39	7,423,000	0.383	2,843.0	0.378	2,805.9
40~44	7,766,000	1.190	9,241.5	1.197	9,295.9
45~49	8,108,000	2.038	16,524.1	1.287	10,435.0
50~54	8,451,000	2.025	17,113.3	1.617	13,665.3
55~59	8,793,000	3.761	33,070.5	2.293	20,162.3
60~64	9,135,000	7.083	64,703.2	2.890	26,400.2
65~69	9,246,000	9.877	91,322.7	3.273	30,262.2
70~74	7,892,000	19.905	157,090.3	7.247	57,193.3
75~79	6,306,000	31.849	200,839.8	14.572	91,891.0
80~84	4,720,000	52.137	246,086.6	34.146	161,169.1
85~	5,105,000	137.323	701,033.9	117.035	597,463.7
計	120,287,000		1,556,084.1		1,027,810.7

年齢調整死亡率 男 : 1,556,084/125,319,000 × 1,000 = 12.4 (全国値 14.1)

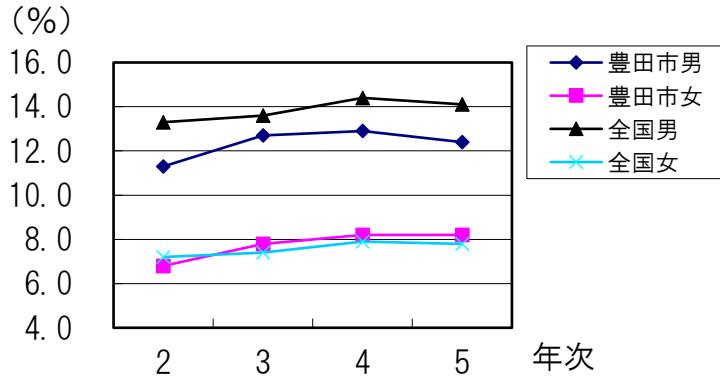
女 : 1,027,810.7/125,319,000 × 1,000 = 8.2 (全国値 7.2)

注：基準人口は平成 27 年モデル人口（平成 27 年の国勢調査を基に補正した人口）

(イ) 令和元年までの年齢調整死亡率の推移



(ウ) 令和2年からの年齢調整死亡率の推移



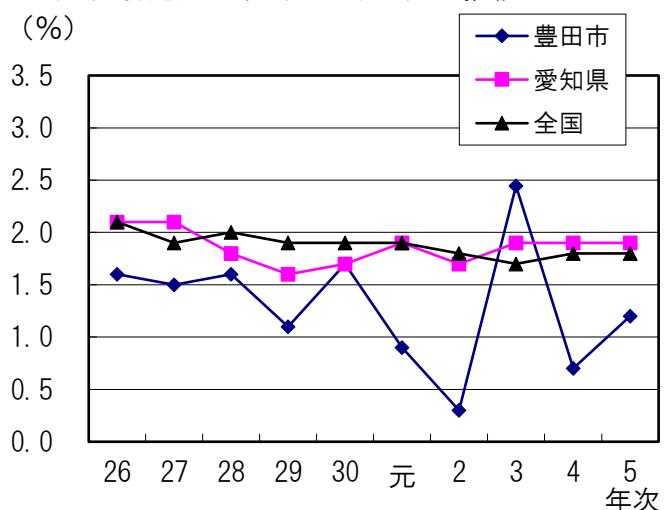
令和元年までは昭和 60 年モデル人口を基準人口として年齢調整死亡率を算出していたが、モデル人口が現実の人口とは異なってきたことから、厚生労働省は平成 27 年モデル人口を基に年齢調整死亡率を算出することとしており、本市においても令和 2 年の年齢調整死亡率から平成 27 年モデル人口を基に算出している。

(4) 乳児死亡

(ア) 乳児死亡数・乳児死亡率

年次	豊田市		愛知県	全国
	乳児死亡数	乳児死亡率(出生千対)		
26	6	1.6	2.1	2.1
27	6	1.5	2.1	1.9
28	6	1.6	1.8	2.0
29	4	1.1	1.6	1.9
30	6	1.7	1.7	1.9
元	3	0.9	1.9	1.9
2	1	0.3	1.7	1.8
3	7	2.4	1.9	1.7
4	2	0.7	1.9	1.8
5	3	1.2	1.9	1.8

(イ) 乳児死亡率(出生千対)の推移

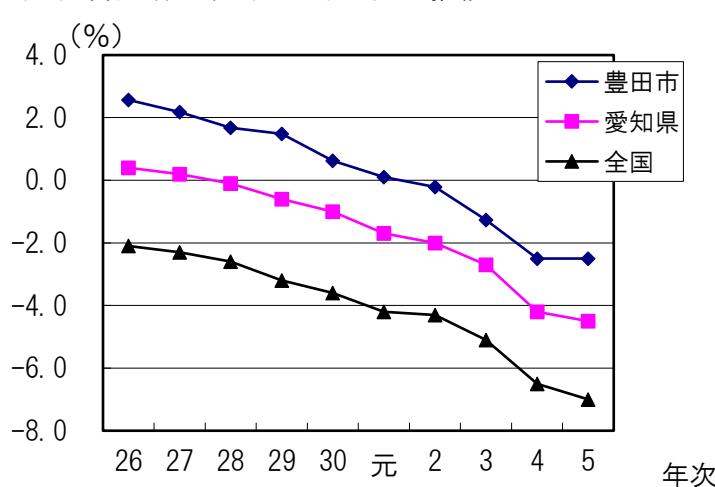


(5) 自然増加

(ア) 自然増加・自然増加率

年次	豊田市		愛知県	全国
	自然増加	自然増加率(人口千対)		
26	1,049	2.6	0.4	-2.1
27	891	2.2	0.2	-2.3
28	687	1.7	-0.1	-2.6
29	609	1.5	-0.6	-3.2
30	255	0.6	-1.0	-3.6
元	41	0.1	-1.7	-4.2
2	-87	-0.2	-2.0	-4.3
3	-512	-1.3	-2.7	-5.1
4	-991	-2.5	-4.2	-6.5
5	-1,307	-2.5	-4.5	-7.0

(イ) 自然増加率(人口千対)の推移

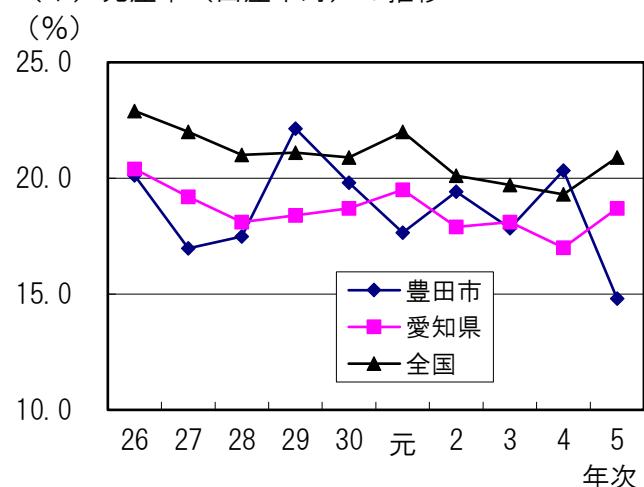


(6) 死産

(ア) 死産数・死産率

年次	豊田市		愛知県	全国
	死産数	死産率(出産千対)		
26	79	20.1	20.4	22.9
27	67	17.0	19.2	22.0
28	66	17.5	18.1	21.0
29	83	22.1	18.4	21.1
30	70	19.8	18.7	20.9
元	58	17.6	19.5	22.0
2	61	19.4	17.9	20.1
3	52	17.8	18.1	19.7
4	57	20.3	17.0	19.3
5	38	14.8	18.7	20.9

(イ) 死産率(出産千対)の推移

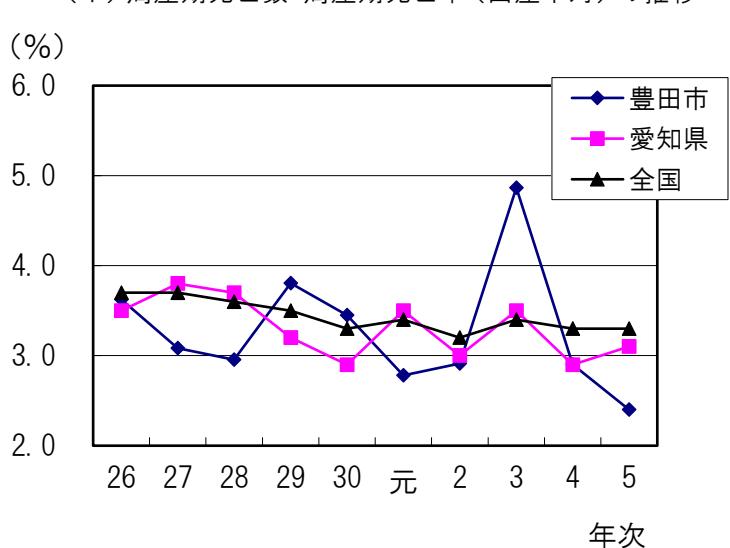


(7) 周産期死亡

(ア) 周産期死亡数・周産期死亡率

年次	豊田市		愛知県	全国
	周産期死亡数	周産期死亡率(出産千対)		
26	14	3.6	3.5	3.7
27	12	3.1	3.8	3.7
28	11	3.0	3.7	3.6
29	14	3.8	3.2	3.5
30	12	3.5	2.9	3.3
元	9	2.8	3.5	3.4
2	9	2.9	3.0	3.2
3	14	4.9	3.5	3.4
4	8	2.9	2.9	3.3
5	6	2.4	3.1	3.3

(イ) 周産期死亡数・周産期死亡率(出産千対)の推移



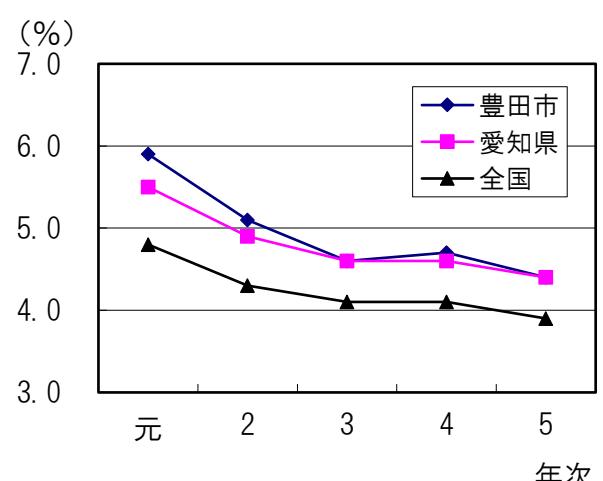
(8) 婚姻

ア. 婚姻数・婚姻率

(ア) 婚姻数・婚姻率

年次	豊田市		愛知県	全国
	婚姻件数	婚姻率(人口千対)		
元	2,422	5.9	5.5	4.8
2	2,084	5.1	4.9	4.3
3	1,858	4.6	4.6	4.1
4	1,852	4.7	4.6	4.1
5	1,751	4.4	4.4	3.9

(イ) 婚姻率(人口千対)の推移



イ. 初婚・再婚別婚姻数

(令和5年)

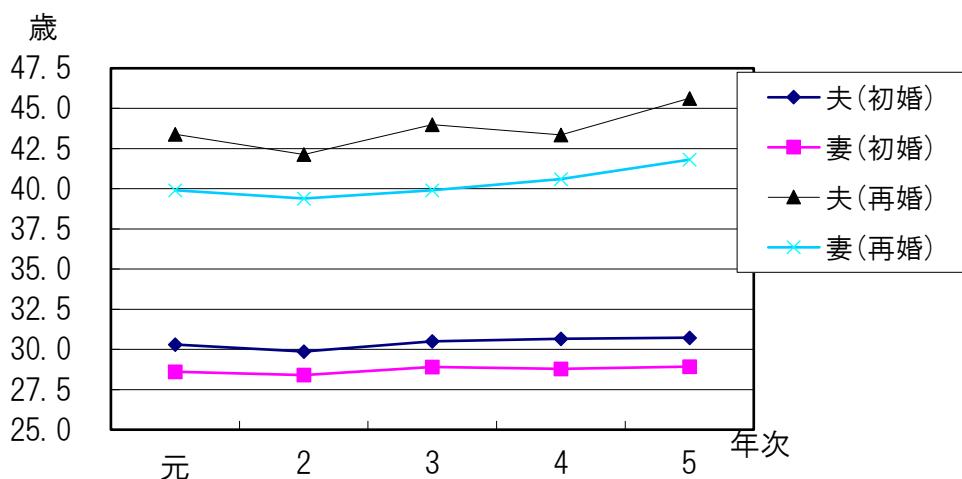
初婚・再婚の別	妻			
	初婚	再婚	総計	
夫	初婚	1,366	117	1,483
	再婚	106	162	268
	総計	1,472	279	1,751

ウ. 婚姻平均年齢

(ア) 婚姻平均年齢

年次	区分	豊田市		愛知県		全国	
		夫	妻	夫	妻	夫	妻
元	初婚	30.3	28.6	31.0	29.1	31.2	29.6
	再婚	43.4	39.9	44.1	40.2	44.1	40.8
2	初婚	29.9	28.4	30.8	29.0	31.0	29.4
	再婚	42.1	39.4	43.6	40.4	43.9	40.9
3	初婚	30.5	28.9	30.7	29.0	31.0	29.5
	再婚	44.0	39.9	44.2	40.8	44.2	41.2
4	初婚	30.7	28.8	30.8	29.1	31.1	29.7
	再婚	43.4	40.6	45.0	40.9	44.7	41.7
5	初婚	30.7	28.9	30.9	29.2	31.1	29.7
	再婚	45.6	41.8	45.5	41.5	45.3	42.1

(イ) 婚姻平均年齢の推移（豊田市）



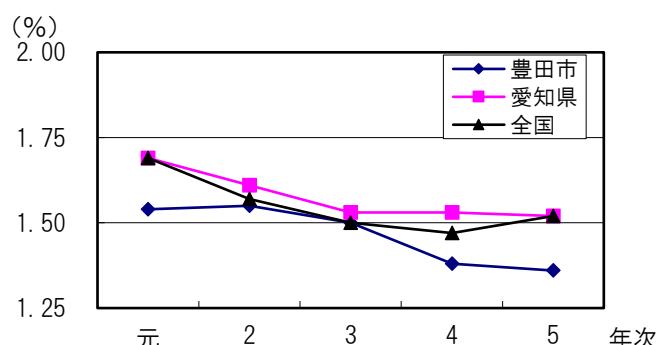
(9) 離婚

ア. 離婚数・離婚率

(ア) 離婚数・離婚率

年次	豊田市		愛知県	全国
	離婚件数	離婚率（人口千対）		
元	628	1.54	1.69	1.69
2	628	1.55	1.61	1.57
3	596	1.50	1.53	1.50
4	549	1.38	1.53	1.47
5	539	1.36	1.52	1.52

(イ) 離婚率（人口千対）の推移

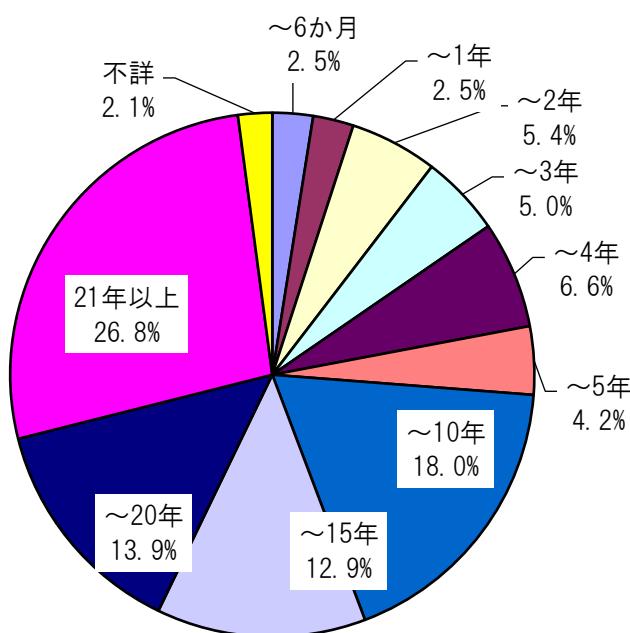


イ. 同居期間別離婚数

(ア) 同居期間別離婚数（令和5年）

同居期間	件数
~6か月	13
~1年	13
~2年	28
~3年	26
~4年	34
~5年	22
~10年	93
~15年	67
~20年	72
21年以上	139
不詳	11
総計	518

(イ) 同居期間別離婚数（割合）



3 高齡者保健福祉

◆ 介護予防事業

高齢者が要介護状態又は要支援状態にならないよう、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるような状態を維持することを目的に、教室・講演会・相談等を実施している。

(1) 認知症予防事業

ア. 認知症初期集中支援推進事業

平成 29 年度から、認知症か又はその疑いがあるにもかかわらず、医療・介護サービスにつながらないなど対応が困難なケースに対し、認知症に特化した専門のチームが集中的に支援している。

年度	2	3	4	5	6
認知症初期集中支援チームの支援決定件数(件)	67	31	39	11	7

イ. 認知症介護家族会

介護家族同士の交流を深め、情報交換をすることや認知症に関する知識を習得することで認知症の人を介護している家族の不安や悩みを軽減するために実施している。

年度	2	3	4	5	6
開催回数	10	11	12	12	6
参加者数合計	177	221	158	143	74

ウ. 若年性認知症本人・家族会

65 歳未満で認知症を発症した人とその家族が集まり、「気持ちが楽になる」「安心して集まる」「仲間がいる」会を目指し、交流会を開催している。

年度	2	3	4	5	6
開催回数	6	7	11	14	4
参加者数合計	68	57	77	106	60

注：令和元年度は試行的実施

エ. 認知症カフェ

認知症の本人、その家族、地域住民、医療・介護の専門職など、誰もが安心して過ごせる場「認知症カフェ」をホームページに掲載、市民に情報提供している。※令和 5 年度まで登録制

年度	2	3	4	5	6
認知症カフェ(か所数)	20	20	20	19	28

オ. 認知症サポーター等養成事業

平成 21 年度から、認知症を正しく知り、理解する目的で実施。全国キャラバン・メイト連絡協議会によるキャラバン・メイト養成講座修了者が認知症サポーター養成を行った。また、平成 28 年度から、地域で活動できるサポーター養成を目的として、サポーターを対象にステップアップ講座を実施している。

年度	2	3	4	5	6
キャラバン・メイト養成者数	47	28	21	37	24
サポーター養成者数	2,196	3,449	2,097	2,588	2,434
ステップアップ講座受講者数	61	142	190	230	453

力. 認知症伴走型支援事業

令和6年12月から、認知症に関する具体的な対応や介護方法に特化して対応する相談窓口、「オレンジほっとテラス」を開設。認知症本人やその家族に対し、認知症介護の専門職が継続的に助言などを行うとともに、ケアマネジャーなどの専門職からの専門的相談にも対応している。

年度	6
相談実人数（延べ人数）	10 (11)

(2) 高齢者健康づくり・介護予防事業

ア. 元気アップ教室

地域の集会所等で介護予防を目的にストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップにつながるレクリエーション等を実施している。

年度		4	5	6
開催箇所数	自治区	5	4	5
	交流館	2	1	—
	地域ふれあいサロン	2	2	2
	新規活動グループ	2	3	4
	実施箇所総数	11	10	11
参加者数（実）		176	174	178
参加者数（延）		929	917	915

イ. 地域介護予防活動支援事業

自主活動グループ数 205 グループ

介護予防教室終了後の自主活動グループに対し、教室で学んだ内容を生かして継続した活動が行えるよう、自主活動グループへの講師派遣や情報交換、交流を目的とした場を提供し支援している。

(ア) 講師派遣：講師及びヘルスサポートリーダー、保健師を派遣する。

年度		4	5	6
支援グループ数	派遺回数(回)	137	151	158
	派遺時延べ人数(人)	2,488	3,820	4,171
ヘルスサポートリーダー	派遺回数(回)	257	232	245
	派遺時延べ人数(人)	2,909	2,566	2,768
依頼保健師	派遺回数(回)	9	—	—
	派遺時延べ人数(人)	127	—	—
療法士	派遺回数(回)	—	11	19
	派遺時延べ人数(人)	—	127	236
地区担当保健師派遺回数		40	36	59

(イ) 交流会の開催：自主活動グループの参加者同士が交流を図り、活動の活性化を図る。

年度		5	6
会場（開催回数）	朝日丘交流館(1) 井郷交流館(1) 高橋交流館(1) 高岡コミュニティセンター(1)	朝日丘交流館(1) 井郷交流館(1) 高橋交流館(1) 高岡コミュニティセンター(1)	朝日丘交流館(1) 井郷交流館(1) 高橋交流館(1) 高岡コミュニティセンター(1)
参加グループ数（参加者数）	58 (99)	59 (99)	
講師	健康づくりリーダー	健康づくりリーダー	
内容	レクリエーション、座談会	レクリエーション、座談会	

◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

後期高齢者医療広域連合から委託を受け、令和4年度から開始。地域の健康課題の分析により事業の企画・調整等を行い、ハイリスクアプローチ（健康状態不明者等に対する個別訪問）とポピュレーションアプローチ（各種団体への健康教育・フレイル予防の啓発等）を実施した。

年度	4	5	6
ハイリスクアプローチ 実人数（延人頭数）	195 (195)	127 (127)	85 (153)
ポピュレーションアプローチ 実人数（延人頭数）	564 (640)	675 (796)	1,596 (2,182)

ハイリスクアプローチは、令和5年度までは健康状態不明者を対象に実施。令和6年度はさらに、重症化予防（糖尿病等の基礎疾患がありフレイル状態にある者）についても実施した。

◆ 介護支援専門員（ケアマネジャー）研修・現任介護職員研修

介護支援専門員やサービス事業者は、在宅介護を支える上で重要な役割を持っている。そのため、「福祉制度やサービス、ケアプランの作成等に関する知識」「介護職員のための介護技術や基礎知識」等について、研修会を開催している。

年度	2	3	4	5	6
開催回数	16	12	22	17	19
延べ参加者数	432	445	355	248	310

◆ 生活管理指導・緊急短期宿泊事業

市内に居住する65歳以上の方のうち、日常生活を営むのに支障があると認められる方、緊急に保護が必要と判断された方を一時的に施設入所させることにより、生活習慣の指導、支援をしている。

年度	2	3	4	5	6
利用者数	15	17	17	22	20
延べ利用日数	601	1,152	970	995	1,221

◆ 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）

「食」の自立の観点から、65歳以上のひとり暮らしの方や65歳以上の方のみの世帯等に、栄養バランスのとれた食事を配達し、合わせて安否の確認を行っている。

年度	2	3	4	5	6
延べ利用者数	17,914	18,811	19,398	19,503	20,036
延べ配食数	373,522	389,103	403,679	406,817	412,727

◆ 徘徊高齢者家族介護支援事業

65歳以上の高齢者等の行方不明に備え、早期発見・保護できる支援体制を構築することにより、高齢者の安全の確保、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減及び、地域住民の理解や見守り体制の強化を図る。

平成24年12月から徘徊高齢者情報配信システム「かえるメールとよた」の運用を開始し、高齢者が行方不明になった際、配信制度協力者に情報をメール配信し、早期発見に生かしている。

また、平成 29 年 12 月から GPS 機器の利用促進補助金を開始し、令和元年 6 月から、認知症の方や家族の賠償責任を補償する、個人賠償責任保険事業を開始した。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
事前登録者数	381	413	462	471	478
個人賠償責任保険加入者数	359	395	443	460	470
見守り安心マーク配布者数	90	79	315	90	76
かえるメール配信回数	30	32	36	18	15
かえるメール登録者数	8,970	10,964	11,391	11,888	11,961
GPS 機器助成利用者数	11	21	19	10	10

◆ 訪問理美容サービス事業

外出が困難な 65 歳以上の方(要介護 3~5)が、自宅で散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費相当額を助成する利用券を年間最大 6 枚まで交付している。

年度	2	3	4	5	6
交付者数	109	118	152	119	156
利用枚数	109	156	157	180	233

◆ シルバーカー購入費助成事業

足腰の衰え等により歩行に不安がある 65 歳以上の方を対象に、シルバーカーを使い、自らの足で外出する機会を増やすことで、地域社会への参加や介護予防の促進を図るため、10,000 円を上限とした購入費の半額を助成している。

年度	2	3	4	5	6
交付者数	255	248	224	189	192

◆ 寝具貸与・クリーニング費の支給

在宅で介護を受けている高齢者に対して、寝具の貸与、交換、及び自己寝具のクリーニングを行うため、各月に利用券 1 枚を給付している。利用券は上限額 5,000 円で、利用にあたって 1 割負担が必要である。

年度	2	3	4	5	6
利用枚数	280	330	224	221	139

◆ すこやか住宅リフォーム助成

介護保険制度の開始に伴い、従来の老人住宅改善費助成事業を介護保険の住宅改修費支給制度に合わせて制度改正した。対象者は、介護保険の要介護認定者のうち在宅で介護を受けている介護保険自己負担割合が 1 割の人。介護保険制度を優先して利用し、介護保険の限度額を超える工事費及び介護保険で対象とならない工事について助成する。利用にあたり 1 割の自己負担が必要で、対象工事費は上限 200,000 円まで。

年度	2	3	4	5	6
助成件数	551	379	403	521	498

◆ 低所得者利用支援

所得者が介護サービスを利用しやすくなることを目的として、低所得者に対する自己負担額の2割を軽減(自己負担額の上限は15,000円)し、在宅介護を促進する。対象者は、在宅での介護保険サービス利用者のうち、市民税非課税世帯で本人の合計所得金額と年金収入額(非課税年金を含む)の合計が80万円以下の低所得者であり、在宅系サービスのすべて(住宅改修・福祉用具関係を除く)について、利用料を軽減する。

年度	2	3	4	5	6
助成件数	945	914	944	938	589

◆ 家族リフレッシュショートステイ

介護する家族の疲れを癒し、介護に対する心身の負担感の軽減を目的として、介護保険の給付の限度額を超えた分のショートステイ(短期入所生活介護又は短期入所療養介護)利用額の助成を行う。1年に5日を上限とし、介護保険と同様の自己負担で利用できる。

年度	2	3	4	5	6
助成件数	363	391	338	353	424

◆ 福祉電話訪問

65歳以上のひとり暮らしの方等の安否確認や孤独感の解消を図るために、週1回、電話訪問を行っている。
(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
利用者数	25	27	27	19	17

◆ 緊急通報システム事業

介護認定があり、ひとり暮らし登録のある65歳以上の高齢者のうち、特定の疾患によって、体調が急変するおそれのある方に緊急通報システム機器を貸与し、生活の安全確保を図っている。

年度	2	3	4	5	6
利用者数	59	63	65	60	56

◆ 高齢者等補聴器購入費助成事業

コミュニケーションの円滑化による生活の質の改善や、社会的孤立を防ぎ、高齢者等の社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成している。

年度	6
助成人数	360

◆ 施設サービス

高齢者の状況にあわせた入所施設や高齢者向け住居があり、各サービス・支援を行っている。

(1) 入所施設

令和6年度末における入所施設の整備状況は、特別養護老人ホームが26施設で計1,449床、養護老人ホームが1施設で50床、老人保健施設が8施設で計691床、ケアハウスが2施設で計100床となっている。

市内入所施設の整備状況

(令和6年度末現在)

施設種別	施設名	開設年月日	定員(人)	整備量(床)
特別養護老人ホーム	豊田福寿園	S 63. 3. 1	100	1,449
	とよた苑	H 7. 4. 1	100	
	みなみ福寿園	H 9. 4. 16	100	
	すばる	H 12. 7. 5	80	
	豊水園	H 15. 7. 1	80	
	豊田みのり園	H 16. 4. 1	90	
	小原安立	H 15. 4. 1	80	
	巴の里	H 16. 3. 21	80	
	ひまわりの街	H 19. 4. 1	80	
	第2とよた苑	H 20. 4. 1	74	
	笑いの家	H 20. 6. 1	57	
	くらがいけ	H 21. 4. 1	29	
	こささの里	H 23. 4. 1	29	
	うねべの里	H 23. 4. 1	29	
	豊田つつみ園	H 24. 4. 1	29	
	第2すばる	H 24. 4. 1	29	
	ひまわり邸	H 24. 4. 1	29	
	保見の里	H 25. 4. 1	29	
	石野の里	H 26. 4. 1	29	
	豊田わかばやし園	H 26. 4. 1	29	
	猿投の楽園	H 28. 10. 1	29	
	アメニティ豊田駅前	H 30. 2. 1	90	
	益富の楽園	R 1. 5. 12	29	
	藤岡の楽園	R 2. 4. 1	29	
	三九園	R 2. 4. 1	32	
	ユニット型特別養護老人ホーム三九園	R 2. 4. 1	58	
養護老人ホーム	若草苑	S 33. 4. 18	50	50
介護老人保健施設	豊田老人保健施設	H 4. 4. 24	100	691
	ジョイスティ	H 5. 4. 12	90	
	ウェルビー	H 7. 1. 6	100	
	かずえの郷	H 7. 3. 31	130	
	さなげ	H 16. 4. 28	58	
	ユニット型介護老人保健施設さなげ	H 28. 5. 1	37	
	フジオカ	H 15. 4. 1	96	
	高岡介護老人保健施設	H 20. 3. 15	80	
ケアハウス	ケアハウス豊田	H 9. 1. 10	50	100
	ケアハウスみなみ	H 10. 4. 14	50	

(2) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者を対象とする入所施設である。

令和6年4月1日現在の措置入所者数は50人であり、そのうち37人が市内の施設に入所している。ほか13人は市外の6施設に入所している。

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
入所者数	62	57	52	48	50

(3) 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）

シルバーハウジング・プロジェクト（国土交通省・厚生労働省の通達）に基づき、高齢者の生活特性に配慮した住宅及び付帯施設が供給される公的賃貸住宅である。入居者に対して、生活援助員が安否確認、生活相談、緊急時の対応等の福祉サービスを行っている。開設状況は表のとおり。

シルバーハウジング開設戸数

(令和6年度末現在)

住宅名	設置者	開設戸数
県営渋谷住宅	愛知県	20
県営宮口上住宅	愛知県	18
県営手呂住宅	愛知県	15
県営初吹住宅	愛知県	27
市営東山住宅	豊田市	12
市営市木町住宅	豊田市	8
市営美和住宅	豊田市	22
県営上郷	愛知県	14

シルバーハウジング入居戸数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
入居戸数	122	116	117	120	112

(4) 高齢者生活支援ハウス

稻武福祉センターに併設され10の居室を備えている。独居に不安のある高齢者等が数日から数か月にわたり一時的に入居する施設である。生活援助員が各種相談や助言、緊急時の対応等を行っている。

高齢者生活支援ハウスの利用状況

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
入居人員	9	8	6	7	7

◆ ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業

日常生活に介護又は支援を要し移動に関して家族の支援を受けることが困難な65歳以上のひとり暮らしの方等に対して、移動にかかる費用の一部を助成する。

年度	2	3	4	5	6
交付者数	2,276	3,112	3,910	3,881	4,085

◆ 敬老金の贈呈

毎年、敬老の日にあわせて敬老金を贈呈している。

対象年齢	贈呈額		贈呈実績（人）				
	令和2年度 まで	令和3年度 から	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
満80歳	5,000円	5,000円	3,483	3,861	3,891	3,824	4,038
満85歳		-	2,037	-	-	-	-
満90歳	10,000円	5,000円	1,029	1,036	1,154	1,145	1,168
満95歳		-	393	-	-	-	-
満100歳	-	20,000円	-	80	75	80	79
満100歳以上	30,000円	-	175	-	-	-	-
計			7,117	4,977	5,120	5,049	5,285

◆ 就労対策（高齢者能力活用推進事業）

高齢者の能力活用と社会参加の促進を図り、生きがいのある充実した生活を実現するため、就業の場を提供する公益社団法人豊田市シルバー人材センターに対して助成している。

会員数受注件数・配分金

年度	2	3	4	5	6
会員数	2,159	2,131	2,081	2,057	2,021
受注件数	6,559	6,596	6,329	6,157	5,773
就業延べ人員	152,469	155,159	147,525	143,571	135,559
配分金(千円)	644,892	651,280	633,822	635,470	620,508

◆ ひとり暮らし高齢者等登録制度

急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をするため、65歳以上のひとり暮らしの方等の情報を、市消防本部に設置された通信機に登録している。

なお、「介護認定のあるひとり暮らし高齢者に準ずる世帯」とは、65歳以上の高齢者世帯において、「要介護4」以上の介護認定のある方がいる世帯、又は65歳以上で介護認定のある方が、在宅重度心身障がい者若しくは中学生以下の児童のみと同居している世帯である。

ひとり暮らし高齢者等登録者数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
介護認定のないひとり暮らし高齢者	1,815	1,746	1,752	1,736	1,712
介護認定のあるひとり暮らし高齢者	1,482	1,619	1,681	1,767	1,835
介護認定のあるひとり暮らし高齢者に準ずる世帯	15	9	13	3	1
計	3,312	3,374	3,446	3,506	3,548

◆ 避難行動要支援者名簿制度

災害時等の避難の際に特に支援が必要とされる方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、その名簿情報を名簿掲載者から同意を得た上で自治区や民生委員等の地域関係者に提供することによって、日頃の見守り体制や災害時の支援体制を構築する。平成26年10月に災害時要援護者登録制度から移行した。

『要件別避難行動要支援者数及び同意者数』

(各年度末現在)

年度	4		5		6	
	対象者	同意者	対象者	同意者	対象者	同意者
①ひとり暮らし高齢者等登録者	3,446	3,446	3,506	3,506	3,548	3,548
②要介護(3~5)認定者 (①の対象者除く)	2,803	1,628	2,867	1,703	2,851	1,657
③在宅重度心身障がい者認定者 (①、②の対象者除く)	505	436	504	438	514	442
④視覚・聴覚・下肢・体幹1級~2級の者(①、②、③の対象者除く)	1,245	905	1,276	939	1,251	912
上記に準ずる登録希望者	164	164	153	153	151	151
計	8,163	6,579	8,306	6,739	8,315	6,710

注：施設入所者や長期入院している者を除く

◆ 介護保険課出前講座

市民に介護保険や様々な高齢者施策への理解を深めてもらうことによる安心感の提供を目的として、具体的な制度の利用方法などをPRする事業である。

年度	2	3	4	5	6
実施回数	8	6	6	10	8
参加人数	321	348	101	313	263

◆ 豊寿園の利用状況

高齢者の健康増進、生きがい、教養の向上及びレクリエーションのための場を総合的に提供している。

年度	2	3	4	5	6
利用者数(団体)	160	696	4,489	8,973	9,040
利用者数(個人)	64,377	80,960	80,746	81,322	81,863
利用者数(行事等)	2,734	7,753	9,740	11,902	10,938
計	67,271	89,409	94,975	102,197	101,841

◆ じゅわじゅわの利用状況

主に高齢者を対象として、健康増進及び介護予防の場として温浴施設を設置している。

年度	2	3	4	5	6
利用者数	60,735	84,865	95,734	97,196	103,251

◆ 寿楽荘の利用状況

主に高齢者を対象として、休養、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための場として温泉付き宿泊施設を設置している。

年度	利用者数(休憩)			利用者数(宿泊)			利用者数(合計)		
	高齢者	その他	計	高齢者	その他	計	高齢者	その他	計
2	2,764	1,700	4,464	1,109	946	2,055	3,873	2,646	6,519
3	3,413	2,246	5,659	1,493	1,408	2,901	4,906	3,654	8,560
4	5,666	3,750	9,416	2,255	2,325	4,580	7,921	6,075	13,996
5	8,234	4,895	13,129	3,172	2,907	6,079	11,406	7,802	19,208
6	9,080	4,778	13,858	3,049	3,129	6,178	12,129	7,907	20,036

◆ お元気ですかボランティア訪問事業

平成 22 年 7 月から訪問活動を開始した事業であり、ひとり暮らし高齢者等の自宅をお元気ですかボランティアが訪問し、話を傾聴することで、孤独感の解消と安否確認を図っている。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
訪問回数	903	683	1,020	1,031	896
ボランティア総数(人)	196	193	192	192	132

◆ ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～

平成 22 年 1 月から開始した事業であり、地域で生活する高齢者の方々が安心して生活ができるよう、地域にある関係機関(飲食店、新聞・牛乳販売店など)が地域で見守る体制を整備し、高齢者をささえあうネットワークを構築している。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
関係協力機関登録件数	2,341	2,366	2,418	2,440	2,381

4 介護保険

◆ 第1号被保険者

市内に住所を有する 65 歳以上の者

第1号被保険者数

(年度末)

年齢区分		2	3	4	5	6
65 歳～74 歳		52,670	51,485	48,900	46,676	44,848
75 歳以上		46,685	49,041	52,200	55,467	58,091
計		99,355	100,526	101,100	102,143	102,939
再 掲	外国人被保険者	799	868	913	970	1,043
	住所地特例被保険者	218	234	237	262	283

第1号被保険者増減内訳

		2	3	4	5	6
増	転入	363	437	426	407	402
	65 歳到達	4,516	4,353	4,130	4,589	4,489
	その他	16	19	27	35	40
	計	4,895	4,809	4,583	5,031	4,931
減	転出	401	480	510	475	499
	死亡	2,906	3,111	3,446	3,471	3,570
	その他	52	47	53	42	66
	計	3,359	3,638	4,009	3,988	4,135

◆ 介護保険料

第1号被保険者の令和6年度の保険料は、前年の所得等に応じて13段階に分かれ、納め方は2種類ある。

①特別徴収…老齢・退職・障がい・遺族年金を年額 180,000 円以上受給している人は年金からの天引きにより納める。

②普通徴収…上記の特別徴収に該当しない人は納付書もしくは口座振替により納める。

所得段階別保険料

単位：円

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
年額 (月額)	18,444 (1,537)	31,800 (2,650)	43,248 (3,604)	54,060 (4,505)	63,600 (5,300)	69,960 (5,830)	79,500 (6,625)
段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
年額 (月額)	95,400 (7,950)	114,480 (9,540)	130,380 (10,865)	136,740 (11,395)	146,280 (12,190)	162,180 (13,515)	

介護保険料収納状況

区分	調定額	総収納額	還付額	不納欠損額	純収納額	純未納額
特別徴収	6,555,864,811	6,614,112,977	47,767,594	—	6,555,864,811	—
普通徴収	619,051,802	585,637,556	2,473,233	4,033,610	582,817,754	32,200,438
計	7,174,916,613	7,199,750,533	50,240,827	4,033,610	7,138,682,565	32,200,438

注：上記の普通徴収は滞納繰越分を含む

：収納率は、令和6年度分は普通徴収現年分 97.41%、滞納繰越分 30.66%、全体 99.49%となっている。

◆ 認定者数

要介護度別の認定者数については、令和 6 年度は 16,964 人であり、前年度より 614 人の増加となっている。高齢者のうち介護認定を受けている者の割合となる認定率については、16.5%と前年度と比較しやや増加している。

要介護認定者数の推移

(年度末)

要介護度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
要支援 1	2,233	2,251	2,143	2,314	2,688
要支援 2	2,484	2,605	2,839	2,936	3,075
要介護 1	3,095	3,125	3,091	3,232	3,368
要介護 2	2,470	2,515	2,656	2,769	2,710
要介護 3	1,750	1,816	1,729	1,814	1,820
要介護 4	1,922	1,844	1,879	1,962	2,048
要介護 5	1,326	1,377	1,415	1,323	1,255
計	15,280	15,533	15,752	16,350	16,964

認定率

(年度末)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
認定率	15.3	15.4	15.5	16.0	16.5

注：認定率＝要介護認定者数／高齢者数 × 100

◆ サービスの利用状況

全体的に医療系サービスを中心に増加している。平成 30 年度から介護医療院が創設された。訪問介護(予防)、通所介護(予防)は、平成 29 年度から開始された総合事業に同年度末に移行を完了している。

(1) 居宅介護(介護予防)サービス

サービス種類	区分／件数	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
訪問介護	介護	21,735	22,414	23,790	24,178	24,476
	予防	—	—	1	1	1
訪問入浴介護	介護	2,520	2,716	2,671	2,536	2,441
	予防	85	81	113	88	64
訪問看護	介護	12,811	14,358	15,817	16,061	17,143
	予防	2,484	2,873	3,231	3,520	4,171
訪問リハビリテーション	介護	1,924	2,256	2,492	2,496	2,535
	予防	352	475	571	425	563
居宅療養管理指導	介護	34,435	38,493	42,334	44,980	49,854
	予防	2,867	3,082	2,984	2,791	3,559
通所介護	介護	35,346	35,667	35,251	36,090	37,061
	予防	—	1	0	1	0
通所リハビリテーション	介護	8,415	8,575	8,772	9,346	9,481
	予防	4,377	4,441	4,305	4,234	4,476
短期入所生活介護	介護	10,788	10,692	10,685	11,456	11,356
	予防	633	629	531	544	558
短期入所療養介護	介護	1,568	1,554	1,439	1,579	1,533
	予防	51	63	72	83	74
特定施設入所者生活介護	介護	2,530	2,515	2,693	3,152	3,690
	予防	630	599	476	382	595
福祉用具貸与	介護	48,239	51,027	53,418	55,883	56,784
	予防	22,605	23,906	25,288	26,189	28,584

(2) 地域密着型介護(介護予防)サービス

サービス種類	区分／件数	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認知症対応型通所介護	介護	2,260	2,420	2,290	2,260	2,168
	予防	2	2	15	1	0
小規模多機能型居宅介護	介護	322	356	357	334	343
	予防	95	79	60	69	85
認知症対応型共同生活介護	介護	5,869	6,025	6,086	6,160	6,347
	予防	73	53	56	64	76
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	4,159	4,127	4,138	4,132	4,129
地域密着型通所介護	介護	13,286	14,027	14,901	16,105	16,398
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	217	312	331	321	548

(3) 施設サービス

サービス種類	区分／件数	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護	13,416	13,676	13,849	13,804	13,838
介護老人保健施設	介護	9,328	9,097	9,204	9,434	9,707
介護療養型医療施設	介護	153	46	24	24	2
介護医療院	介護	694	827	757	796	825

(4) 居宅介護(介護予防)サービス計画

サービス種類	区分／件数	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
サービス計画費	介護	72,346	75,195	77,751	80,620	81,620
	予防	26,089	27,414	29,379	30,094	32,636

(5) 特定入所者介護(介護予防)サービス費

サービス種類	区分／件数	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定入所者介護(介護予防)	介護	15,069	14,120	12,984	12,644	11,876
	予防	110	92	71	73	76
特定入所者介護(介護予防)	介護	15,082	14,247	13,154	12,803	12,003
	予防	110	104	91	89	84

(6) その他サービス

サービス種類	区分／件数	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
福祉用具購入費	介護	1,093	1,137	1,053	999	953
	予防	523	504	523	548	589
住宅改修費	介護	727	659	655	762	715
	予防	519	434	501	562	576
高額介護サービス費	合計	35,384	35,998	36,762	39,993	41,439
高額医療合算介護サービス費	合計	2,442	2,501	2,583	2,736	2,872

(7) 特別給付

豊田市独自のサービスとして、おむつ購入費の支給を行っている。利用対象者は、在宅でおむつが必要な要介護1以上の認定者で、対象者には各月に利用券1枚を給付している。利用券は上限額3,000円で、利用にあたって1割負担が必要である。おむつ購入費の支給は他の在宅サービスに比べ、利用率が非常に高い。

おむつ購入費支給件数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支給件数	46,118	47,345	49,808	51,237	51,820

◆ 介護サービス事業所

令和6年度中(令和7年4月1日まで)に複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)3事業所が開設した。

(各年度4月1日現在)

事業種類	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
訪問介護	67	69	69	72	73
訪問入浴介護	5	5	5	5	5
訪問看護 1)	31	32	34	39	41
通所介護	51	52	52	55	55
通所リハビリテーション	12	12	13	13	13
福祉用具貸与	13	14	14	15	15
特定福祉用具販売	15	15	15	16	15
短期入所生活介護	23	23	23	23	23
短期入所療養介護	10	10	10	10	10
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	3	3	3	3
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	30	31	31	31	32
認知症対応型通所介護	13	15	15	14	13
小規模多機能型居宅介護	2	2	2	2	2
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	—	—	1	—	3
地域密着型通所介護	52	51	56	52	53
特定施設入居者生活介護	7	7	10	14	15
居宅介護支援(ケアプラン作成)	70	74	75	75	76
介護予防支援(ケアプラン作成)	28	28	28	28	34
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 2)	26	26	26	26	26
介護老人保健施設	8	8	8	8	8
介護医療院	2	2	2	2	2
介護予防訪問サービス	54	57	56	59	58
生活支援訪問サービス	16	17	18	18	18
介護予防通所サービス	99	100	104	103	106
生活支援通所サービス	26	25	24	24	23
合計	661	678	694	707	722

注：健康保険法の指定を受けている病院、診療所等については、別段の申し出がない限り、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導の指定があつたものとみなされる

：休止事業所を除く

注 1)訪問看護ステーションの数(病院、診療所等の数を含んでいない)

2)地域密着型介護老人福祉施設を含んだ数

◆ 地域包括支援センター運営事業

平成 18 年度から在宅介護支援センターの業務を引き継いだ地域包括支援センターは、中学校区単位を担当地区として、市内高齢者又はその家族に対し支援を行っている。地域で暮らす高齢者の介護・福祉・保健・医療等の総合相談、高齢者の権利擁護の支援、地域のネットワークづくりを行いながら、地域における高齢者等の福祉の向上を図っている。また、介護保険等の申請代行を行うとともに、要支援者等の介護予防ケアマネジメントも行っている。

利用形態別実績（延べ人数）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
電話	99,352	101,754	104,531	46,989	44,249
来所	8,002	7,664	7,882	5,808	4,383
訪問	36,088	36,834	38,083	13,915	10,033
その他	6,987	7,320	7,534	11,951	3,135
計	150,429	153,572	158,030	78,663	61,800

利用者別実績（延べ人数）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
本人	56,898	58,163	58,230	23,163	18,288
家族	42,506	44,845	46,377	19,878	15,941
地域住民	1,435	1,444	1,485	6,061	638
民生委員	2,945	3,141	3,266	1,551	1,878
関係機関	52,805	54,937	52,007	18,848	23,288
その他	1,979	2,156	2,042	10,743	1,767
計	158,568	164,686	163,407	80,244	61,800

注：利用形態別実績と利用者別実績の合計が一致しないのは、同一案件での対応については 2 回目以降で利用者数を計上していないため

相談内容別実績（延べ件数）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
介護・日常生活に関する相談	28,665	33,663	36,087	32,118	39,835
介護保険制度に関する相談	22,504	24,832	25,359	27,454	33,256
介護保険制度外に関する相談	4,028	4,545	4,591	11,971	9,378
権利擁護に関する相談	460	416	496	2,039	1,039
その他の相談	2,353	2,378	2,440	6,542	4,871
計	58,010	65,834	68,973	80,124	88,379

対応内容別実績（延べ件数）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
相談(関係機関)	3,919	4,790	5,415	5,847	6,553
情報提供	54,774	56,534	57,993	36,585	51,284
介護予防サービス計画作成	5,981	6,575	8,147	6,020	11,430
実態把握	36,116	37,658	37,409	8,077	10,047
その他の対応	6,763	8,139	9,762	13,184	4,210
計	107,553	113,696	118,726	69,713	83,524

*令和 5 年度より総合相談事業のみの実績

予防給付実績

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
延べ人数	26, 415	28, 089	29, 728	30, 829	33, 154

介護予防ケアマネジメント実績

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
延べ人数	16, 987	16, 740	16, 936	17, 705	18, 664
対応件数	—	—	—	81, 507	123, 791

その他（会議・研修等）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
会議(ケース検討会議等) 開催・出席	2, 066	2, 768	2, 573	2, 427	2, 649
サービス担当者会議開催及び 出席	3, 795	4, 124	4, 515	1, 731	5, 087
介護予防・介護教室開催	158	238	305	328	153
介護予防教室	103	157	196	227	—
認知症予防教室	—	—	—	—	73
家族介護者交流	55	81	109	101	80
教室参加延べ人数	1, 729	2, 092	2, 616	3, 565	2, 180
地域行事出席	295	372	682	750	554
研修参加	1, 026	1, 372	1, 054	1, 056	1, 232
季刊紙	131	127	121	107	72
ささえあいネットワーク会議	1	4	8	10	6
地域ケア会議	66	84	97	52	49
徘徊高齢者搜索模擬訓練	1	5	2	3	4

注：「家族介護教室」は、平成 30 年度から必要に応じて家族介護者交流の中で実施している。

5 障がい者(児)保健福祉

◆ 精神保健福祉

精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、相談体制の充実や環境づくり、地域住民への疾患の理解や知識の普及啓発等を行った。

(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

(各年度末現在)

年度 等級	2	3	4	5	6
1級	467	491	512	538	571
2級	2,159	2,379	2,579	2,836	3,065
3級	899	968	1080	1,170	1,259
合計	3,525	3,838	4,171	4,544	4,895

(2) 自立支援医療費(精神通院)の給付

精神的な病気のための診療、デイケア、訪問看護、薬などにかかる通院医療費の給付を行っている。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
給付件数	6,992	6,934	7,290	7,749	8,026

(3) 医療保護入院の状況

医療保護入院患者内訳

(年度末現在)

	ア血 ル管 ツ性 ハ認 イ知 マ症 ー 病	ア覚 ルせ コイ ー剤 ル等	統合失調症等	気分 (感情) 障がい	神経症性障がい	生理的障がい	人行動及び障がい	精神遅滞	自心理症的等発達の障がい	行動情緒及び障がい	てんかん	その他	総数
医療保護入院患者	98	16	162	89	9	3	-	4	41	3	-	-	425
20歳未満	1	-	1	4	-	1	-	1	12	3	-	-	23
20歳～40歳未満	1	2	37	20	5	1	-	1	24	-	-	-	91
40歳～65歳未満	5	7	94	31	3	-	-	1	4	-	-	-	145
65歳以上	91	7	30	34	1	1	-	1	1	-	-	-	166

(4) 精神保健福祉相談状況

精神科医師や心理職員、保健師等が、こころの病への対応等について助言を行い、当事者や家族の抱える問題解決の糸口になるよう支援を行った。

ア. 精神科医師、心理職員による精神保健福祉相談

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
精神科医師	34	22	25	36	31
依存症専門医	-	-	-	-	6
心理職員	9	14	3	12	12

イ. 保健師等による精神保健福祉相談

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
訪問(延べ件数)	280	153	130	78	112
来所・電話(延べ件数)	1,876	1,360	1,203	1,178	1,384

ウ. 緊急対応

夜間休日・緊急時等の対応困難者や警察官通報の対応件数である。

(年度末現在)

緊急対応総件数	33	日中対応件数	11
		夜間・休日対応件数	22

(年度末現在)

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第23条に基づく通報件数	30
精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第22条に基づく申請件数	2

(5) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援

精神疾患の未治療や治療中断により再発を繰り返したり、長期入院の精神障がい者に対し、地域で安定した生活を送ることができるよう25事例について支援を行った。

(6) 豊田市措置入院者の退院後の支援事業

精神保健福祉法第47条に基づく相談支援業務の一環として、同法第29条第1項により入院し、かつ支援計画の作成に同意した方に対し、社会復帰の促進等を図ることを目的として、6か月間の支援計画を作成し、支援を行った。

(年度末現在)

支援者数	11
------	----

(7) 豊田市ピアサポートフォローアップ研修、交流会

精神障がい者の地域移行・地域定着支援の推進のため、研修会及び交流会を通じて登録ピアセンターのスキルアップに向けた支援を行った。

実施回数	延べ参加者数
5	10

(8) 精神保健福祉理解啓発事業

精神障がいへの理解を深めるため、精神保健福祉普及講演会等を実施し、普及啓発に取り組んだ。

開催日	内容	参加人数
11月8日	「アルコール依存症とともに生きる」 講 師 山口達也氏 対象者 市内在住・在勤・在学者	350

(9) 障がい者総合支援法 精神障がい者の福祉サービスの利用状況

精神障がい者の実支給決定者は1,257人であり、福祉サービスの支給決定を通して生活の質の向上を図った。

(令和6年度末現在)

事業	支給決定者数	サービス利用者数
居宅介護	173	114
短期入所	76	8
生活介護	55	44
グループホーム・ケアホーム	148	111
就労移行支援	173	140
就労継続支援	771	571
自立訓練	24	19
移動支援	77	32
地域生活支援デイ	34	8
日中短期入所	27	1
地域活動支援センターⅢ型	20	14

(10) 精神障がい者支援従事者研修会

精神障がい者への支援に従事している事業所や医療関係者を対象に講義を実施し、職員の質の向上に努めた。

開催日	内容	参加人数
10月31日	「精神障がいの理解と対応～復職への支援について～」 講 師 ピアソーター、相談支援専門員 対象者 障がい福祉関連事業所、高齢福祉関連事業所、市職員	47

(11) 精神障がい者地域支援協議会

精神障がいに対応した地域包括ケアシステム及び精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、豊田市精神障がい者地域支援協議会を設置し、保健・医療・福祉関係者で協議を行った。

事業名	開催回数	延べ参加人数
精神障がい者地域支援協議会	1	18
精神障がい者地域支援協議会部会	3	34

(12) 家族教室及び家族交流会

脳外傷等による高次脳機能障がい者の家族、依存問題を抱える家族を対象に知識普及・情報交換の場として教室や交流の場を開催している。また、自主活動をしているグループに対しても活動支援を実施している。

家族教室・交流会

事業名	開催回数	延べ参加人数
高次脳機能障がいのある人の家族の教室	4	21
依存問題でお困りの家族教室	2	6

自主グループ

事業名	回数
豊田地域精神障がい者家族会	1

(13) 地域活動支援センターⅢ型事業利用状況

社会的経験の乏しい障がい者に対し社会参加、生活訓練の場を提供することで社会生活において自信をつけ、生活の質の向上を図ることを目指している。

(年度末現在)

事業所名	実施日数	利用数	一日平均通所者数(人)
はばたき工房	247	1,405	5.7
ポジティブ21いなぶ	240	490	2.0

(14) 地域活動支援センターⅠ型事業利用状況

市内の医療法人2か所に委託し、相談支援及び社会との交流促進等の充実を図っている。

(利用数)

	相談支援事業 ¹⁾	基礎的事業 ²⁾	強化事業 ³⁾
エポレ	873 (1,069)	430 (934)	149 (537)
豊田ころもサポート	1,317 (1,321)	197 (197)	441 (441)

注：()内他市町含む総実績

注 1)精神保健福祉士による相談(こころの悩み、治療、福祉サービス利用等の相談)

2)障がい者のグループ活動、社会との交流促進事業

3)家族教室、ピアサポート活動、地域住民ボランティア育成事業、普及啓発事業、地域との連携強化のための調整

(15) 精神障がい者家族相談支援事業

精神障がい者本人やその家族が、同じ悩みや苦しみ等を経験した家族から助言を受けることで、孤立感や疎外感を和らげることを目的としている。また、当事者やその家族が自立に向けた地域生活を送ることを目的に居場所を提供している。

(年度末現在)

電話相談延べ件数	82
面接相談延べ件数	39
居場所延べ参加者数	380

◆ 難病対策

難病の患者及びその家族が安定した療養生活を送ることができるよう、患者・家族会及び講演会・療養相談会、専門医や保健師による相談を行った。

(1) 特定疾患医療給付公費負担受給者の状況

特定疾患医療給付事業申請受付、愛知県への進達事務及び受給者票の発送を行った。

特定疾患医療給付公費負担受給者数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	13	9	9	6	5

注：平成27年1月の難病法の施行に伴い、多くの疾患が特定医療費へ移行となり、6疾患のみが対象となっている。

(2) 特定医療費受給者の状況

平成 27 年 1 月施行の難病法に基づき、341 病患(令和 7 年 3 月 31 日時点)が特定医療費の対象となっている。特定医療費支給認定申請受付、愛知県への進達事務及び受給者証の発送を行った。

特定医療費受給者数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	2,475	2,435	2,502	2,560	2,707

(3) 先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業

先天性血液凝固因子欠乏症等の医療費助成として、先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業申請受付と県への進達事務を行った。

先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業受給者票申請件数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
交付件数	28	30	27	29	32

(4) 難病患者地域ケア推進事業

ア. 保健師による難病相談等

A L S (筋萎縮性側索硬化症) 患者を中心に難病患者が地域で安心して生活できるよう相談支援を行った。

実人数	延べ人数			
	家庭訪問	面接	電話	ケース会議
41	19	3	19	0

イ. 難病患者家族教室

難病患者及びその家族が安定した生活を送るために、必要な知識を深め、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消が図られるよう支援した。

(ア) パーキンソン病

開催日	内容／講師	参加人数
5月24日	療養相談 講話・体操 神経内科医師 理学療法士	20
9月27日	療養相談 講話・体操 神経内科医師 理学療法士	14

(イ) 重症筋無力症

開催日	内容／講師	参加人数
9月11日	講話・療養相談 脳神経内科医師	8
10月9日	講話・交流会 一般社団法人全国筋無力症友の会	8

ウ. 講演会及び療養相談会

難病患者及びその家族、医療福祉関係者を対象に、疾患の理解や日常生活に必要な知識を深めるため講演会を行った。また、一人ひとりの日常生活の悩み等に対し療養相談を行い、地域で安心して生活が送ることができるよう支援した。

開催日	内容／講師		参加人数
10月25日	パーキンソン病	脳神経内科医師	50
10月26日	炎症性腸疾患	消化器内科医師	86
11月29日	全身性強皮症	膠原病内科医師	7
12月2日	災害対策	日本ALS協会	6
1月25日	多系統萎縮症	脳神経内科医師	33

エ. 医師による難病個別相談

難病患者及びその家族が、難病に対する正しい知識を深めるとともに、療養上及び日常生活上の悩みや不安等の解消を図るために、難病専門医師による個別相談を実施した。

疾患区分	実施回数	件数
神経疾患	—	—
皮膚疾患	1	1
消化器疾患	1	2
膠原病	1	2
呼吸器疾患	—	—
骨・関節疾患	1	1

※—：相談希望なく中止

(5) 豊田市難病患者支援金支給事業

令和元年度から所得制限を設け、「特定疾患医療給付事業受給者票」又は「特定医療費受給者証」の交付を受けている人を対象に年額3万円を支給した。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
支援金支給人数	1,320	1,492	1,536	1,590	1,695

◆ 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳は、身体障がい者福祉法に定める障がい程度に該当する障がいを持つ者に交付され、身体障がい者福祉の基礎となるものである。

(1) 身体障がい者手帳所持者数・障がい別・等級別の状況

(各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
所持者数	12,846	12,790	12,686	12,628	12,498

(令和7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	257	297	64	60	120	30	828
聴覚平衡機能障がい	73	355	170	173	2	322	1,095
音声言語機能障がい	3	8	73	43	—	—	127
肢体不自由	1,096	1,217	1,485	1,257	599	259	5,913
内部障がい	2,402	77	916	1,140	—	—	4,535
計	3,831	1,954	2,708	2,673	721	611	12,498

(2) 身体障がい者手帳交付数

年度	2	3	4	5	6
新規交付	905	841	885	919	943
等級変更	407	411	429	416	342
再交付	147	203	169	170	176
計	1,459	1,455	1,483	1,505	1,461

◆ 療育手帳

知的障がい者(児)が一貫した療育と共に各種の援助措置を受けやすくするために交付し、福祉の増進を図る。療育手帳の交付者数は、年々増加傾向にある。

(1) 療育手帳所持者数

(各年度 4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
所持者数	3,425	3,585	3,688	3,824	3,934

(2) 年齢別・判定別の状況

(令和7年 4月1日現在)

区分	A判定	B判定	C判定	合計
18歳以上	1,100	733	812	2,645
18歳未満	397	263	629	1,289
計	1,497	996	1,441	3,934

◆ 手当制度

(1) 豊田市心身障がい者扶助料

心身障がい者の福祉の増進を図るため、心身障がい者扶助料を支給した。支給額は障がい程度により月額 4,500 円、4,000 円、2,500 円であり、本人の所得が一定額以上ある等の場合は支給を停止する。

(各年度 4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
受給者数	15,981	16,373	16,667	16,913	17,389

(2) 豊田市在宅重度心身障がい者手当

在宅重度障がい者の生活の向上に寄与するため支給した。

(各年度 4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
受給者数	537	529	533	537	547

(3) 愛知県在宅重度障がい者手当

愛知県の規則に基づく制度で、在宅重度障がい者の福祉向上を図るために支給されている。

(各年度 4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
受給者数	3,396	3,392	3,324	3,287	3,211

(4) 特別障がい者手当

著しく重度の重複障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある満20歳以上の在宅重度障がい者に支給した。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による支給額に、愛知県による上乗せ支給額が加算される。

(各年度 4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
受給者数	381	400	426	424	424

(5) 障がい児福祉手当

身体又は知的発達に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の満20歳未満の者に支給した。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による支給額に、愛知県による上乗せ支給額が加算される。

(各年度 4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
受給者数	222	221	227	240	230

(6) 特別児童扶養手当

身体・知的発達又は精神に障がいのある児童(20歳未満)の生活の向上に役立てるため、その児童を監護する父若しくは母又は父母に代わってその児童を養育する者に支給されている。

(各年度 4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
受給者数	673	701	726	753	733

◆ 障がい者総合支援法による支給及び給付

(1) 補装具費の支給

身体障がい者等の職業上その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、補聴器・義肢・車いす・視覚障がい者安全つえ・歩行補助つえ等の購入及び修理に要する費用の一部を支給する。ただし、一部の種類については愛知県西三河児童・障害者相談センターによる支給判定が必要となる。

平成12年度には介護保険制度が開始され、介護保険での福祉用具貸与の対象となる品目は補装具費支給から除外され、また、平成18年10月から障がい者自立支援法の施行により対象品目の見直しが行われた。平成22年度から、低所得世帯(非課税世帯)の自己負担額は0円となった。平成30年度から、法律の一部改正により補装具費の支給に借受けも追加となった。

年度	2	3	4	5	6
給付・修理件数	769	652	649	704	632

(2) 日常生活用具の給付

障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、視覚障がい者用時計・特殊寝台・たん吸引器等の給付をする。なお、交付にあたっては、原則1割負担。所得に応じた上限負担額が定められている。

補装具と同様に介護保険制度の開始により平成12年度以降給付件数が大幅に減少したが、平成15年度以降増加傾向にある。平成18年10月から障がい者自立支援法により、ストーマ用装具等の補装具が日常生活用具に組替えされた。平成22年度から障がい福祉サービス利用者負担と合わせて、低所得世帯(非課税世帯)の自己負担額は0円となった。

年度	2	3	4	5	6
給付件数	4,614	5,202	4,552	5,098	4,941

(3) 自立支援医療費（更生医療）の支給

18歳以上の身体障がい者手帳所持者を対象とし、その障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりするための手術や投薬等に係る医療費の支給を行っている。支給医療は人工透析が大半を占め、そのほかに腎移植後の抗免疫療法、人工関節置換、免疫機能に係る薬物療法などの医療がある。

年度	2	3	4	5	6
給付件数	923	1,098	955	934	951

◆ 助成制度

(1) 障がい者タクシー料金助成

障がい者が公共交通機関又は自家用車等による移動が困難なためタクシーを利用する場合にタクシーレンタル料金の一部を助成した。なお、平成12年度から精神障がい者保健福祉手帳所持者も助成対象に加え、平成15年度から助成方法を半額助成とした。また、令和6年度からは対象者全員に交付することとした。

年度 障がい種別	2		3		4		5		6
	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	交付者数
身体障がい者	10,342	7,546	10,213	7,388	10,342	7,546	10,213	7,388	9,726
知的障がい者	1,904	1,168	1,941	1,183	1,904	1,168	1,941	1,183	2,044
精神障がい者	2,698	1,869	2,939	2,059	2,698	1,869	2,939	2,059	3,625
計	14,944	10,583	15,093	10,630	14,944	10,583	15,093	10,630	15,395

(2) 身体障がい者用自動車改造費助成事業

身体障がい者で、運転免許証に付された「免許の条件」に応じ、操作装置・駆動装置等を改造する費用の一部を助成する。

年度	2	3	4	5	6
助成件数	16	8	13	8	15

(3) 心身障がい者扶養共済掛金助成事業

心身障がい者の保護者の相互扶助制度である愛知県心身障がい者扶養共済制度に加入されている方に、掛金の一部を助成する。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
受給者数	83	93	92	101	101

(4) 中等度以下難聴児補聴器購入費等助成事業

中等度以下の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理費用の一部を助成することで、適切な補聴器装用を奨励し、言語や精神の発達、学力の向上など、難聴児の成長を支援する。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
助成件数	15	25	31	31	22

◆ 日常生活

(1) 寝具貸与（日常生活用具給付等事業）

在宅の重度心身障がい者に対する寝具の貸与及び寝具の定期的なクリーニング・消毒・乾燥を通して、衛生的な環境を保持する。なお、自己所有の寝具のクリーニング・消毒・乾燥のみの利用もできる。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
利用者数	39	45	46	43	40

(2) 緊急通報システム設置事業

身体障がい者手帳1、2級でひとり暮らしの者に緊急通報システム機器を貸与するとともに、消防署の受信システムに利用者情報を登録することにより、生活の安全確保を図っている。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
利用者数	17	23	22	18	19

(3) 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）

「食」の自立の観点から、安否確認が必要で調理が困難な障がい者のみの世帯等の方を対象に、栄養バランスのとれた食事を配達し、合わせて安否の確認を行っている。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
利用者数	30	28	19	15	20
延べ配食数	5,791	5,941	5,436	3,868	4,196

(4) 移動入浴サービス

家庭において入浴することが困難な重度の身体障がい児(者)に対し、移動入浴車を派遣する。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
利用者数	71	62	66	61	54

(5) 点字広報・声の広報

月1回発行の「広報とよた」の点字版及び音訳版によるサービスを実施。それぞれ自宅へ郵送する。

利用者数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
点字広報	55	55	54	53	53
声の広報	42	41	41	41	43

(6) 手話通訳者設置及び派遣・要約筆記奉仕員派遣

聴覚・言語障がい者の市役所での相談・手続きを容易にするために手話通訳者を設置する。また、病院や公共機関等へ出かける場合で手話通訳・要約筆記が必要な場合に通訳者等を派遣する。

年度	2	3	4	5	6
手話通訳	539	603	649	714	688
要約筆記	40	47	59	48	37

(7) ホームヘルパー

日常生活に支障のある障がい児(者)の居宅を訪問して、身体介護や家事援助、通院の介助等を行う。平成12年度に介護保険制度が開始され、介護保険対象者が対象から除かれたため、平成12年度には大きく減少したが、平成15年度の支援費制度の開始により知的障がい児(者)を中心に利用者が増加した。平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによるサービスが全面開始された。また、平成25年4月から障がい者の範囲に難病等の方が加わった。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
利用者数	345	377	358	392	402

(8) 移動支援

重度の視覚障がい児(者)、全身性障がい児(者)、知的障がい児(者)及び精神障がい者で外出することが困難な方が外出される場合に、ヘルパーの派遣を実施する。平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによる制度が始まった。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
利用者数	223	260	300	318	320

(9) 同行援護

視覚障がい児(者)で外出することが困難な方が外出される場合に、移動に必要な情報の提供、移動に必要な支援をヘルパーが実施する。平成23年10月の障がい者自立支援法の改正により、新たに障がい福祉サービスに加わった。

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
利用者数	53	54	56	61	62

(10) 障がい者教養教室

障がい者手帳の所持者を対象に、絵画・華道・手芸・料理等の教室を実施する。また、障がい者の作品を展示する「障がい者作品展」を年1回開催している。

年度	2	3	4	5	6
延べ受講者数	1,676	1,902	2,443	2,608	2,605

(11) 福祉車両による移送サービス

車いす・電動車いすなどを利用しているため、公共交通機関による移動が困難な障がい者の移動手段を確保するために、リフト付き福祉車両による移送サービスを平成14年7月から開始した。このサービスは、「暖」通所者の送迎車両の空き時間を利用して実施しているもので、事前に登録した者の通院・買い物等での外出を支援するものである。なお、平成16年度からは1台を専用車とし運行している。

年度	2	3	4	5	6
送迎回数	1,008	876	883	743	868

(12) 訪問理美容サービス

外出が困難な在宅の障がい者が、自宅で散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費相当額を助成する利用券を最大6枚／年まで交付する。

年度	2	3	4	5	6
申請者数	37	44	49	41	54
利用回数	77	91	100	110	121

(13) 障がい者相談支援事業

障がい者及びその介護者に対して、社会生活力を高めるための直接支援、各種在宅サービス・社会資源の紹介等を行い、障がい者のいる世帯の生活全般を支援することを目的とする。

障がい者自立支援法施行により、平成19年度から知的障がい者生活支援事業、市町村障がい者生活支援事業を統合して実施した。平成24年度からは市内8法人に委託して実施し、令和6年度からは中学校区ごとの相談体制へと変更し、市内11法人、13事業所に委託を実施している。

実績件数

年度	4	5	6
福祉サービスの利用等に関する支援	8,411	7,712	5,787
障がいや病状の理解に関する支援	935	924	1,093
健康・医療に関する支援	1,043	1,035	1,173
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,568	1,230	1,736
保育・教育に関する支援	355	206	353
家族関係・人間関係に関する支援	801	878	764
家計・経済に関する支援	780	522	601
生活技術に関する支援	837	590	768
就労に関する支援	528	399	729
社会参加・余暇活動に関する支援	339	347	219
権利擁護に関する支援	233	313	225
その他	1,116	1,190	1,321
合計	16,946	15,346	14,769

(14) 障がい者虐待

平成 24 年 10 月に「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、市は障がい者虐待対応の窓口等となる「障がい者虐待防止センター」としての機能を果たすこととなった。通報や届出の受理、虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導および助言、広報啓発活動等を実施している。

障がい者虐待の通報・届出件数及び虐待認定件数

内容	年度	4		5		6	
		施設従事者による虐待	養護者による虐待	施設従事者による虐待	養護者による虐待	施設従事者による虐待	養護者による虐待
実件数（件）	通報・届出	9	18	23	19	10	23
	認定	—	1	12	3	4	22
身体的虐待(件)	通報・届出	—	17	7	15	6	18
	認定	—	—	2	2	3	18
放棄・放任(件)	通報・届出	2	1	1	1	—	5
	認定	—	1	1	1	—	5
性的虐待(件)	通報・届出	2	—	1	1	—	—
	認定	—	—	1	—	—	—
心理的虐待(件)	通報・届出	5	2	7	2	4	5
	認定	—	—	1	—	1	4
経済的虐待(件)	通報・届出	—	2	7	2	—	3
	認定	—	—	7	1	—	3
合計(件)	通報・届出	9	22	23	21	10	31
	認定	—	1	12	3	4	30

注：1 人に対して複数内容の虐待があった場合は、それぞれの件数にカウントする

施設従事者による虐待は、本市がサービスの支給決定をした障がい者への虐待を計上

(15) 災害時に備えたストーマ装具保管事業

ストーマ装具を使用している障がい者等が、災害時における健康面・衛生面に不安なく生活できるよう支援することを目的として、市が保管場所を確保し、個人のストーマ装具を預かる事業を令和 7 年 1 月から開始した。

(各年度末現在)

年度	6
利用者数	5

◆ 施設

(1) ショートステイ

在宅の障がい児(者)を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合及び障がい児(者)の生活訓練等の指導が必要となった場合に、障がい児(者)を施設に短期間入所させることにより、その福祉の向上をはかることを目的とする。

平成 18 年 10 月から障がい者自立支援法により 3 障がい共通のルールによるサービスが全面開始された。

年度	2	3	4	5	6
延べ利用日数	9,563	10,859	10,651	12,199	11,882

(2) 日中一時支援事業

障がい児(者)の主に日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会適応訓練、日常生活訓練、生産活動などの支援を行う。平成18年10月から実施している。

利用者数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
地域生活支援デイサービス	72	63	77	68	72
日中短期入所	121	106	111	111	104

(3) 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)及び身体障がい児(以下「在宅障がい児(者)」という。)のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、障がい児(者)施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障がい児(者)及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。平成12年10月から、社会福祉法人豊田市福祉事業団へ委託し、豊田市こども発達センターにて実施されている。

事業別実施件数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
在宅支援訪問療育等指導事業	648	796	177	883	165
在宅支援外来療育等指導事業	12,882	16,831	19,697	17,218	16,213
施設支援一般指導事業	336	706	1022	876	639

(4) 障がい者総合支援法による福祉サービス利用者

利用者数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
生活介護	789	834	868	863	899
就労継続支援A型	174	172	215	257	267
就労継続支援B型	491	570	692	756	935
就労移行支援	175	166	180	196	195
施設入所支援	235	228	238	238	232
療養介護	34	34	33	34	31

(5) グループホーム

障がい者に生活の場を提供し、食事等の日常生活援助を行うことにより、地域社会における自立生活を助長した。グループホームが日常生活の拠点となり、そこで障がい者本人の社会参加がなされている。

利用者数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
グループホーム	238	291	344	373	421

(6) 児童福祉法による障がい児通所支援

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行った。平成24年4月の児童福祉法の改正により開始した。

利用者数

(各年度末現在)

年度	2	3	4	5	6
児童発達支援	207	265	327	352	345
医療型児童発達支援	1	—	—	—	—
放課後等デイサービス	656	714	826	901	939
保育所等訪問支援	4	6	6	7	3

(7) 児童発達支援センター

発達遅滞及び肢体不自由、難聴児、重度心身障がい児を対象に、個々の子どもの特性を考慮し情緒の安定を図り、できる限り健全な社会生活を営めるよう集団的、個別的に早い段階から適切な指導を行った。

契約児数

(各年度4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
ひまわり(知的障がい及び発達障がい)	50	50	50	50	50
たんぽぽ(肢体不自由)	33	35	39	38	36
なのはな	なのはな(難聴)	13	16	14	16
	ちょうどよ・とんぼ(知的障がい)	20	20	20	20
計		116	121	123	124

6 母子保健・児童福祉

◆ 母子健康手帳交付

母子保健法第16条により妊娠の届出をした妊婦に対して、妊娠・出産及び育児に関する一貫した健康管理と、妊娠から乳幼児期に関する保健及び育児の情報を提供するために、手帳を交付している。

新規交付状況

対象者	交付回数	交付会場	交付数
市内在住の妊婦	隨時交付	こども家庭課窓口	2,728件

新規交付時週数別状況

妊娠週数	交付数(件)	妊婦数(人)(出生済を含む)			
		初産	経産1回	経産2回	経産3回以上
11週以下	2,601	1,261	943	283	79
12～19週	105	55	26	10	12
20～27週	17	7	4	3	3
28週以上	5	3	—	—	2
出生済	—	—	—	—	—
不明	—	—	—	—	—
計	2,728	1,326	973	296	96
令和6年度新規交付妊婦数(実数)					合計 2,691
若年初妊婦(20歳未満)	29	—	—	—	—
再高齢初妊婦(40歳以上)	98	—	—	—	—
掲 双胎妊婦	37	20	15	2	—
3胎以上妊婦	—	—	—	—	—

注：手帳は、子ども一人につき一冊交付(例：双胎の場合は、手帳交付数2、妊婦数1)

外国語版交付状況(再掲)

種類	3年度	4年度	5年度	6年度
ポルトガル語	70	72	68	62
英語	59	70	45	43
中国語	15	8	10	8
タガログ語	5	7	12	9
スペイン語	13	7	11	10
ハングル語	1	—	—	—
タイ語	1	8	6	5
インドネシア語	11	16	9	7
ベトナム語	50	93	126	131
ネパール語	·	2	12	7
合計	225	283	299	282

注：転入交付・再交付含む

◆ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

平成 27 年度から、子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に基づき、利用者支援事業(母子保健型)を開始した。妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、ママサポーター(保健師)が専門的な見地から相談支援等を実施し、ケアプランに基づき関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制を強化した。令和 6 年度からは、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の役割を統合した「こども家庭センター」を設置し、全ての妊婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行っている。

令和 6 年度妊娠届出書からの情報(アンケート含む)に基づく状況（件）

市内医療機関へ情報提供 1)	258 (9.6%)
特定妊婦 2)	11 (0.4%)

注 1)情報提供の基準を変更

注 2)要保護児童対策地域協議会で支援対象に位置づけられた者

令和 4 年度から抽出方法変更

◆ 出産・子育て応援給付金

市民が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、伴走型 出産・子育て応援事業を令和 5 年 1 月 1 日から開始した。妊娠期に出産応援給付金 5 万円、出生後に子育て応援給付金 5 万円を給付する。

年度	5	6
出産応援給付金（件数）	2,649	2,697
子育て応援給付金（件数）	2,562	2,674

◆ 健康教育・啓発

妊娠婦並びに乳幼児から中学生までの健康保持及び増進のために、各種健康教室・啓発事業を行っている。令和 6 年度からは、父親を対象とした教室に取り組んだ。

(1) パパママ教室～1st マタニティ～

平成 26 年度から初産婦を対象に、開始した。

主な内容は妊娠中の健康管理等や妊娠中の食生活についてなどである。

参加者数	妊婦	配偶者	初産婦	経産婦	妊娠初期	妊娠中期	妊娠後期	10 代再掲	場所
687	344	343	342	2	37	216	91	1	豊田市保健センター

※令和 6 年度は、平日と土曜日開催とし、午前のみの各 40 組定員とした。

(2) 多胎パパママ教室

多胎を妊娠した妊婦が身体的・精神的に安定した妊娠・出産・育児を迎えるため、多胎を妊娠した妊婦及びその家族を対象に平成 31 年 2 月より開始。主な内容は多胎の妊娠出産経過や家族の役割、多胎児親の会の紹介などである。

対象者	回数	受講者数	場所
多胎を妊娠している妊婦とその家族	4 回	妊婦 25 夫 24 その他（妊婦の父母） 11	豊田市保健センター

(3) 2nd マタニティ教室～2人目からの子育て～

経産婦が抱える育児不安に応えるため、第 2 子以降の出産を控えた親を対象とした教室を平成 20 年 9 月から隔月で開始。平成 25 年度は毎月実施したが、受講者数が定員に満たない月が多かったため、平成 26 年度から隔月で開催。主な内容は、保育士による第 1 子へのかかわり方（気持ちや行動の変化への対応）に関する講話、子育て支援サービスの紹介などである。

対象者	回数	受講者数	場所
第 2 子以降出産予定の妊婦とその家族	6 回	妊婦 76 夫 33	豊田市保健センター

(4) 離乳食・幼児食教室における管理栄養士派遣事業

離乳食及び幼児食に関する正しい知識の普及を行うことで、適切な食生活の基礎をつくり、乳幼児の健全育成を図ることへの認識を高めている。また、子育てにおける親の不安や悩みの解消のため、子育て支援センター等が開催する離乳食・幼児食教室へ管理栄養士を講師として派遣している。参加者は、講話や質疑応答を通して、日頃の食生活を振り返り、離乳食・幼児食教室を食生活に関する不安や悩みの解消の場としている。

派遣先	回数		
	4 年度	5 年度	6 年度
自主グループ	2	2	-
交流館	-	-	-
子育て支援センター	25	27	24
その他	-	-	-
合計	27	29	24

区分	受講者数		
	4 年度	5 年度	6 年度
乳児	174	139	142
幼児	33	15	4
親	192	158	153
合計	399	312	299

(5) 思春期教育

ア. 思春期教室「自分の体と心を知る」

平成 24 年度から、市内中学 3 年生を対象に開始。自分の体と心の変化のメカニズムを知り、男女の「性」について正しく理解すること、また、自分の存在や恋愛、結婚を肯定的に捉えたり、男女が互いに尊重し合ったりする気持ちを養うことを目的に実施している。令和 6 年度は合計 25 校、3, 669 人(119 クラス)に実施した。

実施校	高橋 3)	稻武	豊南	旭	美里	前林	浄水
生徒数(クラス数)	441(14)	16(1)	220(7)	6(1)	212(6)	199(6)	239(7)
猿投台	保見	井郷	猿投	藤岡南 2)	末野原	崇化館	
139(5)	136(4)	141(4)	115(4)	107(4)	240(8)	220(7)	
石野	足助 3)	小原 1)	高岡	梅坪台	逢妻	藤岡	
30(1)	99(4)	71(3)	144(5)	95(3)	272(8)	59 (2)	
下山	松平	朝日丘	益富				
20(1)	83(3)	272 (8)	93 (3)				

注 1)1~3 年生を対象にして実施

2) 3 年生、特別支援学級を対象にして実施

3) 1、3 年生を対象にして実施

イ. その他の思春期教育

- ・浄水北小学校にて、1 年生に実施(児童数 80 人 保護者数 60 人)
- ・梅坪小学校にて、2 年生に実施(児童数 84 人)
- ・四郷小学校にて、3 年生に実施(児童数 63 人)
- ・衣丘小学校にて、4 年生に実施(児童数 100 人)
- ・青木小学校にて、4 年生に実施(児童数 129 人 保護者数 60 人)
- ・飯野小学校にて、1、2 年生に実施(児童数 48 人)
- ・五ヶ丘小学校にて、2 年生に実施(児童数 32 人)

(6) SIDS(乳幼児突然死症候群)啓発事業

SIDS の予防啓発として 11 月の予防強化月間には、3、4 か月児健康診査時にリーフレットを配布し、豊田市保健センターにおいてポスター掲示を行った。また、市役所本庁電光掲示板と市ホームページへの予防啓発文の掲載を実施した。

(7) 出前講座

交流館、子育て支援センター、自主サークル等地域で活動している市民グループに対し、保健師等が子育てや健康づくり等について講話や相談を実施し、知識の普及啓発を行うとともに、地域でのネットワークづくりができるよう支援した。

派遣先		4年度	5年度	6年度
自主グループ	回数	1	1	2
	受講組数	18	13	13
交流館	回数	2	1	—
	受講組数	18	5	—
子育て支援センター	回数	13	14	14
	受講組数	127	117	163
その他	回数	—	—	—
	受講組数	—	—	—
合計	回数	16	16	16
	受講組数	163	135	176

(8) 母子保健事業従事者早期療育推進研修会

豊田市心身障がい児早期療育推進委員会の要綱に基づき、資質の向上のため、平成17年度から、母子保健事業の従事者に対して実習及び研修会を開催している。

	内容	受講人数
実習	施設療育実習 豊田市こども 発達センター 3日間 おひさま 3日間	31
研修会	①講演 「感覚過敏・睡眠が短い子等への対応について」 ～背中スイッチやベビーカー・チャイルドシート拒否の子等への対応について～ ②情報提供 「聴覚障がい児への対応」について 〔講師〕①豊田市こども発達センター 作業療法士 和氣 祐子氏 ②豊田市こども発達センター なのはな 言語聴覚士 大原 朋美氏	106
	①講演「偏食のある子への対応について」 ～特定の物へのこだわりが強く、やせ又は肥満傾向の子への対応について～ 〔講師〕①豊田市こども発達センター 管理栄養士 駒井 明日香氏、海老子 里美氏	107

(9) パパと一緒に楽しむベビー教室

令和6年度から、おおむね生後1か月から3か月の児とその父親を対象に各15組の定員として開始。育児休業取得中の父親が、児とのふれあい遊びの実施や父親同士の交流を通して、育児参加への意欲を向上することを目的とし、豊田市男性保育師連盟の保育士とともに実施した。

対象者	回数	受講数	場所
おおむね生後1か月から3か月の児とその父親	4回	51組	豊田市保健センター

(10) ふれあい子育て教室

平成 27 年 10 月から 1 歳を迎えた誕生日の児とその保護者を対象とし、親子で楽しみながら学ぶ教室(講話・親子遊び)を実施している。令和 2 年度から対象を生後 10 か月から 1 歳になった児とその保護者に変更した。令和 6 年度は、各 40 組定員で実施した。

対象者	回数	受講数	場所
10 か月～1 歳の誕生日を迎えた児とその親	12 回	172 組	豊田市保健センター

◆ 自主グループ支援

自主グループ活動を支援することにより、自立と共助のもとで親育ちを支援する事業を推進する。

(1) 多胎児のつどい

多胎児を持つ親(妊娠中の方や里帰り中の方も含む)同士が多胎の子育てならではの不安・疑問等を共有することで、前向きな気持ちが持てるよう活動している。「ダブルエッグ」は平成 20 年 10 月から会場を市役所から志賀子どもつどいの広場へ変更して開催。「ぶるぶる smile」は令和元年 10 月から浄水交流館で活動を開始している。近年は、妊婦の参加も見られる。

事業名	開催回数	親の参加延べ人数	場所
ダブルエッグ	16	124	志賀子どもつどいの広場
ぶるぶる smile	11	163	浄水交流館

注:「ぶるぶるネットあいち」が「ダブルエッグ」、「ぶるぶる smile」を運営

(2) アレルギー児を持つ親の会

平成 21 年度から会場をとよた子育て総合支援センターに移し、情報交換を中心に活動している。令和 6 年度は月 1 回程度の定例会の実施と会のメッセージアプリのグループ利用により情報交換を行っている。また、北部給食センターへの見学を実施した。

◆ 母子保健推進員

豊田市では養成講座受講者からの積極的な取組により平成 13 年に「豊田市母子保健推進員の会」が発足。以来、母子保健事業を支える重要なパートナーとして活動を続けている。

母子保健推進員数（令和 6 年 4 月現在）	161
------------------------	-----

(1) 母子保健推進員養成講座

地域とのつながりや人間関係等が希薄化しているといわれる近年、子どもを生み育てる環境が大きく変化し、子育てへの不安をもつ親や孤立化している親が少なくない。そこで安心して子育てができる地域社会と、身近な育児の相談者として「子育て支援の人材育成」をめざし、平成11年度から母子保健推進員の養成を開始した。養成講座修了後は、「豊田市母子保健推進員の会」へ所属し、母子保健推進員として活動する。

回	日程	内容	講師
1	7月2日	母子保健推進員の活動	母子保健推進員
2	7月22日	子どもの精神発達と親子関係	臨床心理士
3	8月7日	子どもの身体発達と病気のみかた	小児科医
4	8月23日	コミュニケーション技法	臨床心理士
5	9月3日	豊田市の子育て支援サービスについて 今後の母子保健推進員の活動	母子保健推進員 保健師
6	2月12日	修了式 母推の会より組織、今後の活動について	母子保健推進員 保健師

注：上記の内容のほか、乳幼児健診、各種教室事業などの見学・実習も実施。

養成講座修了者	12
---------	----

(2) 母子保健推進員研修

母子保健推進員を対象に、基本的な子育てに関する知識の提供や情報等の共通理解を図り、また母子保健推進員の不安の解消に努める目的で実施。

回	日程	内容	参加人数
1	6月19日	母子保健推進員全体研修会 第1回	71
2	12月10日	母子保健推進員全体研修会 第2回	66

(3) 「豊田市母子保健推進員の会」の活動支援

豊田市母子保健推進員の会会員は、養成講座受講後も定期的に研修を重ね、推進員の質の向上に努めている。市は、会の活動が充実するように、アドバイザーとして支援を行った。

- ・総会…1回、役員会…13回、運営委員会…13回
- ・子育て支援センター視察研修(新会員対象)…1回

母子保健推進員の活動状況

事業(活動)名	回数	延べ参加人数
乳幼児健診(3、4か月児・1歳6か月・3歳)	192	438
パパママ教室	12	59
多胎パパママ教室	4	22
2ndマタニティ教室	6	24
ふれあい子育て教室	12	36
子育て支援センター育児相談(12か所)	84	178
子育て支援センター託児(12か所)	129	283
食育「たべまる事業」	26	123
各地区自主活動	72	184
合計	537	1,347

◆ 児童虐待予防対策

市内小中学校、こども園等の児童生徒、保護者、職員を対象に児童虐待防止教育を実施した。また、育児に不安を持つ母親を対象に、グループワークや講話を実施し、育児不安等を軽減する教室を開催した。

(1) 児童虐待防止教育

子どもが虐待、誘拐、性犯罪、深刻化するいじめ等の様々な暴力を未然に防ぐための具体的な方法を学ぶこと、また保護者や学校関係者等が子どもに向かわれる暴力への知識をもち、適切な対応ができるよう方法を学ぶことを目的に、平成17年度から豊田市内の小中学校、こども園等を対象に教育を実施した。教育は、C A P(子どもへの暴力防止プログラム)センター・J A P A Nに登録のある団体に講師を依頼して実施した。

<受講人数>

年度	2	3	4	5	6
子どもワークショップ(人)	444	671	916	1,252	1,215
保護者ワークショップ(人)	104	52	158	231	217
教職員ワークショップ(人)	215	404	365	470	413
合計(人)	763	1,127	1,439	1,953	1,845

<ワークショップ実施延べ回数>

年度	2	3	4	5	6
こども園(回)	33	41	62	61	77
小学校(回)	12	18	13	39	33
中学校(回)	—	—	1	1	—
その他(回)	4	4	1	1	1
合計(回)	49	63	77	102	111

<実施校数推移>

年度	2	3	4	5	6
こども園(園)	10	15	18	19	25
小学校(校)	5	5	3	12	7
中学校(校)	—	—	1	1	—
その他(か所)	3	3	1	1	1
合計(か所)	18	23	23	33	33

(2) ママの子育てを支援する会(育児不安の保護者グループの支援)

平成14年度から、豊田市・旧東西加茂地域の市町村で「豊田加茂地域育児不安の保護者グループ支援協議会」を設置し運営してきたが、平成17年度からは、事業の実施主体は豊田市となり、会の運営は家庭児童相談室が行い、令和6年度は20回実施した。子ども達と別の部屋で、育児の不安や悩みを親同士で自由に語り合うことにより、参加者からは、「自分の気持ちを素直に話せた。悩みを言える場がある。」「イライラが減った。子を叩く事が減った。」などの感想が寄せられている。

ママの子育てを支援する会参加状況

親(人)			子ども(人)		
実人数	延べ人数	1回平均	実人数	延べ人数	1回平均
16	45	2.3	16	23	1.1

参加者の紹介経路

こども家庭課(人)				子育て支援センター(人)	こども発達センター(人)	その他
乳幼児健診	育児相談	電話相談他	保健師			
7	4	1	3	—	1	—

◆ 相談・訪問指導

相談事業としては、こども家庭課及び子育て支援センターでの育児健康相談、電話相談、保健師・助産師の家庭訪問、心理相談を行っている。そのうち市内11か所の子育て支援センターでは、保健師と管理栄養士が子育ての悩みに応じて育児相談を予約制で実施した。

(1) 育児健康相談（来所・電話・オンライン）

育児健康相談は、発育や病気、育児全般についての相談ができる窓口として、こども家庭課及び子育て支援センターでの来所相談、電話相談とオンライン相談を実施した。

育児相談状況

事業名	延べ人数	延べ件数	件数内訳	要継続者人数	備考
電話相談	167	192	乳児 76 幼児 94 小中高生 16 妊産婦 6	16	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)
オンライン相談	36	56	乳児 27 幼児 29 小中高生 — 妊産婦 —	5	毎月第3火曜日 偶数月：午前10時～正午 奇数月：午後2時～午後4時 保健師・管理栄養士等による相談、Zoomを用いて実施
来所相談	512	1061	乳児 430 幼児 630 小中高生 1 妊産婦 —	31	
内訳	子育て支援センター	508	乳児 427 幼児 629 小中高生 — 妊産婦 —	31	保健師・管理栄養士による相談、こども家庭課窓口及び子育て支援センターで実施
	こども家庭課窓口	4	乳児 3 幼児 1 小中高生 1 妊産婦 —	—	

相談内容

項目	来所相談(件数)				電話相談(件数)			
	乳児	幼児	小中高生	妊産婦	乳児	幼児	小中高生	妊産婦
発育	144	210	—	—	8	2	1	—
発達	39	92	—	—	9	31	2	—
健康	7	14	—	—	16	13	—	—
しつけ	—	13	—	—	—	5	—	—
基本的生活習慣	240	296	—	—	39	27	2	—
家族関係	—	—	—	—	—	1	1	—
子育て不安・ストレス	—	5	—	—	1	12	2	—
就労との両立	—	—	—	—	—	2	—	—
経済的問題	—	—	—	—	1	1	—	—
子育て以外の家族関係	—	—	—	—	1	—	—	—
近所付き合い	—	—	—	—	1	—	—	—
地域的な問題	—	—	—	—	—	—	1	—
養護相談	—	—	—	—	—	—	—	—
ネグレクト	—	—	—	—	—	—	—	—
障がい	—	—	—	—	—	—	—	—
非行	—	—	—	—	—	—	—	—
不登校	—	—	1	—	—	—	1	—
思春期	—	—	—	—	—	—	4	—
妊娠・出産	—	—	—	—	—	—	—	2
産後の健康	—	—	—	—	—	—	—	3
母親の健康	—	—	—	—	—	—	1	—
その他	—	—	—	—	—	—	1	1
合計	430	630	1	—	76	94	16	6

項目	オンライン相談(件数)			
	乳児	幼児	小中高生	妊産婦
発育	7	2	—	—
発達	—	9	—	—
健康	1	1	—	—
しつけ	—	4	—	—
基本的生活習慣	19	13	—	—
家族関係	—	—	—	—
子育て不安・ストレス	—	—	—	—
就労との両立	—	—	—	—
経済的問題	—	—	—	—
子育て以外の家族関係	—	—	—	—
近所付き合い	—	—	—	—
地域的な問題	—	—	—	—
養護相談	—	—	—	—
ネグレクト	—	—	—	—
障がい	—	—	—	—
非行	—	—	—	—
不登校	—	—	—	—
思春期	—	—	—	—
妊娠・出産	—	—	—	—
産後の健康	—	—	—	—
母親の健康	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	27	29	—	—

(2) こども相談

平成 25 年度まで実施していた心理個別相談(おたまじやくし)とこども相談が、どちらも心理士の個別相談により支援につなげている事業であるため、両者を比較検討した上で「こども相談1・2」という一つの事業として開始した。令和 5 年度より、利用者の利便性向上のため相談時間や予約枠の調整を行い、こども相談 1 とこども相談 2 を「こども相談」に統合した。

児の発達に関する心配や養育者自身の育児不安・負担感のある者、要観察児の養育者に対し、心理士との個別相談を通じて、育児不安や負担感を軽減し、必要な育児支援に繋げていくことを目的としている。

こども相談者の状況(延べ人数)

性別	参加組数	指導後の方針					助言終了	
		継続指導						
		通園療育施設「あおぞら」支援 一受診勧奨	発達センタ ー受診勧奨	地区担当保健 師訪問・電話	その他 (健診時確認等)			
1 歳代	男	2	2	—	—	—	—	
	女	2	2	—	—	—	—	
2 歳代	男	2	1	—	—	1	—	
	女	2	2	—	—	—	—	
3 歳代	男	3	1	—	1	—	1	
	女	1	—	—	1	—	—	
4 歳代	男	—	—	—	—	—	—	
	女	—	—	—	—	—	—	
5 歳以上	男	—	—	—	—	—	—	
	女	—	—	—	—	—	—	
合計		12	8	—	2	1	1	

(3) おめでとう訪問事業

育児不安感が高くなるおおむね生後 1~3 か月の乳児を持つ子育て家庭に対して、家庭訪問を実施し、育児の孤立防止及び育児不安の軽減を図る。令和 5 年度までは母子保健推進員による訪問であったが、令和 6 年度は助産師・保健師・看護師等の専門職による訪問に変更し実施した。

年度	対象件数	訪問件数
4	2,815	2,693
5	2,562	2,438
6	2,074	1,975

注：令和 6 年度は地区担当による新生児、乳幼児訪問対象はおめでとう訪問対象から除く

(4) 妊産婦、低出生体重児、新生児、乳幼児訪問

双子以上の子を持つ産婦、育児不安等で訪問の希望があった妊産婦、低出生体重児、母子連絡票により医療機関から情報提供のあった対象者等に対して、保健師・助産師等が訪問指導を行っている。

また、各種健康診査や育児健康相談等で、発達について心配のある人や、育児不安の強い人に対して保健師や助産師が家庭訪問を実施し、個々に応じた育児や発達等についての相談助言を継続的に実施するとともに、必要に応じて関係機関等に連絡調整を行っている。

委託助産師による訪問指導状況（延べ人数：里帰り等の市内に住民票のないものを含む。）

年度	妊婦	産婦	未熟児	乳児	幼児	合計
4	—	560	168	427	—	1,155
5	—	585	197	417	—	1,199
6	—	436	134	339	5	914

出生体重・週数の状況（2023年生まれ）

出生体重・週数区分		対象人数	指導人数
1,000g未満	37週未満	9	9
	37週以上	—	—
	週数不明	—	—
1,500g未満	37週未満	8	7
	37週以上	—	—
	週数不明	—	—
2,000g未満	37週未満	34	33
	37週以上	9	9
	週数不明	2	1
2,500g未満	37週未満	62	56
	37週以上	143	121
	週数不明	5	2
2,500g以上	37週未満	56	32
	37週以上	2,411	731
	週数不明	134	62
不明	37週未満	—	—
	37週以上	—	—
	週数不明	80	16
合計		2,953	1,079

要指導者等の訪問指導件数（委託助産師訪問再掲含む。）

年度	妊婦	産婦	未熟児	乳児	幼児	合計
4	89	690	340	841	315	2,275
5	98	732	402	852	316	2,400
6	63	577	296	791	330	2,057

注：延べ人数・里帰り等市内に住民票のないものを含む。

要指導者等の電話指導件数（保健師が対応）

年度	妊婦	産婦	未熟児	乳児	幼児	その他	合計
4	333	99	417	1,160	4,063	—	6,072
5	343	99	432	913	3,998	—	5,785
6	339	132	434	1,325	3,885	—	6,115

(5) 不妊症・不育症相談

平成 28 年度から不妊症・不育症相談を開始。市内在住の方を対象に、「不妊症・不育症」について、不妊症看護認定看護師による無料面接相談を実施。

年度	2	3	4	5	6
不妊症相談(件)	7	9	4	5	4
不育症相談(件)	2	—	5	1	1

◆ 母子連絡票

平成 16 年度から母子連絡票を使用し、医療機関からの連絡を受け、早期に家庭訪問を実施し、養育支援をしている。

医療機関からの送付状況（里帰り等市内に住民票のないものを含む。）

年度	2	3	4	5	6
件数	487	452	420	438	379

◆ 妊産婦・乳幼児健康診査

母体や胎児の健康管理の充実を図るため、公費助成による健康診査を実施している。

また、疾病や発達のスクリーニング、健康増進、育児支援等を目的として 3、4 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を集団方式で実施している。健康診査実施時に支援が必要と思われる児に対しては、発達支援や親の育児不安や負担感の軽減及び養育環境の改善を図ること等を目的に、事後教室や地区担当保健師による個別支援を行っている。

(1) 妊産婦・乳児健康診査(医療機関等)

安全に安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊娠中の健康診査については平成 20 年 4 月から大幅に追加し、14 回分の「妊婦健康診査受診票」を交付し、産後に関しては平成 21 年 4 月以降「産婦健康診査受診票」を交付することで助成を行い、妊産婦健康診査の受診を促している。また、平成 23 年 4 月にはHTLV-1、クラミジア検査をさらに追加することで、妊婦健康診査の充実を図っている。乳児期においては、「乳児健康診査受診票①②」を交付し、医療機関にて、生後 1 か月頃と生後 6~10 か月頃に発育・発達の診察等が受けられるよう、健診費用の助成を行っている。また、令和 3 年 4 月には、「産婦健康診査受診票②」及び「新生児聴覚検査受診票」の交付を開始した。さらに、令和 3 年 4 月、多胎妊娠については、「妊婦健康診査受診票④⑤⑥⑦⑫」の追加交付を開始した。

妊婦健診(医療機関等)実施状況（要観察の集計方法を変更）

事業名	受診者数	異常あり		備考
		人数	割合(%)	
子宮頸がん	2,632	24	0.9	
妊婦健診①	2,665	154	5.8	超音波・初回血液検査
妊婦健診②	2,581	42	1.6	
妊婦健診③	2,558	51	2.0	
妊婦健診④	2,547	71	2.8	超音波検査
妊婦健診⑤	2,504	63	2.5	
妊婦健診⑥	2,492	81	3.3	
妊婦健診⑦	2,422	124	5.1	
妊婦健診⑧	2,480	670	27.0	超音波・血算・血糖・HTLV-1・クラミジア検査
妊婦健診⑨	2,337	104	4.5	
妊婦健診⑩	2,334	122	5.2	GBS 検査
妊婦健診⑪	2,215	75	3.4	
妊婦健診⑫	2,308	454	19.7	超音波・血算検査
妊婦健診⑬	1,876	46	2.5	
妊婦健診⑭	1,383	37	2.7	
合計	35,334	2,118	6.0	

産婦(医療機関等)実施状況

事業名	受診者数	異常あり	
		人数	割合(%)
産婦健診①	2,425	250	10.3
産婦健診②	2,303	146	6.3
合計	4,728	396	8.4

産後うつスクリーニング

エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を活用したスクリーニングを平成 30 年度から開始。この質問票により、母親の心理状態や生活状況等を把握し、うつ病の「病状」と「リスク要因」をスクリーニングし、母親への支援を適切に行うことで、育児不安の軽減や児童への虐待、自殺などの防止を図っている。

年度	2	3	4	5	6
受診者数	産婦健診①	3,031	3,009 (実人数)	2,648	2,514
	産婦健診②	—		2,534	2,435

新生児聴覚検査（医療機関）実施状況

事業名	受診者数	要再検査	
		人数	割合(%)
新生児聴覚検査	2,208	56	2.5

乳児健診（医療機関）実施状況

事業名	受診者数	異常あり	
		人数	割合(%)
乳児健診①	2,344	146	6.2
乳児健診②	1,793	127	7.1
合計	4,137	273	6.6

(再掲)豊田市妊産婦・乳児健康診査費補助金実績(県外及び助産所での受診分)

妊婦健診内訳（件数）														
子宮頸がん	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
6	5	4	18	16	30	29	33	15	68	123	104	122	113	90

産婦	乳児	新生児聴覚	合計件数	延べ人数	実人数
①	②	①	②		
127	103	111	—	115	1,232
				177	167

(2) 3、4か月児健康診査

ア. 集団方式

市内の3会場(豊田市保健センター・高岡農村環境改善センター・足助支所(令和5年11月まで)・足助まめだ館(令和5年12月から))で3、4か月児を対象に、診察や育児の個別相談、離乳食、子育てについての個別指導を実施した。令和元年度より、股関節脱臼に関するアンケートを導入し、リスク内容により専門医療機関への紹介を行っている。愛知県母子健康診査マニュアルの改訂により令和3年度から要支援者の集計方法を変更した。

未受診者に対しては、地区担当保健師が未受診調査を実施し、児の様子や育児状況の確認及び受診勧奨を行っている。

3、4か月児健康診査(集団)実施状況および受診結果

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	要支援者			
				医師判定1)	医師判定割合(%)	子育て支援判定2)	子育て支援判定割合(%)
4	2,927	2,832	96.8	801	28.3	227	8.0
5	2,703	2,616	96.8	876	33.4	271	10.3
6	2,498	2,416	96.7	888	36.7	167	6.9

注 1) 医師総合判定の「既医療」「要観察」「要精査」「要医療」を抽出

注 2) 「助言、情報提供で自ら対処可能」「保健機関の継続支援が必要」「機関連携による支援が必要」「状況確認」を抽出

令和5年3月～令和6年2月の発送者の受診可能期間終了後の状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
2,705	2,607	96.4

未受診調査理由別人数

理由	令和3年3月～ 令和4年2月発送分	令和4年3月～ 令和5年2月発送分	令和5年3月～ 令和6年2月発送分
心配していない	2	—	1
忙しい	1	3	3
都合が悪い	7	5	4
他の病気のため	4	6	10
妊娠出産のため	1	—	—
自営・母就労	1	—	2
保育園・託児所	—	—	—
忘れていた	4	3	4
期限が切れた	—	—	—
病気がわかるのが恐い	—	—	—
教えたくない	—	—	—
連絡がとれない	2	—	—
他の機関で受診した	22	25	27
受けたくない	—	1	—
別の検査で代用	1	—	—
治療・経過観察中	3	5	4
医師が不要と判断	—	1	1
その他	19	12	10
合計	67	61	66

イ. 精密健康診査

健康診査の結果により、精密健康診査が必要な場合は、医療機関の受診を推奨している。

精密健康診査未受診者に対しては、手紙送付や電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めている。

3、4か月児精密健康診査(医療機関紹介)受診状況

＜対象者 471 人 受診者 413 人 受診率: 87.7%＞ (令和5年度受診対象者分)

内訳	対象 件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
心雜音	3	心雜音	—	—	2	—
		肺動脈弁狭窄症	1	—	—	
関節可動域制限	1	関節可動域制限	1	—	—	—
股関節開排制限	13	股関節開排制限	4	—	6	2
		臼蓋形成不全	1	—	—	
股関節開排制限ハイリスク	299	開排制限ハイリスク	27	—	220	40
		臼蓋形成不全	9	—	—	
		亜脱臼	3	—	—	
		股関節開排制限	1	—	—	
		発育性股関節形成不全	1	—	—	—
股関節しわ左右差	51	股関節しわ左右差	7	—	40	3
		発育性股関節形成不全	1	—	—	
クリック音	4	クリック音	—	—	4	—
股関節の異常	3	股関節の異常	—	—	2	1
斜頸	2	斜頸	2	—	—	—

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
下肢長の左右差	6	下肢長の左右差	2	—	4	—
頭の形	2	頭の形	1	—	—	1
頭蓋変形	1	頭蓋骨縫合早期癒合症	1	—	—	—
頭囲大	1	頭囲大	1	—	—	—
頭囲小	7	頭囲小	7	—	—	—
副耳	1	副耳	1	—	—	—
耳介奇形	1	耳介奇形	1	—	—	—
ソケイヘルニア	1	ソケイヘルニア	1	—	—	—
臍ヘルニア	1	臍ヘルニア	—	—	—	1
精巣腫大	1	陰のう水腫	1	—	—	—
陰のう腫大	1	陰のう腫大	—	—	1	—
陰のう水腫	3	陰のう水腫	1	1	1	—
停留睾丸	4	移動性睾丸	1	—	—	1
		停留睾丸	—	—	2	—
移動性睾丸	1	移動性睾丸	—	1	—	—
マイクロペニス	1	マイクロペニス	—	—	1	—
未定頸	12	未定頸	11	—	1	—
筋緊張低下	1	筋緊張低下	1	—	—	—
筋緊張亢進	1	筋緊張亢進	1	—	—	—
視線 (-)	1	視線	—	—	—	1
斜視	4	斜視	3	—	1	—
眼球振盪症	1	眼球振盪症	1	—	—	—
血管腫	7	血管腫	2	—	1	3
		イチゴ状血管腫	1	—	—	
母斑	7	カフェオレスポット	1	—	—	2
		母斑	2	2	—	
異所性蒙古斑	1	異所性蒙古斑	—	—	—	1
一部髪が生えない	1	一部髪が生えない	1	—	—	—
脂肪腫	2	脂肪腫	2	—	—	—
皮膚増生	1	皮膚増生	1	—	—	—
アトピー性皮膚炎	4	アトピー性皮膚炎	2	—	—	1
		湿疹	1	—	—	
湿疹	8	湿疹	5	—	—	2
		アトピー性皮膚炎	1	—	—	
体重増加不良	45	体重増加不良	37	—	3	2
		低体重	3	—	—	
低身長	21	低身長	19	—	1	1
臍炎	1	臍炎	1	—	—	—
下顎軟部腫瘍	1	下顎軟部腫瘍	—	—	1	—
流涙症	1	流涙症	—	1	—	—
舌が黒い	1	舌が黒い	1	—	—	—
嘔吐	1	嘔吐	1	—	—	—
貧血	1	貧血	1	—	—	—
合計	531		175	5	291	62

注：診断結果が1件について2項目以上になる場合もあるため、対象件数と結果件数は一致しない。

ウ. すくすく健康診査(3、4か月児健康診査事後要観察児健康診査)

3、4か月児健康診査で発育や発達について経過観察が必要な児に対し、健康診査から1か月後の指定日に健康診査を実施している。

受診状況

(令和6年度中にすくすく健診を受診したもの)

対象者数	受診者数	受診率(%)	他機関受診(人)	未受診(人)
130	114	87.7	13	3

受診者結果内訳

	身体面	精神面	保育面	合計
問題なし	95	1	0	96
要指導	10	0	0	10
要観察	1	0	0	1
要精検	27	0	0	27

注：診断結果が1件について2項目以上になる場合もあり

(3) 1歳6か月児健康診査

ア. 集団方式

市内の2会場(豊田市保健センター・高岡農村環境改善センター)で1歳6か月児を対象に、問診、計測、内科・歯科診察を実施し、必要な児と保護者へは、育児の個別相談や歯科の個別指導を実施した。

平成12年度からは心理相談員、平成13年度からは保育士をスタッフに加え、健診の充実を図った。また、平成16年度からは、むし歯予防教室を盛り込み、歯科指導を強化し、平成28年度からは、フッ素塗布を無料にし、むし歯予防対策も強化した。愛知県母子健康診査マニュアルの改訂により令和3年度から要支援者の集計方法を変更した。

未受診者に対しては、地区担当保健師が未受診調査を実施し、児の様子や育児状況の確認及び受診勧奨を行っている。

1歳6か月児健康診査(集団)実施状況及び受診結果

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	要支援者				う蝕の有病者数	う蝕の有病者割合(%)
				医師判定1)	医師判定割合(%)	子育て支援判定2)	子育て支援判定割合(%)		
4	2,986	2,876	96.3	713	24.8	2,169	75.4	20	0.7
5	2,879	2,821	98.0	710	25.2	2,093	74.2	22	0.8
6	2,797	2,691	96.2	731	27.2	2,025	75.3	17	0.6

注 1)医師判定は医師総合判定の「既医療」「要観察」「要精検」「要医療」を抽出

注 2)子育て支援判定は「助言、情報提供で自ら対処可能」「保健機関の継続支援が必要」「機関連携による支援が必要」「状況確認」を抽出。

令和5年3月～令和6年2月の発送者の受診可能期間終了後の状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
2,882	2,791	96.8

未受診調査理由別人数

理由	令和3年3月～ 令和4年2月発送分	令和4年3月～ 令和5年2月発送分	令和5年3月～ 令和6年2月発送分
心配していない	1	4	—
忙しい	19	5	6
都合が悪い	10	7	7
他の病気のため	2	5	3
妊娠出産のため	—	2	1
自営・母就労	4	1	1
保育園・託児所	3	6	3
忘れていた	3	5	3
期限が切れた	1	—	—
病気がわかるのが恐い	—	1	—
教えたたくない	—	—	—
連絡がとれない	2	3	—
他の機関で受診した	15	20	16
受けたくない	2	1	1
治療・経過観察中	3	6	2
医師が不要と判断	—	—	—
その他	22	33	24
合計	87	99	67

イ. むし歯予防教室

むし歯予防の知識を身に付け、生活習慣の改善を図ることでむし歯の増加を防ぐことを目的に実施している。1歳6か月児健診受診者に対して、リーフレットや映像資料を用いて啓発し、また必要な児と保護者に個別指導を実施した。

(令和6年度)

実施形態	対象者	開催回数	受講者組数
資料配布	1歳6か月健診受診者	72	2,691
個別指導	1歳6か月健診でフォローが必要と判断された者	72	222

ウ. 精密健康診査

健康診査の結果により、精密健康診査が必要な場合は、医療機関の受診を推奨している。

精密健康診査未受診者に対しては、手紙送付や電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めている。

1歳6か月児精密健康診査(医療機関紹介)受診状況

<対象者：156人 受診者：87人 受診率：55.8%> (令和5年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
心雜音	3	心雜音	1	—	2	—
股関節開排制限	1	股関節開排制限	—	—	1	—
クリック音	1	クリック音	—	—	1	—
うちわ歩行	1	うちわ歩行	—	—	1	—
足首が外に折れる	1	両外反偏平足	1	—	—	—
両第二趾形態異常	1	両第二趾形態異常	1	—	—	—
O脚	8	O脚	4	—	3	1
X脚	1	X脚	1	—	—	—
内反足	1	内反足	—	—	1	—

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
胸郭・脊柱の変形	1	胸郭・脊柱の変形	1	—	—	—
歩容の異常	4	歩容の異常	4	—	—	—
ソケイヘルニア	2	ソケイヘルニア	2	—	—	—
臍ヘルニア	8	臍ヘルニア	7	—	—	1
臍炎	1	臍炎	—	—	—	1
乳房肥大	1	乳房肥大	1	—	—	—
早発乳房	1	早発乳房	1	—	—	—
仙骨皮膚洞・腫瘤	2	仙骨皮膚洞・腫瘤	1	—	1	—
停留睾丸	10	停留睾丸	3	1	—	1
		移動性睾丸	5	—	—	
移動性睾丸	3	移動性睾丸	2	—	1	—
包茎	1	包茎	—	—	—	1
マイクロペニス	1	包茎	1	—	—	—
歩行の遅れ	18	運動発達遅延	2	—	—	1
		歩行の遅れ	13	—	2	
癪癩	1	癪癩	—	—	—	1
多動	20	多動	4	—	—	16
視線が合いにくい	13	視線が合いにくい	3	—	—	10
指示理解の遅れ	28	指示理解の遅れ	1	—	—	20
		自閉スペクトラム症	5	—	—	
		知的障がい	1	—	—	
		言語発達遅滞	1	—	—	
発語の遅れ	59	発語の遅れ	7	—	—	44
		自閉スペクトラム症	5	—	—	
		自閉傾向	1	—	—	
		知的障がい	2	—	—	
斜視	5	斜視	2	—	3	—
まぶしがる	1	まぶしがる	—	—	1	—
視力の異常	1	視力の異常	—	—	—	1
母斑	2	母斑	1	—	1	—
異所性蒙古斑	1	異所性蒙古斑	—	—	—	1
アトピー性皮膚炎	1	アトピー性皮膚炎	—	—	—	1
湿疹	1	湿疹	1	—	—	—
やせ	6	体重増加不良	1	—	—	2
		やせ	1	—	1	
		低体重	1	—	—	
過成長	1	過成長	1	—	—	—
肥満	4	肥満	4	—	—	—
低身長	9	低身長	6	—	1	2
下肢腫瘤	1	下肢腫瘤	1	—	—	—
肝腫	1	肝腫	1	—	—	—
外痔核	1	外痔核	1	—	—	—
体の硬直	1	体の硬直	1	—	—	—
足趾爪損傷	1	足趾爪損傷	1	—	—	—
合計	229		104	1	20	104

注：診断結果が1件について2項目以上になる場合もあるため、対象件数と結果件数は一致しない。

未受診は受診待ちを含む

(4) 3歳児健康診査

ア. 集団方式

豊田市保健センターのみで実施。3歳5か月児を対象に、問診、計測、内科・歯科診察、視聴覚検査を実施し、必要な児と保護者へは、育児の個別相談や栄養の個別指導を実施した。

平成13年度後半からは視能訓練士を導入し、令和2年度からはSVSによる屈折検査を導入して、視覚検査の精度向上に努めている。また健診スタッフに、保育士、心理相談員を導入して、相談体制を充実させ、育児不安の解消や育児支援に重点を置いた健診を実施している。

令和2年度から、健診対象を3歳から3歳5か月に変更し、令和3年度から、愛知県母子健康診査マニュアルの改訂により、尿検査を廃止し、要支援者の集計方法も変更した。

未受診者に対しては、地区担当保健師が未受診調査を実施し、児の様子や育児状況の確認及び受診勧奨を行っている。

3歳児健康診査(集団)実施状況及び受診結果

年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	要支援者				う蝕の有病者数	う蝕の有病者割合(%)
				医師判定 1)	医師判定 割合(%)	子育て支 援判定2)	子育て支援判 定割合(%)		
4	3,180	3,041	95.6	977	32.1	1,341	44.1	231	7.6
5	3,179	3,013	94.8	1,001	33.2	1,360	45.1	249	8.2
6	2,895	2,748	94.9	933	33.9	1,283	46.6	182	6.6

注 1)医師判定は医師総合判定の「既医療」「要観察」「要精検」「要医療」を抽出

注 2)子育て支援判定は「助言、情報提供で自ら対処可能」「保健機関の継続支援が必要」「機関連携による支援が必要」「状況確認」を抽出

令和5年3月～令和6年2月の発送者の受診可能期間終了後の状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
3,181	3,015	94.8

未受診調査理由別人数

理由	令和3年3月～ 令和4年2月発送分	令和4年3月～ 令和5年2月発送分	令和5年3月～ 令和6年2月発送分
心配していない	1	1	2
忙しい	15	13	13
都合が悪い	10	8	14
他の病気のため	5	5	6
妊娠出産のため	4	1	—
自営・母就労	4	3	3
保育園・託児所	11	14	12
忘れていた	10	3	11
期限が切れた	3	1	—
病気がわかるのが恐い	—	—	—
教えたくない	—	—	—
連絡がとれない	1	2	7
他の機関で受診した	29	24	29
受けたくない	3	3	2

理由	令和3年3月～ 令和4年2月発送分	令和4年3月～ 令和5年2月発送分	令和5年3月～ 令和6年2月発送分
別の検査で代用	一	一	一
治療・経過観察中	4	6	4
医師が不要と判断	一	一	一
その他	46	42	47
合計	146	126	150

イ. 精密健康診査

健康診査の結果により、精密健康診査が必要な場合は、医療機関の受診を推奨している。

精密健康診査未受診者に対しては、手紙送付や電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めている。

3歳児精密健康診査(医療機関紹介)受診状況

<対象者：170人 受診者：77人 受診率：45.3%> (令和5年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
心雜音	9	心雜音	一	一	7	2
反張膝	2	反張膝	2	一	一	一
X脚	3	X脚	一	一	2	1
内反足	3	内反足	1	一	2	一
外反足	1	外反足	一	一	1	一
ばね指	1	ばね指	一	一	一	1
歩容の異常	1	歩容の異常	一	一	1	一
ソケイヘルニア	2	ソケイヘルニア	1	一	1	一
臍ヘルニア	2	臍ヘルニア	1	1	一	一
陰のう水腫	1	陰のう水腫	1	一	一	一
停留睾丸	4	移動性睾丸	3	1	一	一
移動性睾丸	1	移動性睾丸	一	一	1	一
包茎	3	包茎	一	1	2	一
コミュニケーション障がい	1	コミュニケーション障がい	一	一	一	1
こだわり	1	自閉スペクトラム症	1	一	一	一
癪癩	1	癪癩	一	一	一	1
多動	30	多動	4	一	一	25
		自閉スペクトラム症	1	一	一	
社会性	1	社会性	一	一	一	1
視線が合いにくい	9	自閉スペクトラム症	1	一	一	7
		視線合いにくい	1	一	一	
指示理解の遅れ	21	自閉スペクトラム症	4	一	一	17
オウム返し	3	オウム返し	一	一	一	3
発音不明瞭	2	発音不明瞭	1	一	一	1
どもり	2	どもり	一	一	一	2
発語の遅れ	63	発語の遅れ	3	一	一	55
		自閉スペクトラム症	2	一	一	
		知的障がい	2	一	一	
		言語発達遅滞	1	一	一	

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
母斑	1	母斑	1	—	—	—
網状皮斑	1	網状皮斑	1	—	—	—
アトピー性皮膚炎	1	アトピー性皮膚炎	—	—	—	1
やせ	14	体重増加不良	2	—	1	4
		やせ	4	—	4	
肥満	4	肥満	3	—	—	1
低身長	29	低身長	19	—	2	8
腹部腫瘍	1	腹部腫瘍	1	—	—	—
リンパ節腫脹	1	リンパ節腫脹	1	—	—	—
下肢腫瘍	1	下肢腫瘍	1	—	—	—
便秘	1	便秘	1	—	—	—
いびき	1	いびき	—	—	—	1
合計	222		64	3	24	132

注：診断結果が1件について2項目以上になる場合もあるため、対象件数と結果件数は一致しない。

未受診は受診待ちを含む

視覚精密健康診査受診状況

<対象者：424人 受診者：321人 受診率 75.7%>

(令和5年度受診対象者分)

内訳	対象者数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
斜視	2	外斜視	1	—	—	—
		斜視	—	—	1	
視力の異常	251	視力の異常	48	1	83	80
		遠視	12	—	—	
		弱視	10	—	—	
		外斜視	9	1	—	
		遠視性乱視	4	—	—	
		近視性乱視	1	—	—	
		斜視	1	—	—	
		近視	—	1	—	
SVS 異常	170	弱視	54	—	—	23
		遠視性乱視	25	—	—	
		SVS 異常	21	2	14	
		遠視	17	—	—	
		外斜視	4	—	—	
		近視性乱視	2	—	—	
		内斜視	2	—	—	
		近視	1	2	—	
		混乱性乱視	1	—	—	
		白内障	1	—	—	
		不同視弱視	1	—	—	
色覚異常	1	視力の異常	1	—	—	—
		色覚異常	1	—	—	
合計	424		217	7	98	103

注：診断結果が1件につき2項目以上になる場合もあるため、対象件数と結果件数は一致しない。

聴覚精密健康診査受診状況

<対象者: 225人 受診者: 160人 受診率: 71.1%>

(令和5年度受診対象者分)

内訳	対象者数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題無	未受診
聴力の異常	225	聴力の異常	30	1	107	67
		浸出性中耳炎	15	—	—	—
		アデノイド	3	—	—	—
		聴覚障がい	2	—	—	—
		アデノイド増殖症	1	—	—	—
合計	225		51	1	107	67

注: 診断結果が1件につき2項目以上になる場合もあるため、対象件数と結果件数は一致しない。

ウ. のびのび健康診査（3歳児健康診査事後要観察児健康診査）

3歳児健康診査で肥満や低身長等で経過観察の必要な児に対し、3歳児健康診査から半年後に健康診査を実施した。受診勧奨児に対して、3歳児健康診査時に栄養士による個別相談を実施し、対象月の前月には案内通知を出し受診勧奨をしている。

年度	2	3	4	5	6
対象者数	16	17	27	25	28
受診者数	7	8	13	8	13
受診率(%)	43.8	47.1	48.1	34.8	46.4
要観察者数	1	1	—	—	—
要観察者割合(%)	14.3	12.5	—	—	—

(5) にこにこ広場（3、4か月児健診事後教室）

平成12年度から3、4か月児健診で養育者の養育状況や育児負担感、児の発達状況により支援が必要な養育者及び児に対し、養育環境の改善と育児不安感や負担感の軽減を図るとともに、相互の愛着形成及び児の発育発達を促す目的で開始した。令和4年10月より、2グループ（1クール最大14名参加可能）とし、個別相談を各月にした。

対象人数		参加組数		延べ参加組数	参加者方針		欠席組数	欠席者方針	
人数	うち初回	実数	うち初回		終了	継続参加		終了	継続参加
225	34	38	26	170	14	146	54	14	40

◆ 医療給付事業

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病的治療にかかる医療に要する保険診療分の自己負担額を助成している。平成17年度に児童福祉法に基づく事業として法制化され、平成27年に小児慢性特定疾患治療研究事業から小児慢性特定疾病医療費助成制度に移行し、令和7年3月末現在の対象疾病は16疾患群788疾病である。

ア. 小児慢性特定疾病医療受給者数

(各年度末現在)

疾患群	年度			
	3	4	5	6
悪性新生物	67	68	61	60
慢性腎疾患	26	28	28	18
慢性呼吸器疾患	7	6	12	13
慢性心疾患	35	36	29	32
内分泌疾患	67	64	61	65
膠原病	15	17	15	13
糖尿病	25	32	34	38
先天性代謝異常	8	7	9	9
血液疾患	13	14	12	12
免疫疾患	1	1	1	-
神経・筋疾患	42	39	39	36
慢性消化器疾患	37	40	42	43
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	12	12	14	16
皮膚疾患	2	2	2	2
骨系統疾患	11	10	9	8
脈管系疾患	-	-	-	-
合計	368	376	368	365

イ. 小児慢性特定疾病審査会

平成 27 年 1 月から、県内中核市で審査会を共同設置している。月 1 回開催し、小児慢性特定疾病医療費支給認定の可否を審査している。

(2) 自立支援医療（育成医療）

障がいの改善を図ることを目的に、身体に障がいのある児童に対し必要な医療給付を行っている。
患児及び家族が安心して医療が受けられるように支援していく。

疾病別給付決定状況(件数)

疾患群	年度			
	3	4	5	6
肢体不自由	8	9	6	2
視覚障がい	-	-	1	1
聴覚・平衡機能障がい	1	4(2)	5(3)	1
音声・言語機能障がい	39	38(2)	30(3)	17
心臓機能障がい	5	2	4	2
腎臓機能障がい	-	-	-	-
小腸機能障がい	-	-	-	-
その他内臓障がい	-	2	-	-
免疫機能障がい	-	-	-	-
合計	53	55	46	23

注：()内は障がい重複疾患

注：継続、再交付を含む

(3) 養育医療

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで入院療養を必要とする乳児に対し医療給付を行う。

対象者の出生時体重の内訳は、体重 2,000 g 未満の占める割合が全体の 83.0% となっている。

未熟で生まれるほど入院期間が長引き、育児不安が高まる傾向が強い事が予想されるため、母親への心理的支援(電話や家庭訪問を通しての個別相談)を今後も早期から継続して行っていく。

出生時体重別新規交付決定状況(人数)

年度	4	5	6
実人員	43	68	47
1,000 g 未満	7	12	5
1,000~2,000 g 未満	24	48	34
2,000~2,500 g 未満	6	2	4
2,500 g 以上	6	6	4

(4) 特定不妊治療費（先進医療）助成制度

不妊治療を受ける方の医療費の負担を軽減し、安心してこどもを産み育てられる環境を整えるため、特定不妊治療（保険診療の体外受精・顕微授精を伴う不妊治療）と共に実施した先進医療に要した費用の一部を補助する制度を、令和6年9月から開始した。

特定不妊治療費（先進医療）助成制度

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・法律婚又は事実婚の夫婦 ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方 ・特定不妊治療を開始した日の女性の年齢が43歳未満の方特定不妊治療しか妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦
助成対象	保険診療の特定不妊治療と共に実施した先進医療に要した費用
助成回数	保険診療の特定不妊治療を開始した日の女性の年齢によって、以下の回数。 <ul style="list-style-type: none"> ・40歳未満の場合 1子ごとに6回まで ・40歳以上43歳未満の方の場合 1子ごとに3回まで
助成金額	先進医療に要した費用の10分の7（上限10万円）

特定不妊治療費（先進医療）助成状況（件）

年度	6
助成件数	159

◆ 母体保護

人工妊娠中絶、年齢別、週数別状況

	20歳未満	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50歳以上	計
妊娠週数									
満7週以前	20	35	36	33	36	21	2	—	183
満8週～満11週	2	16	13	15	14	7	—	—	67
満12週～満15週	—	5	—	—	1	—	—	—	6
満16週～満19週	—	2	3	2	—	—	—	—	7
満20週～満21週	—	—	—	1	2	1	1	—	5
総数	22	58	52	51	53	29	3	—	268

◆ 保育事業

(1) 園児数の推移

(各年度 5月 1日現在)

年度	学 齢	0歳児	1歳児	2歳児	乳児計	3歳児	4歳児	5歳児	計
2	学齢別人口	3,536	3,412	3,601	10,549	3,692	3,765	3,800	21,806
	就園児童数	160	887	1,206	2,253	3,176	3,633	3,704	12,766
	就園率	4.5%	26.0%	33.5%	21.4%	86.0%	96.5%	97.5	58.5
3	学齢別人口	3,233	3,288	3,324	9,845	3,534	3,640	3,714	20,733
	就園児童数	166	881	1,189	2,236	3,074	3,530	3,636	12,476
	就園率	5.1%	26.8%	35.8%	22.7%	87.0%	97.0%	97.9	60.2
4	学齢別人口	3,156	3,005	3,204	9,365	3,274	3,522	3,623	19,784
	就園児童数	174	953	1,266	2,393	2,916	3,407	3,533	12,249
	就園率	5.5%	31.7%	39.5%	25.6%	89.1%	96.7%	97.5	61.9%
5	学齢別人口	2,944	2,950	2,977	8,871	3,194	3,255	3,534	18,854
	就園児童数	192	987	1,262	2,441	2,843	3,139	3,534	11,857
	就園率	6.5%	33.5%	42.4%	27.5%	89.0%	96.4%	97.2%	62.9%
6	学齢別人口	2,752	2,771	2,905	8,428	2,929	3,153	3,230	17,740
	就園児童数	170	1,015	1,388	2,573	2,643	3,040	3,144	11,400
	就園率	6.2	36.6	47.8	30.5	90.2	96.4%	97.3	64.3

(2) 乳児保育

公立 57 園中 37 園と私立 35 園(分園は本園に含めてカウント)全園の 72 園にて実施し、0 歳児は 2 園(みずほこども園、わかばこども園、ナースリーハウス)で 4 か月経過児から、1 園(飯野こども園)で 5 か月経過児から、その他の園では 6 か月経過児からの保育を実施した。

(3) 障がい児保育

障がいに関する早期発見、早期支援のための総合的な機能を備えた「豊田市こども発達センター」が平成 8 年 4 月にオープン。園とセンターが連携し、障がい児を支援している。保護者、関係機関等による話し合いにより、健常児との統合保育、集団保育が可能と判断される児童は、入園を受け入れている。

実施状況

(各年度 4月 1日現在)

年度	2	3	4	5	6
入園児数	230	253	265	287	292

注：入園児数は私立幼稚園を除く。診断名があり保育士の加配が必要な児童を計上

(4) 延長保育

公立 57 園中 37 園と私立 35 園(分園は本園に含めてカウント)全園の 72 園で 18 時まで又は 19 時までの延長保育を実施しており、保護者の就労状況に応じた受入れをしている。

(5) 認可外保育施設

豊田市認証保育所認証基準に適合する施設に交付金を交付し、保育を必要とする児童の適切な保育を援助するとともに、立入調査により、施設・児童の処遇の両面にわたる保育環境改善に努めた。また、認可保育園の入園待機児童の緩和等にも効果がみられた。

認可外保育施設数及び入所延べ人数

(各年度 4月1日現在)

年度	2	3	4	5	6
認可外保育施設数	68	66	68	67	69
入所人数	752	737	727	723	716

(6) 一時保育事業

保護者の傷病等により、緊急一時的に保育を必要とする児童や、育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育が必要と認められる児童について、こども園等で本事業を実施し、乳幼児の福祉の増進を図った。

年度	2	3	4	5	6
実施園・施設	95	93	94	92	92 (2)
利用人数	286	417	693	1, 433	2, 798 (1, 210)
利用延べ人数	452	607	1, 010	2, 400	4, 372 (1, 891)

注) 内数()は、「一時保育プラス」の数

(7) 休日保育事業

保護者の就労形態の多様化により、休日において、家庭での保育が困難となるお子さんのために、市が指定するこども園にて休日保育を行い、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援を図った。

年度	2	3	4	5	6
実施園数	5	5	5	5	5
利用人数	476	479	530	593	498
利用延べ人数	1, 069	1, 079	901	1, 046	837

(8) 病児保育事業

市内在住で、こども園等に通園している児童のうち、病気やけがの回復期にあるため集団保育が困難な児童であって、保護者が当該児童を保育することができない場合に市が委託した施設で保育する。

年度	2	3	4	5	6
実施施設数	2	2	2	2	2
利用人数	72	125	105	208	192
利用延べ人数	243	495	460	852	887

(9) 保育ママ事業

幼稚園認可こども園の空き教室を利用して、市で認定した保育ママが、こども園等への入園を待機している生後6か月～2歳児の児童の保育を実施した。

年度	2	3	4	5	6
実施施設数	1	1	1	1	1
定員	12	12	12	12	12
利用延べ人数	10	16	18	15	14

◆ 子育て支援事業

(1) 子育て短期支援

児童の保護者が疾病等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、短期間実施施設において保護・養育した。

年度	2	3	4	5	6
延べ利用日数	52	50	60	123	148

(2) ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、寡婦及び父子家庭が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な場合並びに、生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭に対して家庭生活支援員を派遣した。

年度	2	3	4	5	6
派遣延べ日数	117	139	150	113	0

(3) 産後ケア事業

平成29年10月から実施。産婦が子育てをしながら、指定の施設にて母子が宿泊や通所、を行い、授乳指導や育児支援などを受けられる。また、令和3年度より訪問型を導入し、栄養相談も受けることができるようになった。

年度	5	6
実利用者数	101	254
延利用件数	284	590
内 訳	宿泊型	201
	通所型	47
	訪問型（授乳相談）	36
	訪問型（栄養相談）	0
		12

(4) 産前産後支援事業

平成31年4月から実施。妊婦及び子どもを養育する家庭に対してホームヘルパーを派遣した。

年度	3	4	5	6
派遣時間数	940	1,174.5	1,422	2,623.5

(5) 放課後児童クラブ

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童のうち、原則1年～4年生及び支援を要する5、6年生を対象に、放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場所を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

年度	2	3	4	5	6
実施個所数	70	71	71	71	71
参加児童数（8月）	4,823	5,268	5,464	5,644	5,823

◆ 関連施設・窓口の利用状況

(1) とよた子育て総合支援センター

平成12年9月から市の中心市街地に立地する駅前ビル内に「とよた子育て総合支援センター」を開設し、子育て支援の中核施設として、育児相談、情報提供、サークル育成等を行っている。また、ファミリー・サポート・センターの事務局として、子育て援助者のあっせんを行っている。

実施状況

年度	2	3	4	5	6
来所者数	60,466	71,935	97,266	122,128	121,459
相談件数	69	62	129	205	202
工作室利用件数	7,081	9,595	12,533	15,960	16,304
ファミリー・サポート・センター 事業活動実績件数	6,072	6,555	4,941	3,914	3,691
ファミリー・サポート・センター 事業会員数 (内訳)	依頼会員 協力会員 両方会員	1,412 1,066 258 88	1,100 866 164 70	1,191 999 137 55	1,076 933 100 43
					1,003 839 116 48

(2) 志賀子どもつどいの広場

平成20年4月から旧志賀保育園を利用し開設している。子育てについての相談、情報交換及び子育てグループ活動など地域の人たちとのふれあいができる場と機会を提供している。

年度	2	3	4	5	6
来所者数	14,578	21,794	26,588	31,000	31,204
相談件数	192	214	110	148	239

(3) 柳川瀬子どもつどいの広場

平成24年4月から旧柳川瀬こども園を利用し市民団体との共働により運営している。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている。

年度	2	3	4	5	6
来所者数	12,776	19,729	35,969	41,595	43,568
相談件数	252	267	310	165	247

(4) 地域子育て支援センター

地域に開かれた子育て支援の拠点として、こども園併設型の地域子育て支援センターを 13 か所開設し、子育て家庭の育児不安等に関する相談指導、育児に関する情報提供を行い、親子で遊ぶ場や交流する場として利用されている。

区分		年度				
		2	3	4	5	6
伊保	来所者数	652	2,411	5,384	3,525	4,008
	相談件数	71	72	79	106	140
越戸	来所者数	5,324	7,027	5,749	6,426	5,333
	相談件数	149	90	103	200	81
堤	来所者数	5,127	6,453	10,805	7,323	8,560
	相談件数	174	193	254	106	98
渡刈	来所者数	2,844	4,805	6,931	6,527	7,075
	相談件数	65	102	106	109	124
足助	来所者数	1,544	1,220	1,674	2,277	2,654
	相談件数	56	52	83	52	74
飯野	来所者数	3,520	4,005	4,454	5,374	5,037
	相談件数	53	82	105	90	93
山之手	来所者数	5,691	6,742	6,204	9,279	7,586
	相談件数	97	103	110	136	151
宮口	来所者数	5,186	5,039	6,840	8,915	8,365
	相談件数	53	79	112	126	134
若園	来所者数	3,538	3,682	4,787	5,402	5,652
	相談件数	11	73	86	102	102
稻武	来所者数	179	168	218	213	112
	相談件数	1	—	11	—	—
大草	来所者数	319	195	155	151	142
	相談件数	6	16	5	14	13
大沼	来所者数	900	346	325	140	195
	相談件数	17	35	6	11	5
杉本	来所者数	88	296	170	88	96
	相談件数	11	35	9	11	2
合計	来所者数	34,912	42,389	53,696	55,640	54,815
	相談件数	764	932	1,069	1,063	1,017

(5) 家庭児童相談室

昭和 51 年度に設置された「家庭児童相談室」は、平成 14 年 4 月から市役所内に場所を移し、家庭相談員および育児支援専門員（社会福祉士等）が児童の養育上の悩みなどについて相談業務を行っている。

平成 17 年 4 月の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部改正により、市も虐待通告の窓口となったことを受け、児童相談等の体制強化を図り、平成 29 年度からは、市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置し、令和 6 年度は職員 23 人体制で対応している。

(6) 地域活動事業

こども園の専門機能を生かし、地域に開かれた施設として各種の行事を行った。

公立こども園における事業区分別地域活動回数

事業区分	年度 2	3	4	5	6
老人福祉施設訪問等世代間交流事業	27	51	64	88	101
地域における異年齢児交流事業	22	32	42	114	94
地域の子育て家庭への育児講座	31	45	66	70	58
郷土文化伝承活動	47	54	58	98	63
こども園退園児童との交流	17	26	47	88	65

(7) 子育てひろば事業

こども園を地域に密着した子育て支援施設として、未就園児親子を対象に園庭、空き保育室等の施設開放、育児相談を実施している。(平成 12 年 5 月開始)

利用日時／午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分(園によって異なる 週 2 回程度実施)

実施施設／こども園(地域子育て支援センター設置園 13 園を除く)

認可園別実施状況

区分	年度 2	3	4	5	6
認可保育所	来園者数 3,735	2,969	3,924	3,635	2,323
	相談件数 29	15	34	43	96
認可幼稚園	来園者数 929	1,029	976	828	619
	相談件数 23	9	9	10	-
計	来園者数 4,664	3,998	4,900	4,463	2,942
	相談件数 52	24	43	53	96

注：令和元年度以降は公立のみ記載とする。

◆ 手当等の支給

(1) 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するために、令和 6 年 9 月までは中学校修了前にある児童、令和 6 年 10 月からは 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間(高校修了前)にある児童を養育している者に児童手当を支給した。平成 23 年 10 月から、児童の国内居住要件等の新たな支給要件が加わり保育料等の申出徴収も実施している。また、平成 24 年 6 月分の手当から所得制限が導入されたが、令和 6 年 10 月分から撤廃された。

年度	2	3	4	5	6
受給者数	34,019	33,360	30,683	29,327	34,339

(2) 児童扶養手当

父又は母がいないか、父又は母が一定の障がいの状態にある家庭の 18 歳以下(18 歳到達の年度の末日)の児童が心身ともにすこやかに成長するように、その児童の父又は母若しくは父母にかわってその児童を養育している人に支給した。受給資格者は、父母が婚姻を解消した児童を養育している人が圧倒的に多い。

年度	2	3	4	5	6
受給者数	2,687	2,622	2,517	2,454	2,334

(3) 愛知県遺児手当

18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を養育する母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、その児童を監護又は養育している人に支給した。受給資格者は、父母が婚姻を解消した児童を養育する人が圧倒的に多い。

年度	2	3	4	5	6
受給者数	1,182	1,116	1,067	978	911

(4) 豊田市ひとり親家庭等支援手当

18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を養育する母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、その児童を監護又は養育している人に支給した。受給資格者は、父母が婚姻を解消した児童を養育する人が圧倒的に多い。

年度	2	3	4	5	6
受給者数	3,063	2,988	2,907	2,817	2,712

◆ ひとり親相談

ひとり親家庭等を対象に、生活全般の問題、児童の問題、経済的な問題などの相談に応じた。

年度	2	3	4	5	6
相談件数	823	1,015	1,059	1,266	1,363

◆ 母子家庭等就業支援

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供した。平成16年度より、愛知県、名古屋市、4中核市の共同事業として、愛知県母子寡婦連合会へ委託している。パソコン講習、介護職員初任者研修など就業支援講習の受講により、自立に向けての能力開発に努めた。

年度	2	3	4	5	6
就業支援講習会受講者数	15	20	19	13	22

◆ 母子・父子家庭自立支援給付金

母子家庭等の就労による経済的自立を支援するために、指定の職業能力開発講座を受講した場合に受講料の6割相当額(上限あり)を助成する自立支援教育訓練給付金と、就職に有利な資格取得と訓練中の生活の安定のため、高等職業訓練促進給付金を支給した。

年度	2	3	4	5	6
自立支援教育訓練給付件数	10	8	10	4	4
高等職業訓練促進給付件数	8	7	12	14	10

◆ 養育費確保支援事業補助金

養育費に関する債務名義の取得を促進し離婚後の養育費の継続履行を確保するために、養育費に関する公正証書の作成や裁判所への申立て等にかかる経費を補助した。

年度	6
養育費確保支援補助金給付件数	15

7 保険年金

◆ 国民健康保険

(1) 被保険者

ア. 加入状況

令和5年度末(64,973名)に比べ令和6年度末は被保険者数が4.8%減少している。

(令和6年度末現在)

月区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
被保険者	65,524	65,231	64,736	64,487	64,120	63,946	63,354	62,951	62,527	62,290	62,012	61,863

注：被保険者数は各月末時点とする。

イ. 月別異動届出状況

(令和6年度末現在)

月項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
取得届	1,732	791	784	909	781	851	928	751	701	849	772	977	10,826
喪失届	1,056	806	917	850	802	719	1,047	823	760	701	702	867	10,050
世帯変更	36	42	44	46	37	31	35	39	48	28	36	63	485
住所変更	101	105	89	79	96	79	87	79	110	67	82	120	1,094
世帯主変更	84	95	73	86	82	69	71	93	99	86	88	113	1,039
(学)開始	11	4	1	3	4	1	1	-	1	3	-	7	36
(学)廃止	2	1	-	2	1	1	1	-	-	2	3	2	15
再交付	75	58	58	70	149	239	145	108	53	45	47	47	1,094
その他	6	3	5	2	4	-	-	3	1	1	3	-	28
合計	3,103	1,905	1,971	2,047	1,956	1,990	2,315	1,896	1,773	1,782	1,733	2,196	24,667

ウ. 保険税率及び賦課限度額

(令和6年度)

区分	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分
所得割率(%)	6.15	2.17	1.84
均等割額(円)	26,100	11,000	10,500
平等割額(円)	22,000	6,500	5,800
賦課限度額(円)	650,000	240,000	170,000

注：介護保険分は、国保に加入している40歳から64歳のみ

(2) 保険給付

疾病・負傷に対し、保険医療機関で診療・薬剤または治療材料の支給・処置・手術・その他の給付を受けたとき、費用額の7割を現物給付する。

義務教育就学前及び70歳以上は8割。ただし、70歳以上現役並み所得者は7割。

ア. 療養費

緊急その他やむを得ない理由により国保を扱っていない医療機関にかかったとき、マイナ保険証又は資格確認書等を持たずに治療を受けたとき、医師が認めた治療用装具(コルセットなど)を購入したときに、自己負担分を除いた金額を申請に基づき現金支給する。

イ. 高額療養費

窓口での自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた金額を、申請に基づき支給する。

ウ. 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、産科医療補償制度の対象分娩の場合は、当該世帯主に対し 500,000 円（産科医療補償制度の非対象分娩の場合、支給額は 488,000 円）を申請に基づき支給する。

エ. 葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に対し 50,000 円を、申請に基づき支給する。

オ. 保険給付費額実績

(単位：円)

項目	令和 5 年度	令和 6 年度	対前年比	
療養給付費	19,635,932,179	18,758,384,283	△877,547,896	95.53%
療養費	147,102,757	148,662,503	1,559,746	101.06%
審査支払手数料	60,058,893	56,983,831	△3,075,062	94.88%
高額療養費	2,809,477,787	2,790,190,052	△19,287,735	99.31%
高額介護合算療養費	2,794,575	454,322	△2,340,253	16.26%
移送費	—	—	—	—
出産育児一時金	72,454,710	57,632,020	△14,822,690	79.54%
葬祭費	19,550,000	17,350,000	△2,200,000	88.75%
傷病手当金	76,140	13,080	△63,060	17.18%
保険給付費合計	22,747,447,041	21,829,670,091	△917,776,950	95.97%

◆ 後期高齢者医療制度

(1) 被保険者

平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が施行された。令和 5 年度末(56,776 名)に比べ令和 6 年度末は被保険者数が 4.4% 増加している。

(令和 6 年度末現在)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
被保険者数	57,107	57,318	57,477	57,671	57,919	58,159	58,378	58,604	58,764	58,899	59,190	59,254

注：被保険者数は各月末時点とする

(2) 保険料率及び賦課限度額

後期高齢者医療制度の保険料率は原則、都道府県内は均一の保険料率を用いる。また、その保険料率は2年に1回見直す仕組みになっている。なお、令和6年度の所得割率及び賦課限度額に激変緩和措置あり。

区分	年度 4, 5	6, 7
所得割率(%)	9.57	11.13
均等割額(円)	49,398	53,438
賦課限度額(円)	660,000	800,000

◆ 国民年金

老齢の世代に年金を支給して経済的に援助する世代間の支え合いの制度。市町村では法定受託事務として、第1号被保険者に係る届出の受理及び報告のほか、任意加入の申出、裁定請求、保険料免除・学生特例・納付猶予に係る申請等の受理及び報告を行っている。

(1) 被保険者

(令和6年度)

月区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1号被保険者	33,788	33,119	33,233	33,501	33,654	33,965	34,014	34,103	34,142	34,561	34,796	34,924
任意加入被保険者	422	413	413	408	406	418	417	415	418	425	422	418
3号被保険者(被扶養者)	30,851	30,721	30,534	30,376	30,256	30,113	29,846	29,751	29,596	29,342	29,252	29,139
合計	65,061	64,253	64,180	64,285	64,316	64,496	64,277	64,269	64,156	64,328	64,470	64,481

注：被保険者数は各月末時点とする

(2) 保険料の免除者数

所得が少ないなどで保険料の納付が困難な場合に、承認を受けると納付が免除あるいは猶予される。

区分 年度	被保険者数	第1号(強制) 被保険者数(A)	免除者数					免除率(%) (B)/(A)
			法定免除	申請免除	学生特例	納付猶予	計(B)	
5	66,426	34,786	3,265	4,280	3,870	1,666	13,081	37.60
6	64,481	34,924	3,344	4,336	3,848	1,668	13,196	37.78
前年対比(%)	97.07	100.40	102.42	101.31	99.43	100.12	100.87	...

8 生活福祉

◆ 福祉醫療費助成事業

豊田市では、子ども、心身障がい者、母子・父子家庭及び精神障がい者などに対して健康と福祉の増進を図るため、一定の要件を満たした場合、医療にかかる自己負担分を助成している。医療機関窓口では「健康保険証」と、市から交付を受けた各種「医療費受給者証」を提示することにより医療費助成が受けられる(一部申請・助成方法が異なる)。平成29年8月から心身障がい者医療及び母子・父子家庭医療の受給要件を備えている小中学生は、子ども医療費助成からこれら医療費助成に切り替えを行っている。

(1) 子ども医療費助成

昭和48年4月から医療費助成を行っている。対象者は、24歳までの者。18歳までの者には所得制限は設けていない。大学生等は所得制限を設けている。

平成 20 年度から愛知県の補助制度は、出生から就学前までの入通院、小中学生の入院と大幅に拡大した。併せて豊田市では平成 20 年度から単独事業として小中学生の通院の助成を開始した。

令和2年度から単独事業として高校生世代及び大学生等の入院の助成を開始し、令和6年度から高校生世代の通院の助成を開始した。

子ども医療費受給者数(就学前)及び1人当たり助成額(円)(県補助事業)

年度	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%	6	対前年比%
受給者数	21,817	95.4	20,771	95.2	19,770	95.2	18,639	94.3
1人当たり助成額	35,429	125.0	36,660	103.5	45,071	122.9	41,405	91.9

子ども医療費受給者数(小中学生)及び1人当たり助成額(円)(入院:県補助事業、通院:市単独事業)

年度	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%	6	対前年比%
受給者数	33,294	99.2	32,962	99.0	32,342	98.1	31,683	98.0
1人当り助成額	33,037	110.3	34,714	105.1	40,440	116.5	41,042	101.5

子ども医療費受給者数(高校生世代)及び1人当たり助成額(円)(市単独事業)

年度	6	対前年比%
受給者数	11,260	
1人当たり助成額	27,032	

子ども医療費（入院）申請者数（高校生世代・大学生等）及び1人当たり助成額（円）（市単独事業）

※高校生世代の子ども医療費受給者を除く

年度	3	4	5	6
申請者数	113	119	144	91
1人当り助成額	68,980	78,674	77,945	80,211

(2) 心身障がい者医療費助成

昭和 48 年 10 月から医療費助成を行っている。対象者は身体障がい者手帳 1～3 級(腎臓機能障がい 4 級まで、進行性筋萎縮症 6 級まで)所持者、療育手帳 A・B 判定を受けた者又は自閉症状群の診断を受けた者。所得制限は設けていない。

心身障がい者医療費受給者数及び 1 人当り助成額(円)

年度	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%	6	対前年比%
受給者数	4,964	101.1	5,043	101.6	5,090	100.9	5,160	101.4
1人当り助成額	167,005	101.6	170,142	101.9	182,711	107.4	180,252	98.7

(3) 母子・父子家庭医療費助成

昭和 53 年 11 月から医療費助成を行っている。対象者は母子若しくは父子家庭のうち 18 歳以下の子どもを扶養している父母等及びその子ども又は父母のいない 18 歳以下の子ども。所得制限を設けている。

母子・父子家庭医療費受給者数及び 1 人当り助成額(円)

年度	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%	6	対前年比%
受給者数	5,511	98.4	5,338	96.9	5,112	95.8	5,068	99.1
1人当り助成額	37,313	102.4	40,000	107.2	44,893	112.2	46,323	103.2

(4) 精神障がい者医療費助成

昭和 63 年 10 月から医療費助成を行っている。対象者は精神障がい者保健福祉手帳(1・2 級)所持者、自立支援医療費(精神通院)受給者及び精神保健指定医により精神病(一部助成の例外あり)と診断された精神科入院中の者。所得制限は設けていない。

精神障がい者医療費受給者数(自立支援医療費受給要件者除く)及び 1 人当り助成額(円)

年度	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%	6	対前年比%
受給者数	1,988	103.8	2,088	105.0	2,236	107.1	2,409	107.7
1人当り助成額	173,872	104.4	174,499	100.4	186,943	107.1	172,578	92.3

精神障がい者医療費受給者数(自立支援医療費受給要件者)及び 1 人当り助成額(円)

年度	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%	6	対前年比%
受給者数	4,429	104.5	4,641	104.8	4,854	104.6	4,970	102.4
1人当り助成額	19,993	95.2	19,264	96.4	18,879	98.0	18,755	99.3

(5) 福祉給付金助成

昭和 58 年 4 月から医療費助成を行っている。対象者は後期高齢者医療制度の被保険者で身体障がい者手帳(おむね 1~3 級)、精神障がい者手帳(1・2 級)、戦傷病者手帳、ひとり暮らし高齢者(生計維持者が非課税)、要介護認定者(要介護 3~5 で生計維持者が非課税)等一定の要件を備えている者。

福祉給付金(一部負担金)受給者数及び 1 人当たり助成額

年度	3	対前年比%	4	対前年比%	5	対前年比%	6	対前年比%
受給者数	7,405	100.5	7,480	101.0	7,508	100.4	7,603	101.3
1人当たり助成額	105,613	112.5	105,808	100.2	113,453	107.2	113,565	100.1

◆ 民生委員・児童委員活動(行政と地域福祉のかかわり方)

民生委員・児童委員は、担当地域の住民の生活状態を把握し、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立った相談・支援を行い、福祉事務所に協力するとともに、福祉関係各機関と連携をとりながら、広く地域の福祉推進のために、自主的な活動に努めている。

各種研修の実施

目的	民生委員・児童委員活動の円滑化と委員の質的向上を図るため	
研修名	日程	内 容
会長研修 (県社協委託)	6 月 21 日	テーマ：「災害に備える民生委員・児童委員活動」 講 師：愛知県防災安全局 防災部 防災危機管理課 課長補佐 青山 幸久 氏

研修名	日程	内 容
主任児童 委員研修	6 月 18 日	テーマ：「子どもを虐待から守る ～とよたの町で安心安全の子育てを～」 講 師：元愛知県児童相談所長 萬屋 育子 氏
	10 月 23 日	テーマ：「性の多様性」を理解しよう 講 師：とよた男女共同参画センター 佐々木 暖奈 氏
	2 月 26 日	テーマ：「子どもをとりまく状況とパルクとよたの役割について」 講 師：豊田市青少年相談センター 山田 瑞紀 氏
全員研修会 (市民児協主催)	1 月 14 日	テーマ：「「聴く・つながる・つなげる」の大切さと 豊田加茂ウェルビーイングネットワーク」 講 師：豊田加茂医師会 会長 加藤 真二 氏
新任委員 研修	8 回実施	内 容：委員としての基本事項の修得、委員の職務に必要となる福 祉制度等に関する知識の習得 講 師：よりそい支援課

◆ 生活保護

日本国憲法第25条(すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。)に規定された理念に基づき、市民が健康で文化的な最低限度の生活を確保できるよう、困窮の程度に応じた保護を行い、経済的自立の助長と生活意欲の高揚を図るための援助指導を行う。

(1) 被保護世帯数・人員・保護率の推移

被保護世帯数・人員・保護率 (各年度末)

年度	全市人口 (人)	被保護世帯 (世帯)	人員 (人)	保護率(%)		
				豊田市	愛知県	全国
2	421,280	1,784	2,377	5.64	10.1	16.3
3	418,284	1,803	2,353	5.62	10.1	16.1
4	416,747	1,757	2,279	5.47	10.3	16.3
5	415,853	1,773	2,275	5.47	10.4	16.3
6	415,138	1,790	2,284	5.50	10.5	16.2

(2) 世帯類型別被保護世帯数の構成比の推移

世帯類型別構成比(%) (各年度末)

年度	2	3	4	5	6
高齢者世帯	46.2	45.1	45.5	50.1	48.5
母子世帯	6.7	6.3	6.1	5.6	5.6
傷・障世帯	31.3	31.7	31.9	26.1	27.0
その他世帯	15.8	16.8	16.5	18.2	18.9

(3) 保護の開始・廃止の状況

保護の開始・廃止世帯数(世帯) (各年度総数)

年度	2	3	4	5	6
開始世帯数	334	269	253	303	282
廃止世帯数	270	253	301	271	261

9 生活衛生

◆ 薬務

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬品や医療機器の販売に関する事項及び「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物、劇物の販売に関する事項について許認可及び監視を行った。また、薬物乱用防止のため、積極的かつ効果的に啓発事業を実施するとともに、薬物乱用のない地域づくりを目指すことを目的とした「豊田市薬物乱用防止推進協議会」を設置し、街頭活動及び講習会を行った。

(1) 薬事指導

薬局、毒物劇物販売業者等に対する立入検査を実施し、法令に基づく店舗管理及び医薬品等の適正販売について指導を行った。

許可を要する施設数及び監視状況

(令和6年度末現在)

区分	施設数	新規許可申請数	更新許可申請数	立入検査延べ施設数
総数	404	28	46	90
薬局	174	13	21	38
店舗販売業	74	8	9	18
医薬品製造業(薬局)	7	—	1	2
医薬品製造販売業(薬局)	7	—	1	2
高度管理医療機器等販売業	58	—	7	16
高度管理医療機器等貸与業	1	1	—	—
高度管理医療機器等販売・貸与業	83	6	7	14

許可を要しない(届出)施設数及び監視状況

(令和6年度末現在)

区分	施設数	新規届出数	立入検査延べ施設数
総数	1,278	62	50
管理医療機器販売業	1,063	54	25
管理医療機器販売・貸与業	215	8	25

毒物劇物営業者等施設数及び監視状況

(令和6年度末現在)

区分	施設数	新規登録申請数	更新登録申請数	立入検査延べ施設数
総数	120	3	17	30
一般販売業	95	2	13	21
農業用品目販売業	23	1	4	4
特定品目販売業	1	—	—	—
業務上取扱者(電気めつき事業者等)	1	—	•	—
業務上取扱者(法第22条第5項の者)	•	•	•	5

(2) 薬物乱用防止対策

「豊田市薬物乱用防止推進協議会」を中心に、市内での街頭啓発活動を6月及び11月に実施し、また学校等における講習会を開催して薬物に関する正しい知識の普及を図った。

薬物乱用防止講習会開催状況

区分	学校	その他	合計
講習会開催回数	27	—	27
参加者数	2,969	—	2,969

◆ 食品衛生

「令和 6 年度豊田市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設等に対する立入検査等を実施するとともに、食品衛生に関する知識の普及、市民及び食品等事業者との意見交換を実施するなどして、食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害発生防止を図った。

(1) 営業許可及び監視指導

「食品衛生法」の改正により食品営業許可制度の全面的な改定がされるなか、営業許可が必要な業種について審査・許可するとともに、食品関係施設に対し、食品の取扱い等について監視指導を行った。また、昨今、飲食店における持ち帰り販売が多く行われており、その安全性を確保するため、弁当・そうざい製造時の衛生管理、適切な許可取得及び食品表示方法等について啓発、助言及び指導を行った。

改正前の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係施設数及び監視状況（令和 6 年度末現在）

区分	施設数	新規営業許可	更新営業許可	監視延べ件数
総数	1,692	—	—	976
飲食店営業	1,099	—	—	660
菓子製造業	214	—	—	127
乳処理業	—	—	—	—
特別牛乳搾取処理業	—	—	—	—
乳製品製造業	1	—	—	2
集乳業	—	—	—	—
魚介類販売業	46	—	—	31
魚介類せり売営業	1	—	—	2
魚肉ねり製品製造業	—	—	—	—
食品の冷凍又は冷蔵業	5	—	—	13
缶詰又は瓶詰食品製造業	—	—	—	—
喫茶店営業	222	—	—	3
あん類製造業	—	—	—	—
アイスクリーム類製造業	29	—	—	14
食肉処理業	10	—	—	16
食肉販売業	42	—	—	38
食肉製品製造業	1	—	—	6
乳酸菌飲料製造業	—	—	—	—
食用油脂製造業	1	—	—	4
マーガリン又はショートニング製造業	—	—	—	—
みそ製造業	2	—	—	9
しょうゆ製造業	1	—	—	9
ソース類製造業	1	—	—	4
酒類製造業	3	—	—	2
豆腐製造業	1	—	—	—
納豆製造業	—	—	—	—
めん類製造業	1	—	—	3
そうざい製造業	9	—	—	26
添加物製造業	—	—	—	—
食品の放射線照射業	—	—	—	—
清涼飲料水製造業	1	—	—	2
氷雪製造業	2	—	—	5

改正後の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係施設数及び監視状況（令和6年度末現在）

区分	施設数	新規営業許可	更新営業許可	監視延べ件数
総数	3,345	980	—	604
飲食店営業	2,799	823	—	360
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	50	22	—	—
食肉販売業	49	10	—	17
魚介類販売業	59	13	—	26
魚介類競り売り営業	—	—	—	—
集乳業	—	—	—	—
乳処理業	—	—	—	—
特別牛乳搾取処理業	—	—	—	—
食肉処理業	26	5	—	23
食品の放射線照射業	—	—	—	—
菓子製造業	226	56	—	81
アイスクリーム類製造業	—	—	—	—
乳製品製造業	3	2	—	4
清涼飲料水製造業	2	1	—	7
食肉製品製造業	2	—	—	8
水産製品製造業	2	1	—	1
氷雪製造業	1	1	—	—
液卵製造業	—	—	—	—
食用油脂製造業	—	—	—	—
みそ又はしょうゆ製造業	6	2	—	4
酒類製造業	3	2	—	2
豆腐製造業	4	—	—	2
納豆製造業	—	—	—	—
麵類製造業	7	1	—	9
そうざい製造業	57	19	—	40
複合型そうざい製造業	—	—	—	—
冷凍食品製造業	1	1	—	—
複合型冷凍食品製造業	—	—	—	—
漬物製造業	39	16	—	13
密封包装食品製造業	6	3	—	7
食品の小分け業	3	2	—	—
添加物製造業	—	—	—	—

改正後の食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設

(令和6年度末現在)

区分	施設数	監視延べ件数
総数	2,831	536
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	66
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	90
	乳類販売業	343
	氷雪販売業	2
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	1,053
販売業	弁当販売業	7
	野菜果物販売業	36
	米穀類販売業	21
	通信販売・訪問販売による販売業	1
	コンビニエンスストア	191
	百貨店、総合スーパー	110
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	153
	その他の食料・飲料販売業	237
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1
製造・加工業	いわゆる健康食品の製造・加工業	—
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	42
	農産保存食料品製造・加工業	146
	調味料製造・加工業	19
	糖類製造・加工業	—
	精穀・製粉業	7
	製茶業	31
	海藻製造・加工業	—
	卵選別包装業	5
	その他の食料品製造・加工業	112
	25	
上記以外のも の(改正法に よる改正後の 法第68条第 3項において 準用されるも のを含む。)	行商	1
	集団給食施設	155
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	2
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	—
	その他	—

(2) 市場監視

豊田市公設地方卸売市場にて早朝監視を行い、有害魚、不良食品等の発見、食品の衛生的な取扱い及び保管等について指導し、安全な食品の流通を促した。

市場監視：2回

(3) 監視指導計画による監視状況

食品等事業者について過去の食中毒の発生頻度や違反事例などを考慮し、監視の重要度の高い順にA、B、Cランクに分類して標準監視指導回数 1) を定めた。

区分	施設数 2)	計画件数	監視件数	実施率(%)
総数	8,457	1,860	2,129	114.5
Aランク	22	44	50	113.6
Bランク	492	492	697	141.7
Cランク	7,943	1,324	1,382	104.4

注 1) Aランク：2回／年、 Bランク：1回／年、 Cランク：1回／2～6年

2) 計画作成時(令和6年4月1日)の施設数

Aランク施設監視状況

区分	施設数 3)	監視件数	
総数	22	50	
法違反(過去2年以内)により行政処分を受けた施設	2	5	
学校給食調理施設	12	29	
1日の調理数が2,001食以上 の施設	弁当調理施設及び仕出し屋 ホテル及び旅館 集団給食施設(工場、社会福祉施設等)	1 — 7	2 — 14

注 3) 計画作成時(令和6年4月1日)の施設数

(4) 食中毒

食中毒発生時に、直ちに疫学調査等を実施して原因究明にあたり、その措置と対策を講じて事故の拡大及び再発防止を図った。

発生年月日	原因施設	喫食者	有症者	死者	原因食品	病因物質
令和6年10月27日	居酒屋	9	8	—	不明(令和6年10月25日から令和6年10月26日の食事)	カンピロバクター・ジェジユニ/コリ
令和7年2月16日	居酒屋	28	12	—	不明(令和7年2月15日の食事)	ノロウイルス

(5) 行政処分

病因物質の種類等に応じて、行政処分を行った。

区分	許可の取消	営業の禁停止	施設の改善命令	物品廃棄回収命令	告発
総数	—	2	—	—	—
許可営業	—	2	—	—	—
非許可営業	・	—	—	—	—

(6) 収去検査

夏期及び年末一斉取締りを中心に食品、器具及び容器包装を計画的に収去し、食中毒をおこす細菌を中心とした微生物検査及び食品添加物の適正使用や残留農薬を確認するための理化学検査を実施し、規格基準や衛生状態の確認を行った。

区分	収去 検体数	違反 検体数	違反食品			
			大腸菌群	細菌数	添加物 使用基準	その他
総数	202	—	—	—	—	—
魚介類	5	—	—	—	—	—
冷凍食品	12	—	—	—	—	—
魚介類加工品	4	—	—	—	—	—
肉卵類及びその加工品	24	—	—	—	—	—
牛乳・加工乳・その他の乳	4	—	—	—	—	—
乳製品・乳類加工品	14	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	4	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	8	—	—	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品	21	—	—	—	—	—
菓子類	19	—	—	—	—	—
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—
酒精飲料	—	—	—	—	—	—
冰雪	1	—	—	—	—	—
水	—	—	—	—	—	—
かん詰・びん詰食品	—	—	—	—	—	—
その他の食品	80	—	—	—	—	—
添加物及びその製剤	—	—	—	—	—	—
器具及び容器包装	6	—	—	—	—	—
おもちゃ	—	—	—	—	—	—

(7) 夏期食品一斉取締り(7月1日から8月31日)

夏期に多発する細菌性食中毒の防止を中心に監視指導を行い、不良食品等の排除に努めた。また、食中毒警報の発令により、食中毒予防対策について広く注意を呼びかけた。

食中毒警報発令日：7月3日、7月22日、7月29日

夏期一斉監視件数(再掲)

区分	監視 件数	違反 施設 数	違反件数					処分 件数	処分以 外の措 置件数
			施設 基準 違反	公衆衛生上 必要な措置の 基準違反	製造 基準 違反	表示 基準 違反	その 他		
総数	400	13	13	—	—	—	—	—	—
改正前の食品衛生法に基づく許可を要する営業施設	157	13	13	—	—	—	—	—	—
改正後の食品衛生法に基づく許可を要する営業施設	123	—	—	—	—	—	—	—	—
改正後の食品衛生法に基づく届出を要する営業施設	120	—	…	—	—	—	—	—	—

夏期一斉収去件数(再掲)

区分	収去 検体数	違反 検体数	違反食品			
			大腸菌群	細菌数	添加物使用基準	その他
総数	51	—	—	—	—	—
魚介類	5	—	—	—	—	—
冷凍食品	—	—	—	—	—	—
魚介類加工品	—	—	—	—	—	—
肉卵類及びその加工品	4	—	—	—	—	—
牛乳・加工乳・その他の乳	2	—	—	—	—	—
乳製品・乳類加工品	4	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	4	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	4	—	—	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品	8	—	—	—	—	—
菓子類	5	—	—	—	—	—
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—
酒精飲料	—	—	—	—	—	—
氷雪	1	—	—	—	—	—
水	—	—	—	—	—	—
かん詰・びん詰食品	—	—	—	—	—	—
その他の食品	14	—	—	—	—	—
添加物及びその製剤	—	—	—	—	—	—
器具及び容器包装	—	—	—	—	—	—
おもちゃ	—	—	—	—	—	—

(8) 年末食品一斉取締り(12月2日から12月31日)

食品の流通量が増加する年末に食品の衛生的な取扱い、食品添加物の適正使用、適正表示の確認等を中心に監視指導を行った。

年末一斉監視件数(再掲)

区分	監視 件数	違反 施設 数	違反件数					処分 件数	処分以 外の措 置件数
			施設 基準 違反	公衆衛生上 必要な措置の 基準違反	製造 基準 違反	表示 基準 違反	その他		
総数	206	13	9	—	—	4	—	—	—
改正前の食品衛生法に基づく許可を要する営業施設	66	9	9	—	—	—	—	—	—
改正後の食品衛生法に基づく許可を要する営業施設	79	4	—	—	—	4	—	—	—
改正後の食品衛生法に基づく届出を要する営業施設	61	—	…	—	—	—	—	—	—

年末一斉収去件数(再掲)

区分	収去 検体数	違反 検体数	違反食品			
			大腸菌群	細菌数	添加物使用基準	その他
総数	17	—	—	—	—	—
魚介類	—	—	—	—	—	—
冷凍食品	6	—	—	—	—	—
魚介類加工品	4	—	—	—	—	—
肉卵類及びその加工品	4	—	—	—	—	—
牛乳・加工乳・その他の乳	—	—	—	—	—	—
乳製品・乳類加工品	—	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	—	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	—	—	—	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品	2	—	—	—	—	—
菓子類	1	—	—	—	—	—
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—
酒精飲料	—	—	—	—	—	—
氷雪	—	—	—	—	—	—
水	—	—	—	—	—	—
かん詰・びん詰食品	—	—	—	—	—	—
その他の食品	—	—	—	—	—	—
添加物及びその製剤	—	—	—	—	—	—
器具及び容器包装	—	—	—	—	—	—
おもちゃ	—	—	—	—	—	—

(9) 輸入食品

市内を流通する輸入食品の安全性を確保するため、適正表示等について確認した。

(10) 食の安全・安心を語る懇談会

食品に関するリスクコミュニケーションの一環として、市民、食品等事業者、学識経験者及び行政が相互にコミュニケーションを図るとともに、豊田市の取組みについて市民各界の意見を伺い、効果的な施策を推進するため、「食の安全・安心を語る懇談会」を8月2日に開催した。

(11) 啓発及び講習会等

食品業界全体の衛生水準向上活動に協力するため食品事業者を対象とした「食品衛生責任者実務講習会」に食品衛生監視員を講師として派遣するとともに、同講習会の動画を6月から3月までの間、WEBに掲載し受講できる環境を整えた。

また、市民に対し出前講座やリーフレットの配布等を行ったほか、「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」を活用し協定企業と食中毒予防啓発コーナーの設置及び国道沿いのデジタルサイネージによる啓発画像の放映等を実施し、食中毒予防啓発を行った。

区分	実施回数	受講者数
総数	16	2,359
食品衛生講習会・出前講座	15	1,562
WEBによる食品衛生講習会	1	797

◆ 食鳥処理

近年、食鳥肉を原因としたカンピロバクター食中毒が増えていることから、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥処理場に立ち入り、食鳥肉の衛生的な取扱いについて監視指導を行い、衛生確保に努めた。

食鳥処理場等の状況

(令和6年度末現在)

区分	食鳥処理業者 (認定小規模食鳥 処理業者を除く)	認定小規模食鳥処理業者		届出食肉 販売業者	計
		生体処理を行 う施設	生体処理を行 わない施設		
施設数	—	3	—	—	3
監視延べ件数	—	4	—	—	4

◆ 食肉衛生検査所

安全で衛生的な食肉を流通させるため、豊田食肉センターにおいてと畜検査等を実施し、残留有害物質等食肉を取り巻く危害を排除するとともに、衛生的な枝肉の取り扱い等について作業員等に指導、啓発を行った。

なお、平成23年度から、豊田食肉センターで処理する獣畜の種類は豚のみとなった。

また、令和2年度から、豊田食肉センターはHACCPに基づく衛生管理を導入した。

(1) と畜検査

食用に供される豚について疾病の有無を1頭ごとに検査し、合格したものだけを流通させている。

なお、検査で異常が確認されたものは必要に応じて精密検査を実施し、不合格となったものは全部又は一部廃棄処分とした。

と畜検査頭数

年度	2	3	4	5	6
頭数	78,411	88,282	89,434	87,431	80,530

処分頭数

措置	と殺禁止	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
頭数	—	—	100	23,876

全部廃棄頭数内訳

内訳	豚丹毒	敗血症	膿毒症	尿毒症	高度の 黄疸	全身性 腫瘍	その他
頭数	1	15	34	—	45	—	5

精密検査頭数

内訳	微生物検査	理化学検査	病理検査
頭数	17	6	1

(2) 衛生検査

家畜の病気の治療や子豚の疾病予防に使用される抗菌性物質の食肉への残留検査を実施し、不適なものについては廃棄等の措置を行った。

残留有害物質検査件数

区分	サーベイランス検査 1)	スクリーニング検査 2)
件数	6	197

注 1)と畜検査を実施した際、食肉等への薬物残留を疑う時に実施する検査

2)と畜場に搬入される獣畜について薬物残留を定期的に監視するための抜き取り検査

新規農家から獣畜が搬入される場合にも実施する

(3) 外部検証

豊田食肉センターが導入したH A C C Pに基づく衛生管理が適切に実施されているか外部検証を実施し、不適な場合は改善措置等の措置を行った。

現場検査 1) : 243 回

記録検査 2) : 12 回

微生物試験 3)

区分	一般生菌数	腸内細菌科菌群数
検体数	60	60

注 1)と畜検査員が毎日実施する外部検証で、豊田食肉センターの作業現場において、H A C C Pに基づくと畜場の衛生管理及び衛生的なとさつ・解体が適切に実施されているか直接確認する検査

2)と畜検査員が毎月実施する外部検証で、豊田食肉センターがH A C C Pに基づき作成した衛生管理記録の内容を確認する検査

3)と畜検査員が毎月実施する外部検証で、豊田食肉センターの衛生管理の実施状況の効果を客観的に評価するために行う試験

(4) 衛生指導等

安全で衛生的な食肉を確保するために、豊田食肉センター作業員等に対し、施設での清潔保持及び衛生的作業について教育、指導を行った。

と畜場衛生指導：243回

◆ 狂犬病予防

「狂犬病予防法」に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施した。また、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付手続について、市内及び近隣市の動物病院への委託やあいち電子申請システムの活用により、飼い主の利便性を図った。

犬の登録頭数(うち新規登録頭数)	21, 855(1, 611)
予防注射頭数	集合注射会場での実施頭数
	動物病院での実施頭数
	合計

集合注射実施日数及び会場数

区分	日数	会場数
豊田	6	7
豊田	1	1
藤岡		1
下山		1
足助		1
小原	1	1
旭		1
稻武		1
合計	8	14

登録鑑札・注射済票預託動物病院数

区分	病院数
市内	28
市外	27
合計	55

◆ 動物愛護

「豊田市人と動物の共生社会の推進に関する条例」に基づき「豊田市動物愛護センター」において、各種事業等を実施した。「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づく犬猫の保護や引取り、並びに飼育動物の適正飼養の指導等を行う一方、譲渡可能な犬、猫については新しい飼い主に譲渡することによって生存の機会を与え、殺処分頭数の削減を図った。また、野良猫を地域で管理し被害を軽減する「地域猫活動」の支援を行うとともに、豊田市動物愛護ボランティアと共に犬のしつけ方教室及び動物愛護教室等を開催し、適正飼養や動物愛護精神の普及啓発を行った。

犬の捕獲及び返還頭数 (狂犬病予防法及び豊田市犬による危害防止条例)	犬	捕獲	9
		返還	7
負傷動物の収容及び返還頭数 (動物の愛護及び管理に関する法律)	犬	保護	1
		返還	1
	猫	保護	71
		返還	1
犬、猫の引取り頭数 (動物の愛護及び管理に関する法律)	犬	所有者	2
		所有者不明	8
		返還	4
	猫	所有者	16
		所有者不明	77
		返還	1
犬、猫の譲渡頭数	犬		8
	猫		131
犬、猫の殺処分数	犬(うち収容中死亡)		4(一)
	猫(うち収容中死亡)		29(28)
苦情・相談件数			971

動物愛護ボランティア養成講座

講座数(全9回)	1
受講者数	12
訪問活動犬 新規認定頭数	1

犬・猫の一時預かりボランティア養成講座

回数	1
受講者数	6

犬・猫預かり依頼頭数

犬	1
猫	71

譲渡会

内容	対象者	回数	参加者数
犬の譲渡会(個別)(飼う前講座含む)	犬を譲り受けたい人	8	18
猫の譲渡会(飼う前講座含む)	猫を譲り受けたい人	38	384
合計		46	402

講座・教室

内容	対象者	回数	参加者数
犬の飼い方講座(老犬)	犬の飼い主のみ	3	35
犬のしつけ方教室	犬の飼い主と犬	5	講義 80
			実技 82
飼育動物の飼い方教室	小学校・こども園・幼稚園	3	160
出前講座(いのちの教室・ペット防災)	市民	4	561
モルモットホスティング	小学校	5	106
訪問活動犬とのふれあい (動物介在活動)	小学校・こども園・幼稚園	13	423
	親子	1	31
	社会福祉施設利用者	5	98
いのちの教室	小学校・こども園・幼稚園	4	99
保護犬・保護猫について知ろう	小学5・6年生	1	6
合計		44	1,681

行事

動物愛護週間に、本庁舎においてペットの防災展示を行うとともに、動物の愛護と適正な飼い方について、広く市民等に理解と関心を深めてもらうために、「動物愛護フェスティバル」を開催し、900名の参加があった。動物愛護センター来館者数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,737	2,127	1,717	1,735	1,355	1,395	1,807	2,691	1,371	1,320	1,620	1,846	20,721

特定動物の飼養状況

(令和6年度末現在)

区分	許可施設数					許可頭数
	おり型施設等	擁壁式施設等	移動用施設	水槽型施設等	計	
オナガザル科	—	—	1	—	1	3
カミツキガメ科	—	—	—	4	4	6
合計	—	—	1	4	5	9

地域猫活動支援事業

実施地域数		255
避妊・去勢手術実施頭数	オス	227
	メス	256
	合計	483

ペットの災害対策

地域イベントや各種講座等でのペット防災の啓発に加え、災害時に必要な避難所に移動してペットの一時避難所として使用できる木製コンテナハウスや同室避難所での隔離等に活用できるダンボールハウスを導入した。

また、崇化館中学校において地域住民とともに同室避難所設営訓練を実施した。

◆ 化製場等

生活環境の衛生保持のため、「化製場等に関する法律」及び「動物処理場等に関する条例」等に基づき、許可等を行った。

化製場等の施設数

(令和6年度末現在)

区分	化製場	死亡獣畜取扱場		法8条の 準用施設	畜舎	家きん舎	動物処理場	計
		内	外					
施設数	一	1	—	—	17	1	23	42

◆ 試験検査

市民の健康及び衛生環境を守るため、豊田市衛生試験所において食品・水質の検査及び感染症・食中毒等の病原物質検査を実施している。主要業務として、微生物検査、理化学検査及び水質検査を実施した。

また、近年の社会情勢の変容に伴う法改正等により、高い検査精度が要求されており、これに対応するため、高性能検査機器を導入するとともに、検査員の研修及び検査精度管理等を実施して検査機能の充実に努めた。

(1) 行政検査

保健所関係各課からの依頼により、感染症発生による検査並びに食中毒及び有症苦情発生による検査を実施し、検査データを提供した。

感染症原因病原体検査実施件数

区分	事件数	便	その他	計
赤痢菌	—	—	—	—
チフス菌	—	—	—	—
パラチフス菌	—	—	—	—
腸管出血性大腸菌O157	8	63	8(菌株)	71
その他の腸管出血性大腸菌	14	58	11(菌株)	69
ノロウイルス	—	—	—	—
項目数計	22	121	19	140

食中毒・有症苦情原因病原体検査実施件数

事件数：8 件

検体数：106 検体

区分	ふきとり	食材	便	その他	計
サルモネラ属菌	27	—	17	—	44
黄色ブドウ球菌	27	—	17	—	44
ビブリオ属菌	27	—	17	—	44
病原性大腸菌(腸管出血性大腸菌含む)	27	—	17	—	44
ウエルシュ菌	27	—	17	—	44
セレウス菌	27	—	17	—	44
カンピロバクター	27	—	17	—	44
赤痢菌	27	—	17	—	44
ノロウイルス	—	—	66	—	66
サポウイルス	—	—	—	—	—
項目数計	216	—	202	—	418

食品微生物検査実施件数

区分	牛乳等	はつ酵類	アイスクリーム	氷雪	氷菓	液体	食肉	魚肉	生鮮魚介	冷凍食	容器包装	弁当詰め	漬物	生菓子	生めん	めんゆで	生めん	計
検体数	10	8	2	1	2	—	8	4	5	12	2	62	2	14	4	136		
細菌数	10	—	2	1	2	—	—	—	—	12	—	62	—	14	4	107		
大腸菌群	10	8	2	1	2	—	3	4	—	8	—	—	—	14	3	55		
E. coli	—	—	—	—	—	—	5	—	—	4	—	62	2	—	1	74		
サルモネラ属菌	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	5		
黄色ブドウ球菌	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	62	2	14	4	87		
乳酸菌数又は酵母数	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	
腸炎ビブリオ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	
腸炎ビブリオ最確数	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	5	
クロストリジウム属菌	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	
食品中で発生し得る微生物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	
項目数計	20	16	4	2	4	—	22	4	5	24	2	186	6	42	12	349		

食品理化学検査実施件数

区分		魚介類及びその加工品	肉卵類及びその加工品	乳及び乳製品	穀類	野菜・果実	清涼飲料水	漬物	菓子類	その他	器具及び容器包装	計
検体数		4	24	8	4	12	—	6	5	17	6	86
保存料	安息香酸	4	8	—	—	—	—	6	—	1	—	19
	ソルビン酸	4	8	—	—	—	—	6	—	1	—	19
	デヒドロ酢酸	4	8	—	—	—	—	6	—	1	—	19
発色剤	亜硝酸根	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
着色料	合成着色料(許可)	—	—	—	—	—	—	—	48	—	—	48
甘味料	アセスルファムカリウム	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	2
	サッカリンナトリウム	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	2
残留農薬 1)		—	—	—	370	2,130	—	—	—	—	—	2,500
動物用医薬品	オキシトサイクリン、クロルトサイクリン及びトライクリン	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
	スルファキノキサリン	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	12
	スルファジミジン	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
	スルファジメトキシン	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	16
	スルファモノメトキシン	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	12
	スルファメラジン	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
	スルファジアジン	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	16
	スルファメトキサゾール	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
	スルファメトキシピリダジン	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4
酸度		—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	4
乳脂肪分		—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	4
比重		—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	4
無脂乳固形分		—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	8
蛍光染料		—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
酸価		—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2
過酸化物価		—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2
重金属		—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2
溶出試験 2)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6
特定原材料(卵)スクリーニング検査		—	—	—	—	—	—	—	—	16	—	16
特定原材料(小麦)スクリーニング検査		—	—	—	—	—	—	—	—	16	—	16
項目数計		12	124	20	376	2,130	—	20	50	35	10	2,777

注 1) 別表 残留農薬検査項目詳細

2) 溶出試験については他機関へ依頼

別表 残留農薬検査項目詳細

1	BHC (α 、 β 、 γ 、 δ 体の総和)	49	クロロベンジレート	99	ニトロタールイソプロピル	149	フルバリネート
		50	シアナジン	100	ノルフルラゾン	150	フルミオキサジン
2	DDT (DDD及びDDEを含む。)	51	シアノホス	101	パクロブトラゾール	151	フルミクロラックベンチル
		52	ジエトフェンカルブ	102	パラチオン	152	フルリドン
3	E PN	53	ジクロシメット	103	パラチオンメチル	153	プレチラクロール
4	XMC	54	ジクロフェンチオン	104	ハルフェンプロックス	154	プロシミドン
5	γ -BHC	55	ジクロホップメチル	105	ピコリナフェン	155	プロチオホス
6	アクリナトリン	56	ジクロラン	106	ビテルタノール	156	プロパジン
7	アザコナゾール	57	ジコホール	107	ビフェノックス	157	プロパニル
8	アジンホスマチル	58	シハロトリン	108	ビフェントリン	158	プロバルギット
9	アトラジン	59	シハロホップチル	109	ピペロホス	159	プロピコナゾール
10	アニロホス	60	ジフェナミド	110	ピラクロホス	160	プロピザミド
11	アメトリン	61	ジフェノコナゾール	111	ピラゾホス	161	プロフェノホス
12	アラクロール	62	シフルトリン	112	ピラフルフェンエチル	162	プロマシル
13	アルドリン及びディルドリン	63	ジフルフェニカン	113	ピリダフェンチオン	163	プロメトリン
14	イサゾホス	64	シプロコナゾール	114	ピリダベン	164	プロモプロピレート
15	イソキサチオン	65	シベルメトリン	115	ピリフェノックス	165	プロモホス
16	イソフェンホス	66	シマジン	116	ピリブチカルブ	166	ヘキサコナゾール
17	イソプロカルブ	67	ジメタメトリン	117	ピリプロキシフェン	167	ヘキサジノン
18	イソプロチオラン	68	ジメチルビンホス	118	ピリミノバッケメチル	168	ベナラキシル
19	イプロベンホス	69	ジメテナミド	119	ピリミホスマチル	169	ベノキサコール
20	エスプロカルブ	70	ジメトエート	120	ピリメタニル	170	ペルメトリン
21	エタルフルラリン	71	シメトリン	121	ピロキロン	171	ペンコナゾール
22	エチオン	72	スピロキサミン	122	ビンクロゾリン	172	ペンディメタリン
23	エディフェンホス	73	スピロジクロフェン	123	フィプロニル	173	ベンフルラリン
24	エトキサゾール	74	ゾキサミド	124	フェナミホス	174	ベンフレセート
25	エトフェンプロックス	75	ターバシル	125	フェナリモル	175	ホサロン
26	エトメセート	76	ダイアジノン	126	フェニトロチオン	176	ホスチアゼート
27	エトプロホス	77	チオベンカルブ	127	フェノキサニル	177	ホスファミドン
28	エンドスルファン	78	チオメトン	128	フェノチオカルブ	178	ホスマット
29	オキサジアゾン	79	チフルザミド	129	フェンアミドン	179	ホレート
30	オキサジキシル	80	テトラクロルビンホス	130	フェンスルホチオン	180	マラチオン
31	オキシフルオルフェン	81	テトラジホン	131	フェントエート	181	ミクロブタニル
32	カズサホス	82	テニルクロール	132	フェンバレレート	182	メタラキシル及びメフェノキサム
33	カフェンストロール	83	テブコナゾール	133	フェンブコナゾール	183	メチダチオン
34	カルフェントラゾンエチル	84	テブフェンピラド	134	フェンプロパトリ	184	メトキシクロール
35	キナルホス	85	テフルトリ	135	フェンプロピモルフ	185	メトミノストロビン
36	キノキシフェン	86	デメトリー-S-メチル	136	フライド	186	メトラクロール
37	キノクラミン	87	テルブトリ	137	ブタクロール	187	メビンホス
38	キントゼン	88	テルブホス	138	ブタミホス	188	メフェナセット
39	クレキソキシムメチル	89	トリアジメノール	139	ブピリメト	189	メフェンピルジエチル
40	クロマゾン	90	トリアゾホス	140	ブプロフェジン	190	メプロニル
41	クロルタールジメチル	91	トリアレート	141	フラムプロップメチル	191	モノクロトホス
42	クロルデン	92	トリシクラゾール	142	フルアクリピリム	192	レナシル
43	クロルピリホス	93	トリブホス	143	フルキンコナゾール		
44	クロルピリホスマチル	94	トリフルラリン	144	フルジオキソニル		
45	クロルフェナビル	95	トリフロキシストロビン	145	フルシリネート		
46	クロルフェンビンホス	96	トルクロホスマチル	146	フルチアセットメチル		
47	クロルブファム	97	トルフェンピラド	147	フルトラニル		
48	クロルプロファム	98	ナプロパミド	148	フルトリアホール		

水質検査件数

区分	浴槽水	計
検体数	8	8
レジオネラ属菌	8	8
大腸菌群	8	8
過マンガン酸カリウム消費量	8	8
濁度(比濁法)	8	8
計	32	32

(2) 依頼検査

市民・事業者等からの依頼により、腸内細菌及び水の検査を実施した。ただし、食品検査の依頼はなかった。

感染症原因病原体検査実施件数

区分	腸内細菌	寄生虫卵	計
検体数	6,048	1	6,049
赤痢菌	6,048	—	6,048
サルモネラ属菌(チフス菌・パラチフス菌を含む)	6,048	—	6,048
腸管出血性大腸菌O157	3,819	—	3,819
寄生虫卵(ぎょう虫卵を含む)	—	1	1
項目数計	15,915	1	15,916

水質検査実施件数

区分	飲用水 (井水、水道水等)	プール水	浴用水	計
検体数	58	—	20	78
一般細菌	53	—	—	53
大腸菌	48	—	—	48
大腸菌群	6	—	18	24
レジオネラ属菌	—	—	20	20
硝酸態(性)窒素及び亜硝酸態(性)窒素	45	—	—	45
亜硝酸態(性)窒素	40	—	—	40
塩化物(塩素)イオン	52	—	—	52
過マンガン酸カリウム消費量	5	—	18	23
有機物(全有機炭素の量)	47	—	—	47
pH値	52	—	—	52
味	46	—	—	46
臭気	55	—	—	55
色度	55	—	—	55
濁度(比濁法)	55	—	18	73
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	—	—	1
項目数計	560	—	74	634

(3) 精度管理実施状況

食品衛生検査施設及び病原体等検査施設における業務管理を適切に行い、検査の信頼性を確保する一環として、外部機関による調査等に参加し、検査技術の評価を行った。

食品衛生外部精度管理調査実施状況

区分	内容	
	項目	検体数
微生物検査	E. coli (加熱食肉製品(加熱後包装))	2
	一般細菌数(氷菓)	1
	黄色ブドウ球菌(加熱食肉製品(加熱後包装))	2
	大腸菌群(加熱食肉製品(包装後加熱))	2
理化学検査	重金属(カドミウムの定量)	1
	食品添加物(ソルビン酸の定量)	1
	残留農薬(アトラジン、クロルピリホス、チオベンカルブ、フェニトロチオン、フェントエート及びフルトラニルの6種農薬中3種の定性及び定量)	1
	残留動物用医薬品(スルファジミジンの定量)	1
	食品添加物(着色料の定性)	1

病原体等外部精度管理調査実施状況

項目	検体数
腸管出血性大腸菌の遺伝子検査	4
コレラ菌	3

厚生労働省水道水質検査精度管理のための統一試料調査実施状況

項目	検体数
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	2

愛知県保健所試験検査精度管理事業参加状況

区分	検体配布方式		研修方式
	項目	検体数	
微生物検査	病原細菌	4	・細菌検査の基礎および注意点やコツ ・カンピロバクター及びサルモネラ属菌の試験法 ・インフルエンザの疫学
寄生虫検査	—	—	・寄生虫及び寄生虫卵の同定等
食品化学検査	保存料(安息香酸)	1	・溶媒抽出法による甘味料(サッカリン)検査法
水質検査	フッ素	1	・ICP-MSを用いた重金属検査

10 健康づくり

◆健康診査

豊田市国民健康保険加入者(40歳以上満74歳以下)を対象として、生活習慣病の早期発見により生活習慣の改善を図るためメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施した。また、後期高齢者医療制度被保険者に対しては、後期高齢者医療健康診査を実施した。

(1) 特定健康診査

対象	40歳以上満74歳以下の豊田市国民健康保険に加入している者	
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、貧血検査等 ※一定の基準に達し、医師が必要と認めた場合は、眼底検査を実施	
年度	5	6
受診者数(人)	18,706	17,862
受診率(%)	34.3	34.4
動機付け支援該当者数(人)	1,465	1,449
積極的支援該当者数(人)	309	322

注：国庫負担金実績報告時数値に基づく

(2) 特定健康診査受診勧奨

特定健康診査の受診率向上を図るため、はがきによる受診勧奨を実施した。

対象者	(1) 過去の受診状況、検査値、問診項目等を分析し、受診が期待できる人 (2) ①の通知者のうち、通知発送後も未受診の人 (3) 令和6年4月～7月に国保に加入した健診未受診者 (4) ①、②、③を除いた50歳代の健診未受診者																							
内容	受診のパターンに分類したはがきを作成して送付																							
発送時期	(1) 6月末 (2) 11月中旬 (3) 7月～10月 (4) 10月下旬																							
実施状況	<table border="1"><thead><tr><th>対象者</th><th>実発送者数</th><th>受診率</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 過去3年間に連続受診でない人</td><td>9,524</td><td>53.8%</td></tr><tr><td>① 過去3年間に受診歴がない人</td><td>4,936</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>① 計</td><td>14,460</td><td>35.9%</td></tr><tr><td>② 再勧奨者</td><td>10,352</td><td>21.5%</td></tr><tr><td>③ 新規国保加入者</td><td>1,210</td><td>20.5%</td></tr><tr><td>④ 50歳代受診勧奨者</td><td>5,190</td><td>7.8%</td></tr></tbody></table>			対象者	実発送者数	受診率	① 過去3年間に連続受診でない人	9,524	53.8%	① 過去3年間に受診歴がない人	4,936	4.2%	① 計	14,460	35.9%	② 再勧奨者	10,352	21.5%	③ 新規国保加入者	1,210	20.5%	④ 50歳代受診勧奨者	5,190	7.8%
対象者	実発送者数	受診率																						
① 過去3年間に連続受診でない人	9,524	53.8%																						
① 過去3年間に受診歴がない人	4,936	4.2%																						
① 計	14,460	35.9%																						
② 再勧奨者	10,352	21.5%																						
③ 新規国保加入者	1,210	20.5%																						
④ 50歳代受診勧奨者	5,190	7.8%																						

(3) 後期高齢者医療健康診査

対象	後期高齢者医療制度被保険者の市民(概ね75歳以上)	
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、貧血検査等 一定の基準に達し、かつ医師が必要と認めた場合は、眼底検査を実施	
年度	5	6
受診者数(人)	17,746	18,919
受診率(%)	33.1	33.3

(4) いきいき健診

対象	生活保護受給者及び中国残留邦人支援給付制度該当者（40歳以上）		
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査及び心電図		
年度	5	6	
受診者数(人)	59	65	
受診率(%)	3.4	3.8	

◆がん検診等

健康増進法に基づき、がんを早期発見し、早期治療に結びつけるため、医療機関にて各がん検診を実施した。要精密検査者の受診状況を把握し、未受診者には未受診調査を行い、受診勧奨を行った。

注：受診者数、要精密検査者数、要精密検査受診者数は、各表の時点での市が把握した情報で作成

がん検診受診者数と受診率の推移

令和7年4月12日時点

検診名	受診者数			受診率(%)			国の統計 ²⁾	
	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	受診数	受診率
胃がん	15,534	14,903	14,678	9.0	8.8	8.6	5,595	8.5
大腸がん	24,506	24,102	24,541	9.2	9.0	9.1	9,475	5.8
子宮頸がん	7,592	7,675	7,852	9.5	9.3	9.5	5,853	9.7
乳がん	8,976	8,901	9,172	12.7	12.4	12.6	3,517	8.9
肺がん	19,857	20,198	20,924	8.2	8.4	8.6	6,173	3.8
前立腺がん	5,015	4,663	4,559	9.2	8.4	8.0	—	—

注 1)各年度の4月1日現在人口を対象者とする

胃がん・子宮頸がん・乳がんは（前年受診者数+当年受診者数-連続受診者数）／人口

2)地域保健・健康増進事業報告に計上するもの。40～69歳（胃がんは50～69歳、子宮頸がんは20～69歳、乳がんはマンモグラフィ検査のみ）を対象としている

令和5年度がん検診等のまとめ

令和7年2月28日時点

検診名	受診者数	要精検者数	要精検者率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)	がんの診断	がん発見率(%)	陽性反応的中度(%)	精検結果未把握数
胃がん	14,903	1,009	6.77	889	88.1	30	0.20	2.97	120
大腸がん	24,102	1,751	7.26	1,367	78.07	69	0.29	3.94	384
子宮頸がん	7,675	189	2.46	154	81.48	1	0.01	0.53	35
乳がん	8,901	278	3.12	269	96.8	36	0.40	12.95	9
肺がん	20,198	353	1.75	308	87.25	12	0.06	3.4	45
前立腺がん	4,663	246	5.28	153	62.2	27	0.58	10.98	93
肝炎	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—

注：肺がん検診要精検は、胸部X線判定E、又は喀痰検査判定D・Eに該当するもの

(1) 胃がん検診

対象		35歳以上の市民			
検査内容		問診、胃部X線直接撮影または胃内視鏡検査、二重読影			
年度		5		6	
区分		受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
胃部X線	男	4,795	353	4,638	337
	女	5,423	210	5,161	195
内視鏡	男	2,228	249	2,272	248
	女	2,457	196	2,607	189
合計		14,903	1,008	14,678	969

注：総合がん検診受診者数含む

(2) 大腸がん検診

対象		35歳以上の市民			
検査内容		問診、免疫便潜血検査(2日法)			
年度		5		6	
区分		受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者
男		10,645	953	10,789	986
女		13,457	798	13,752	852
合計		24,102	1,751	24,541	1,838

注：総合がん検診受診者数含む

(3) 子宮頸がん検診

対象		20歳以上で偶数年齢、21歳の女性			
検査方法		問診、視診、内診、細胞診			
年度		5		6	
区分		受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
人数		7,675	189	7,852	167

注：総合がん検診、がん検診推進事業受診者数含む

(4) 乳がん検診

対象		30歳以上で偶数年齢、41歳の女性			
検査方法		問診、超音波検査またはマンモグラフィ検査(二重読影)			
年度		5		6	
区分		受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
超音波検査		3,830	74	3,843	66
マンモグラフィ検査		5,071	204	5,329	212
合計		8,901	278	9,172	278

注：総合がん検診、がん検診推進事業受診者数含む

(5) 肺がん検診

対象	40歳以上の市民			
検査方法	問診、胸部X線直接撮影、二重読影、喀痰細胞診			
年度	5			6
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
男	9,745	375	10,059	325
女	10,453	353	10,865	319
合計	20,198	728	20,924	644

注：総合がん検診受診者数含む

(6) 前立腺がん検診

対象	50歳～70歳の市民(男性)			
検査方法	問診、P S A検査(血液検査)			
年度	5			6
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
人数	4,663	246	4,559	246

注：総合がん検診受診者数含む

(7) 胸部X線検査

対象	40歳以上の市民			
検査内容	胸部X線直接撮影(正面)			
年度	5			6
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
男	7,736	243	7,464	247
女	11,955	327	11,690	299
合計	19,691	570	19,154	546

(8) 肝炎検診

対象	40歳以上5歳刻みで過去に豊田市の肝炎検診を受けたことがない市民
検査内容	問診、B型肝炎ウイルス検査(H B s抗原検査)、C型肝炎ウイルス検査(H C V抗体検査、H C V核酸増幅検査) H C V核酸増幅検査は、H C V抗体検査で中力価・低力価と判定された者のみ実施

B型肝炎検診受診者

年度	5			6		
区分	受診者数	陽性	陰性	受診者数	陽性	陰性
男	1,201	8	1,193	1,078	5	1,073
女	1,233	6	1,227	1,295	5	1,290
合計	2,434	14	2,420	2,373	10	2,363

C型肝炎検診受診者

		受診者数	感染している可能性が高い		感染している可能性が低い	
			判定①	判定②	判定③	判定④
令和5年度	男	1,201	3	1	4	1,193
	女	1,233	1	1	5	1,226
	合計	2,434	4	2	9	2,419
令和6年度	男	1,078	1	2	5	1,070
	女	1,295	0	2	7	1,286
	合計	2,373	1	4	12	2,356

注：C型肝炎判定区分の説明

判定①／HCV抗体検査「高力価」

判定②／HCV抗体検査「中・低力価」、HCV核酸増幅検査「陽性」

判定③／HCV抗体検査「中・低力価」、HCV核酸増幅検査「陰性」

判定④／HCV抗体検査「陰性」

(9) 総合がん検診(再掲)

40歳、50歳、60歳の節目において、各がん検診をまとめて受診できるよう総合がん検診を実施した。

対象	40歳、50歳、60歳の市民			
検診内容	胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診(女性のみ)、乳がん検診(女性のみ)、骨塩定量検査(女性のみ)、前立腺がん検診(50歳、60歳の男性のみ)、肝炎検診(過去に受診歴のない希望者)、脳ドック(50歳の希望者)			
	40歳検診	50歳検診	60歳検診	合計
男	27	83	69	179
女	130	211	189	530
合計	157	294	258	709

(10) 脳ドック(総合がん検診と同時実施)

総合がん検診において、50歳の希望者に脳ドックを実施した。

対象	50歳の市民		
検査方法	問診、MRI検査、MRA検査		
区分	総合がん検診受診者数	脳ドック受診者数	受診率(%)
50歳	男	83	46
	女	211	108
合計	294	154	52.4

(11) がん検診推進事業(再掲)

特定の年齢を対象に、子宮頸がん検診、乳がん検診が無料となるクーポン券と検診手帳を配布し、がん検診の受診促進を実施した。

対象	子宮頸がん検診	21歳の女性
	乳がん検診	41歳の女性
期間		6月1日～3月19日
検査場所		市内の協力医療機関
区分	受診者数	要精検者
子宮頸がん検診	136	11
乳がん検診	380	31

◆ 女性の健康づくり

健診を受診する機会のない女性を対象に、検診と必要に応じた保健指導を行い、健康管理に関する正しい知識の普及と健康づくりの推進を図った。

(1) レディース検診

対象者	当該年度中に 19~39 歳になる女性		
日程	毎月 2 回(全 24 回)		
検査内容	身長、体重、問診、血圧測定、尿検査、骨密度検査(二重DEXA法)、血液検査(総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、貧血)		
検査場所	豊田地域医療センター		
定員	40 名／回		
年度	4	5	6
受診者数	134	143	149

(2) 骨粗しょう症検診

対象者	当該年度中に 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳になる女性		
日程	毎月 2 回(全 24 回)		
検査内容	問診、骨密度検査(二重DEXA法)		
検査場所	豊田地域医療センター		
定員	20 名／回		
年度	4	5	6
受診者数	217	210	249
うち負担金免除受診者数	20	17	31

◆ 特定保健指導

(1) あなたのための健康教室

豊田市特定健康診査を受診した者に対して、指導レベル別に特定保健指導を実施した。

年度	区分	対象者数 (健診受診時に 国保加入者)	初回実施者数 (初回実施時に 国保加入者)	実施率(%) (初回実施者/ 対象者)	終了者数	終了率(%)	
						終了者/ 初回実施者	終了者/ 対象者
5	積極的支援	308	28	9.1	23	82.1	7.5
	動機付け支援	1,428	269	18.8	251	93.3	17.6
	合計	1,736	297	17.1	274	92.3	15.8
6	積極的支援	317	31	9.8			
	動機付け支援	1,408	347	24.6			
	合計	1,725	378	21.9			

(2) 健康体験会(特定保健指導受講勧奨事業)

特定保健指導対象者に、特定保健指導利用率向上を目的として、体力測定の結果に応じた運動の提案やバランス食の体験等により、生活習慣の改善の取組を継続的に実施できるよう働きかけた。

対象者	特定保健指導初回指導に該当する者
講 師	健康運動指導士、保健師、管理栄養士等
場 所	あいち健康プラザ
内 容	体力測定、バランスのとれた食事の体験や講話等
教室開催数	3 回
参加実人数	23 名

(3) 重症化予防事業

(ア) 糖尿病重症化予防事業

特定健康診査受診者のうち、糖尿病検査値等が高めで重症化するリスクが高くなることが予測される医療機関未受診者及び受診中断者に対して受診勧奨を実施した。

(令和7年3月末時点)

対象	令和5年度豊田市国民健康保険特定健康診査受診者のうち、次に掲げる条件を満たす人 (1) 特定健康診査の結果がア～ウのいずれかに該当する人 ア HbA1c 7.0%以上 イ 「HbA1c 6.5%以上7%未満」かつ「eGFR45ml/min/1.73m ² 未満または尿蛋白(+)以上」 ウ 「HbA1c 6.5%未満かつ空腹時血糖126mg/dl以上（随時血糖200mg/dl以上）」かつ「eGFR45ml/min/1.73m ² 未満または尿蛋白(+)以上」 (2) 特定健康診査を受診した年度内に糖尿病の治療がない人																						
内容	受診状況調査、特定健康診査結果の説明、医療機関への受診勧奨、生活習慣改善に向けた保健指導、糖尿病に関する啓発資料配布																						
実施状況	1 特定保健指導対象者（手紙による受診勧奨） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象者数</th><th>返信数</th><th>受診確認数</th><th>特定保健指導申込者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td><td>35</td><td>19</td><td>15</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> 2 特定保健指導非対象者 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>訪問</th><th>面接</th><th>電話</th><th>手紙</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td><td>一</td><td>一</td><td>9</td><td>23</td><td>32</td></tr> </tbody> </table> 注：令和5年度健診受診者から対象者を抽出		対象者数	返信数	受診確認数	特定保健指導申込者数	人数	35	19	15	8		訪問	面接	電話	手紙	計	人数	一	一	9	23	32
	対象者数	返信数	受診確認数	特定保健指導申込者数																			
人数	35	19	15	8																			
	訪問	面接	電話	手紙	計																		
人数	一	一	9	23	32																		

(イ) 高血圧重症化予防事業

特定健康診査受診者のうち、血圧値が受診勧奨判定値を超えており、重症化するリスクの高い医療機関未受診者に対して受診勧奨を実施した。

(令和7年3月末時点)

対象	令和5年度の特定健康診査結果において特定保健指導の対象者で以下の値に該当する人 (1) 収縮期血圧 140mmHg以上160mmHg未満又は拡張期血圧 90mmHg以上100mmHg未満 (2) 収縮期血圧 160mmHg以上又は拡張期血圧 100mmHg以上										
内容	医療機関への受診勧奨、血圧に関する啓発資料配布、受診状況調査										
実施状況	手紙による受診勧奨を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象者数</th><th>返信数</th><th>受診確認数</th><th>特定保健指導申込数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td><td>589</td><td>336</td><td>174</td><td>126</td></tr> </tbody> </table> 注：令和5年度健診受診者から対象者を抽出		対象者数	返信数	受診確認数	特定保健指導申込数	人数	589	336	174	126
	対象者数	返信数	受診確認数	特定保健指導申込数							
人数	589	336	174	126							

(4) 「生活習慣病予防教室」

特定健康診査の結果において特定保健指導の対象とならないが、血液検査等リスク項目の該当者に対し、講義や実技を通じ自己の健康課題に対して自主的に取り組めるように支援し、生活習慣病を予防することを目指す。

対象	前年度の特定健康診査結果において、特定保健指導レベルが「情報提供」に該当し、年齢が70歳以下で、血圧、脂質、血糖、尿たんぱく等の値が正常範囲を超えている人。(年齢については、令和7年4月1日時点) ただし、特定健康診査の問診で、「血圧」「脂質」「血糖」の内服をしている人または、「脳卒中」「心臓病」「腎臓病」の治療を受けている人は除く。
教室開催形態	2コース開催(3か月コース、1日コース)
内容	(1)教室前後評価 生活習慣病に関する問診、血圧測定、尿定性検査、身体計測(身長、体重)血液検査(中性脂肪、HDL、LDL、血糖値、HbA1c) (2)体力測定 全身持久力測定、筋力測定、柔軟性、敏捷性、平衡性 等 (3)講義及び実技 医師、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、歯科衛生士による講義及び実技

◆ 栄養改善

健康増進法等に基づき各種栄養改善事業を実施した。

また、「健康づくり豊田21計画(第四次)」の栄養・食生活分野の取組を推進するため、市民の健康の維持増進に努めた。

(1) 栄養相談

市民の栄養、食生活に関する相談に応じた。

栄養相談件数(令和6年度)：来所…0件、電話…11件

相談内容別内訳(延べ件数)

重点健康相談					総合健康相談	
脂質異常症	糖尿病	歯周疾患	骨粗しょう症	その他病態		
1	2	—	—	4		4

(2) 地区組織の育成、指導(栄養士連絡会)

市内在勤、在住の栄養士で構成する栄養士連絡会の会員を対象に研修会等を開催し、栄養士相互の連絡調整や資質向上を図った。より有意義な会として位置づける為、会員のニーズにあった研修会を実施し、参加者の増加に努めた。

	回数	参加者数	内容
研修会	4	151	講演会4回
役員会	5	45	企画、協議、事業計画、連絡調整

(3) 特定給食施設指導

健康増進法に基づき、特定給食施設事業実施状況報告書の提出を求め、給食内容や栄養士の配置状況などを把握し指導等を実施した。

ア. 状況調査(総計:218 施設)

	管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちら もいない施設
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
学校	11	17	4	25	10	1	1	1
病院	5	13	12	65	30	—	—	—
介護老人保健施設	5	11	3	11	3	—	—	—
介護医療院	—	—	—	—	—	—	—	1
老人保健施設	16	25	5	7	7	1	1	—
児童福祉施設	4	11	1	1	1	—	—	—
社会福祉施設	4	5	—	—	—	2	3	2
事業所	57	60	11	13	12	14	14	34
寄宿舎	8	8	1	1	1	5	5	8
矯正施設	—	—	—	—	—	—	—	1
一般給食センター	—	—	1	1	3	—	—	—
計	110	150	38	124	67	23	24	47

イ. 指導施設数

10 施設 (病院…1、福祉…2、事業所…7、学校…1、寄宿舎…—)

(4) 食品表示法(保健事項)、健康増進法第65条第1項等指導・相談

被疑食品に関する指導、相談、収去

	指導	相談	収去
栄養表示基準	1	34	—
誇大広告	—	—	—

(5) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を実施。

令和6年度は該当地区なし。

◆ 歯科保健(8020推進事業)

健康増進法等に基づき各種歯科保健事業(教育・相談・健診)を実施した。

また、「健康づくり豊田21計画(第四次)」の歯の健康分野の取組及び「豊田市歯と口腔の健康づくり推進条例」の施行に伴い作成された「8020(ハチマルニイマル)市民運動」を推進するため、歯科保健関係団体(歯科医師会・歯科衛生士会・豊田市健康づくり協議会等)と連携し歯科疾患の予防や歯・口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発に努めた。

(1) 歯科健康診査

ア. 成人歯科健診

20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳を機に歯の健康状態のチェックを受け、歯の健康についての知識を高めてもらうため、医療機関個別方式で健診が受けられる受診券を送付した。

個人負担金	無料		
対象者	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳		
年度	4	5	6
20歳	145	141	160
25歳	225	229	250
30歳	254	297	271
35歳	151	181	158
40歳	177	207	195
45歳	128	129	142
50歳	210	203	191
55歳	171	172	148
60歳	174	178	153
65歳	195	243	207
70歳	257	250	239
75歳	242	255	222
合計	2,329	2,485	2,336

イ. 妊産婦歯科健診

生理的変化に伴い歯周疾患が急増する妊産婦に対して、口腔疾患の予防と早期発見に努め、胎児を健全に発育させるために、医療機関個別方式で健診が受けられる受診票を母子健康手帳交付時に配布した。

個人負担金	無料		
対象者	妊婦、産婦(産後1年未満)		
年度	4	5	6
妊婦	1,206	1,114	1,135
産婦	721	663	585
合計	1,927	1,777	1,720

ウ. 幼児歯科健診

う歯の保有率が増加する時期の幼児に対して、早期からかかりつけ歯科医を持ち、むし歯やその他の歯科疾患予防、適切な治療につなげることを目的に、口腔内診査、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布の健診を実施した。対象となる受診券については、1歳6か月児健診で受診券①、3歳児健診で受診券②③を令和5年度まで配布し、令和6年度からは配布対象を2歳児のみとし、個別に送付した。

個人負担金	無料		
対象者	1歳6か月～2歳児…受診券①、3歳児…受診券②、4歳児…受診券③ 2歳児（2歳の誕生日の翌月初旬に送付）		
年度	4	5	6
2歳児	—	—	564
受診券①	932	733	170
受診券②	467	393	104
受診券③	364	322	250
合計	1,763	1,448	1,088

(2) 豊田市障がい者歯科事業

障がい者の歯科疾患予防及び疾患の早期発見を図ることを目的として、施設利用者の歯科健康診査及び施設職員に対して障がい者の口腔ケアに関する予防指導を実施した。令和6年度からは、事業内容を変更し、通所施設利用者の口腔内診査、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布を実施した。

（年度末現在）

在)

年度等	4		5		6	
	施設数	実施者(人)	施設数	実施者(人)	施設数	実施者(人)
歯科健康診査 (通所施設)	13	247	13	293	13	288
訪問予防指導 (入・通所施設)	4	57	4	40	—	—

(3) 歯の健康教育

ア. よい子の歯みがき運動啓発事業

6歳臼歯の保護育成を目的とし、市内のこども園（私立幼稚園含む）の4歳児及び5歳児を対象に普及啓発活動を展開した。また、各園で啓発が実施できるよう視覚教材等の貸し出しを行った。

・啓発配布資料

4歳児・ 5歳児「歯みがきカレンダー（両面）」

5歳児保護者「家庭でできるむし歯予防」

・視覚教材等貸出

DVD（園児歯科健康教育動画「自分で守ろう！自分の歯！」） 貸出件数：4件

紙芝居、エプロンシアター 貸出件数：30件

イ. 親子むし歯予防教室

子育て支援施設と共に地域からの依頼により、むし歯の増加する時期に親子で歯について関心を持ち、生活習慣とのかかわりを認識して歯みがきの習慣化の必要性についての教室を開催した。

対象	未就園児					
内容	講話(むし歯予防、フッ素、噛むことについて)、相談、質疑応答					
年度	4		5		6	
依頼団体	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数
子育て支援施設	38	636	39	739	38	712
自主グループ(地域、団体等)	1	15	3	59	2	12
合計	39	651	42	798	40	724

ウ. 口腔機能向上支援事業(お口の健康教室)

高齢者が口腔機能を維持・向上し、いつまでも自立した豊かな生活を送ることができるよう、自治区、自主活動グループ、地域ふれあいサロン等を対象にオーラルフレイルに関する講話と比較的簡単にできる口腔機能に関する訓練や体操を指導する教室を開催した。

対象	高齢者					
内容	歯科衛生士による口腔機能向上に関する講話と実技指導(顎面体操、唾液腺マッサージ、飲み込みテストなど)					
年度	4		5		6	
依頼団体	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数
合計	25	260	13	197	42	698

エ. その他健康教育

学校、自主サークル等地域で活動している人に対して、8020(ハチマルニイマル)を推進していくために歯や口の健康に関する講話及び実技指導を実施した。

年度	4		5		6	
依頼団体	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数
園、学校(小、中、高校等)	1	62	—	—	—	—
自主サークル(地域、団体等)	2	24	5	61	5	195
合計	3	86	5	61	5	195

オ. いい歯の日キャンペーン

「自分で守ろう！自分の歯！」をスローガンに掲げ11月8日の「いい歯の日」にあわせて市内の事業所等へ歯科健診受診勧奨ポスターの設置や以下のイベントでブースを出展し、歯みがきの大切さと8020(ハチマルニイマル)に関する正しい知識の普及啓発を実施した。

開催日	令和6年11月10日(日)
会場	中京大学 豊田キャンパス
来場者数	579人
内容	「中京大学子どもスポーツフェスタ」にてブース出展 ・小学生以下を対象に歯みがき体験 ・歯科、お口の健康づくりの関するクイズ

◆ 食育推進事業

健康づくり豊田21計画（第四次）に基づいて推進事業を展開した。

(1) 食育健康教育

ア. 親子食育講座

子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活をおくる能力を身に付けるよう、また食べ物に対する意識を高め、よい生活習慣を身に付けるために、幼児期から小学生とその保護者を対象に講話や調理実習を実施した。

年度 コース	5			6		
	回数	人数		回数	人数	
		子ども	大人		子ども	大人
初級	—	—	—	—	—	—
中級	—	—	—	—	—	—
行事食	—	—	—	—	—	—
お話	—	—	—	2	0	67
子育て支援センター	20	135	134	17	148	147
その他	2	0	27	2	0	21
合計	22	135	161	21	148	235

イ. 栄養教育(出前講座)

自主サークル等地域で活動している人に対し、栄養、食生活に関する講話、相談を実施した。

年度	2	3	4	5	6
件数	—	2	4	7	9
人数	—	32	94	120	262

注：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

(2) 食育月間・食育の日普及啓発

食育の大切さを市民にPRするため、食育月間(6月)の食育の日(毎月19日)「おうちでごはんの日」を中心に啓発等を実施した。

項目	期間	内容
1 校内放送	6月19日	小中学校で「たべまるのうた」放送
2 食堂用卓上メモ配布	6月3日～6月28日	特定給食施設において設置
3 バス車内広告掲載	6月3日～6月28日	おいでんバス全路線にてポスター車内掲載
4 デジタルサイネージ	6月10日～6月28日	市内3か所、庁内1所で実施
5 イベント開催	6月19日	東庁舎ロビーにて野菜摂取量測定会
6 市役所PCポップアップ	6月12日～6月19日	

(3) 「野菜の日」啓発

8月31日の「野菜の日」に合わせ、豊田市食品衛生協会及び豊田市農産物ブランド化推進協議会との共催により「野菜を食べよう！地産地食デジタルスタンプラリー」を開催した。

参加店舗：68店舗 応募件数：335件

(4) 食育人材バンク

食育に関する知識や技術、経験を持つ人材を登録し、地域等からの依頼に応じて食育活動を実施した。平成30年6月に「食育応援し隊」と「人材バンク」を統合した。

食育人材バンクの募集と登録件数（令和6年度末時点）

食育人材バンク登録件数	19件
食育人材バンク活用状況	活動件数…0件、参加者数…0名

(5) たべまるを活用した食育事業

母子保健推進員の会がこども園、幼稚園を訪問し食育キャラクターたべまるを活用し、園児に好ましい食習慣や食の大切さを伝えた。

実施園数…26園

(6) 高校生への出前食育講座

市内高校生を対象に、朝食の大切さやバランスの良い食事を理解し、自分の食生活を振り返る機会として、出前講座を実施した。

実施校数 1	全校または指定学年への講話	一
	指定学年への講話・調理実習	2校
	文化祭への参加（健康づくりコーナー）	一

(7) 若者向け食育啓発事業

将来親になる若者が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身に付けることや、調理を通して食に対する親しみを持つことを目的に講座を開催した。

市内高校オンライン食育授業…1回

◆健康教育・健康相談

市民が生涯を通じて健康で暮らすことができるよう生活習慣の改善等健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、「自らの健康は自ら守る」という意識を高めるために各種の教育・相談を行った。

(1) 出前講座

自治区、自主サークル等地域で活動している人や、学校に対して、生活習慣病予防・健康づくりに関する講話を行った。

令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座は一部中止し、リーフレットの配布による啓発を行った。

《学校》実施者／保健師

テーマ	年度	2	3	4	5	6
生活リズムの大切さ	開催数	—	—	—	5	11
	参加人数	—	—	—	1,284	2,245

《自治区等》

実施者／保健師、健康づくりリーダー、ウォーキング指導員、インストラクター

内容（講座名）	年度	2	3	4	5	6
運動 「あなたのカラダ年齢は？」	開催数	—	—	—	—	1
	～39歳	—	—	—	—	10
	40～64歳	—	—	—	—	45
	65歳～	—	—	—	—	0
	計	—	—	—	—	55
運動、認知症予防 「めざせ！ナイスシニア」	開催数	3	6	8	15	11
	～39歳	—	—	—	0	5
	40～64歳	59	55	—	8	19
	65歳～	—	85	216	302	211
	計	59	140	216	310	235
各種生活習慣病の予防、健康づくり 「知ろう！健康生活」	開催数	10	7	—	21	28
	～39歳	—	—	—	3	97
	40～64歳	180	126	—	49	188
	65歳～	—	23	—	528	522
	計	180	149	—	580	807
その他	開催数	4	1	9	14	16
	～39歳	—	—	126	87	135
	40～64歳	65	—	67	64	58
	65歳～	—	23	137	349	238
	計	65	23	330	500	431
計	開催数	17	14	17	50	56
	～39歳	—	—	126	90	247
	40～64歳	304	181	67	121	310
	65歳～	—	131	353	1,179	971
	合計	304	312	546	1,390	1,528

(2) 健康相談

市民が健康について気軽に相談できるように、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が来所又は電話による健康相談窓口を開設している。また、交流館や学校などが開催するイベント等に出向き健康相談を実施した。

令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等における相談については一部中止とした。

内 容／体組成チェック・血圧測定・血管年齢測定などの実施、生活習慣病予防、健康不安等に対する助言、保健指導

年度	2		3		4		5		6	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
来所・電話相談	75	75	69	69	62	62	57	57	326	326
イベント等における相談	—	—	1	28	2	31	48	2,007	109	3,708

◆ 小、中学生健康教育資料配布

生活リズム(睡眠)・喫煙防止・飲酒防止について、パンフレットを作成し、小中学校へ配布した。

内容	対象	
生活リズム(睡眠) 「好調な小学校生活をスタートさせるために」	令和6年度小学1年生保護者	
生活リズム(睡眠) 「ねる子は育つって本当？」	小学生用	小学3年生
	中学生用	中学1年生
喫煙防止 「たばこってなあに？」	小学生用	小学6年生
	中学生用	中学2年生
飲酒防止 「アルコールってなあに？」	小学生用	小学6年生
	中学生用	中学3年生
飲酒防止 「子どもをアルコールから守りましょう」	小学6年生保護者	
	中学3年生保護者	

◆ ウオーキング地区支援事業

まちぐるみで行うウォーキングの促進を図るために、ウォーキングイベントで使用するグッズの貸し出し及び既存のウォーキングコースの啓発を行った。

主体分類	実施件数
自治区	6
コミュニティ会議	5
ヘルサポ	-
高齢者クラブ	1
合計	12

◆ 豊田市健康づくり応援物品貸出

市民の健康づくりを応援するために、講座や健康づくりイベント等で役立つ、握力計や血管年齢測定器などの健康チェック物品や食育、歯科、たばこ、こころの健康に関するパネルやフードモデルなどの健康づくり学習教材の貸出しを行った。

主体分類	貸出件数
企業	22
地域	39
ヘルサポ	112
合計	173

◆ とよた健康マイレージ事業

愛知県との協働事業で、食事や運動などの健康づくり目標を、周りの人（サポートー）に応援してもらいながら、90日間取り組み、定着することを目的に実施した。

取組者数：2,375人

◆ 健康づくり推進事業補助金

地区コミュニティ会議(健康づくり部会等)が実施する健康づくり推進事業に補助金を交付することで、コミュニティ活動の活性化と健康づくりに取り組む地域住民の増加を図ることを目的とする。

年度	地区数	地区名
2	2	浄水、前林
3	4	逢妻、浄水、松平、前林
4	9	松平、逢妻、美里、浄水、旭、前林、若園、上郷、稻武
5	8	松平、前林、浄水、旭、逢妻、稻武、若園、上郷
6	8	逢妻、浄水、若園、松平、前林、旭、朝日丘、稻武

◆ 企業向け健康づくり

(1) 豊田市健康アドバイザー派遣事業

若者や働く世代の健康づくりを推進するため、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、公認心理師及び糖尿病看護認定看護師等の資格を持った者が、事業所を訪問し、健康課題の確認や助言、講話等を実施した。

・実施件数：13 事業所、19 回

(2) 健康経営セミナー

企業等が当市の支援内容や他社の取組を学び、人とつながることで、企業等の従業員に対する健康づくりに関する取組を推進し、企業等から地域への波及効果を図るために研修会を開催した。

開催日	令和 7 年 1 月 28 日（火）
来場者数	19 事業所、24 人
内容	(1) 健康経営の基本的な知識に関する講座 (2) 「健康経営実践セミナー」ワークショップ (3) 市内事業所の健康づくりの取組紹介 (4) 健康保険組合からのご案内ほか

◆ ヘルスサポートリーダー

地域の健康づくりを応援するボランティアで、「地域に広げよう 健康づくりの輪」をスローガンに生活習慣病予防のための講座、健診受診の啓発、高齢者の健康づくり支援などの活動を行っている。会員数232人（令和6年度末時点）

(1) ヘルスサポートリーダー養成講座

地域の健康づくりに関わるボランティアを養成するため、栄養・運動・生活習慣病予防等に関する知識や技術を習得するための講座を開催した。

年度	修了者数	1コースあたりの回数	コース数
3	23	3	3
4	27	2	2
5	24	2	2
6	26	2	2

(2) ヘルスサポートリーダースキルアップ事業

ヘルスサポートリーダーが、地域の健康づくりを推進するために必要な知識や技術を習得できるよう研修会等を行った。

ア. スキルアップ研修

日程	研修内容	講師	参加人数
6月28日	健康づくり豊田21計画（第四次）、栄養・食生活の改善、歯・口の健康づくりについて	保健師、管理栄養士、歯科衛生士	89
7月31日	こころの健康づくりについて、健診受診の向上にむけて	保健師	91
延べ参加人数			180

イ. 出前育成研修

健康づくり講座で講師をするための事前研修を実施した。

日程	内容	参加人数
5月15日	調理実習を行うための研修	10
12月11日	元気アップ教室支援のための研修	40

(3) ヘルスサポートリーダーが行う健康講座

「健康づくり豊田21（第四次）」計画を推進するため、「とよた健康プラス10」を推進する健康づくり講座を企画、その他地域が主催する講座、自主活動グループ等に出向いてミニ講話等を実施した。

地区	実施回数	参加実人数	内訳（延）																
			プラス10		栄養		野菜350g		運動		健診PR		フレイル		心の健康づくり		健康チェック		
			回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	
崇化館	4	349	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	566	
朝日丘	17	446	1	13	—	—	1	38	2	24	—	—	1	8	—	—	13	792	
逢妻	5	346	2	134	1	100	—	—	2	93	2	160	1	69	—	—	2	283	
梅坪台	6	317	—	—	—	—	—	—	1	41	—	—	1	41	—	—	5	702	
浄水	11	629	2	137	6	179	—	—	7	392	1	116	2	133	—	—	3	462	
高橋	9	651	1	86	1	40	—	—	1	86	1	86	—	—	—	—	1	547	
美里	16	496	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	496	
益富	3	297	—	—	—	—	—	—	2	180	—	—	—	—	—	—	1	468	
上郷	4	166	—	—	—	—	4	166	—	—	—	—	—	—	—	—	3	274	
豊南	5	290	—	—	3	110	1	150	2	100	—	—	—	—	—	—	1	90	
末野原	11	371	—	—	—	—	1	24	1	34	—	—	—	—	—	—	10	830	
若林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
竜神	3	230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	530	
若園	4	279	—	—	—	—	—	—	2	31	—	—	—	—	—	—	1	193	
前林	4	319	1	153	2	271	2	271	1	48	2	271	2	271	—	—	2	733	
猿投台	20	405	—	—	1	6	—	—	19	285	—	—	2	15	—	—	1	480	
井郷	10	301	2	119	2	67	3	163	7	113	—	—	1	69	—	—	5	410	
保見	5	418	2	133	1	42	1	42	2	92	1	42	1	42	—	—	4	842	
猿投	6	460	2	182	3	100	—	—	4	222	3	152	2	249	—	—	3	636	
石野	3	213	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	289	
松平	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
下山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
藤岡	2	139	—	—	—	—	—	—	—	—	1	67	—	—	—	—	1	147	
藤岡南	7	332	4	81	4	81	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	131	
小原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
足助	2	220	2	197	—	—	—	—	1	68	—	—	—	—	—	—	1	182	
稻武	4	276	1	76	—	—	—	—	2	103	—	—	—	—	—	—	3	436	
旭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総計	161	7,950	20	1,311	24	996	13	854	56	1,912	11	894	13	897	—	—	90	10,519	

自主活動グループでのミニ講話等

派遣	自主活動グループ支援			
	内訳			
	フレイル	健診受診	プラス10	野菜350
グループ数	88			
派遣回数	245	111	24	23
参加者数	2,768	1,266	266	274
				197

◆ 自殺対策計画推進事業

令和6年3月に策定した健康づくり豊田21計画（第四次）に基づき、「自殺死亡率の低下」を目標に、市民等への普及啓発活動や人材の育成に努めた。

(1) 市民、事業所への啓発

ア. 自殺予防啓発

集中的な啓発事業等を通じて、市民に自殺やうつ病についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、これらに対する偏見をなくし、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいた場合の対応方法についての理解を図った。

自殺予防週間／令和6年9月10日～16日

日程	方法	実績
8月20日～9月16日	市内及び庁内のデジタルサイネージへの掲示等	啓発日数：28日間 放映箇所：5か所
8月23日	「とよたみよしホームニュース」ヘゲートキーパーに関する記事を掲載	発行数：168,500部
9月10日～13日	庁内放送を利用した来庁した市民に向け啓発	啓発日数：4日間
9月1日～19日	庁内に啓発ブースを設置し、リーフレット等を配架	啓発日数：19日間 配布数：519セット

自殺対策強化月間／令和7年3月

日程	方法	実績
3月1日～31日	市内及び庁内のデジタルサイネージへの掲示等	啓発日数：31日間 放映箇所：50か所
3月1日～31日	庁内に啓発ブースを設置し、リーフレット等を配架	啓発日数：31日間 配布数：582セット
3月1日～31日	豊田市中央図書館に啓発ブースを設置し、リーフレット等を配架	啓発日数：31日間 配布数：1,000セット
3月1日～16日	庁内ポップアップ等を利用した職員向け啓発	啓発日数：16日間
3月15日～31日	ケーブルテレビでの啓発動画放映	啓発日数：17日間 放映回数：170回
3月17日～21日	ケーブルテレビでの「自殺対策強化月間特集」放映	啓発日数：5日間 放映回数：24回
3月24日	FMとよた「ホットニュースとよたイブニング」電話インタビュー出演	放送回数：1回

イ. 自殺未遂者支援

「豊田市こころの健康相談窓口カード」を作成し、医療機関、警察署、消防署、社会福祉協議会等を通じて、自殺未遂者等へ配布した。

(2) ゲートキーパー養成研修

市民や市職員等、一人ひとりがこころの健康の重要性を認識することや、自身や周囲の人のこころの不調を始めとする様々な悩みに気づき適切に対処できるよう、家庭、地域、職場等において「自殺対策を支える人」を育成するために研修を実施した。

日程	対象	実績
7月31日	ヘルスサポートリーダー	91人
7月～2月	民生委員・児童委員	130人
9月11日～27日	市職員（消防職）	523人
1月24日	支援者	38人
1月29日～2月28日	薬剤師	69人
2月19日	市民	97人

◆受動喫煙防止対策事業

(1) 世界禁煙デー及び禁煙週間啓発事業

世界保健機関（WHO）が定めた「世界禁煙デー」及び厚生労働省が定めた「禁煙週間」に、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を行った。

期間	内容
5月30日	市公式SNS情報発信
5月31日	名鉄豊田市駅及び愛知環状鉄道三河豊田駅周辺におけるトヨタ自動車（株）、とよた下町おかみさん会、愛知環状鉄道（株）との共働による啓発活動 【活動内容】 ・クリーンアップ活動 ・啓発物等（歯ブラシ、マウスウォッシュ、チラシ）の配布 ・のぼりの設置
5月31日～6月6日	ポスター掲示及び啓発物等（歯ブラシ、マウスウォッシュ、チラシ）の設置
5月31日 6月3日～6月6日	豊田市役所庁内放送
5月31日～6月6日	豊田スタジアムチューブライト ライトアップ（イエローグリーン）

(2) 禁煙治療費助成事業

禁煙を希望する市民に対して、禁煙外来治療費の一部を助成した。

年度	5	6
事前届出件数	29	22
交付件数	6	10

◆ 原子爆弾被爆者援護事務

市内の原子爆弾被爆者の便宜を図るため、愛知県知事への申請の経由事務等を行った。

項目	件数
被爆者健康手帳交付申請、再交付申請	—
被爆者死亡届、葬祭料支給申請書	9
被爆者一般疾病医療機関指定申請、変更、辞退	16
被爆者医療特別手当健康状況届	—
各種手当認定申請	—
被爆者一般疾病医療費支給申請	—
被爆者一般疾病医療費一部負担金相当額支給申請	3
被爆者居住地変更届	1
被爆者介護手当支給	—
訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請	—
振込先口座変更届	—
交通手当金支給申請	—

◆ がん患者補整具購入費補助事業

がん治療に伴う脱毛等の症状によりウィッグや乳房補整具等の補整具を必要とする方を対象に、補整具購入費の一部を助成した。

年度	4	5	6
交付件数	120	163	180

◆ 若年がん患者在宅療養費助成事業

若年がん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養に係る費用の一部を助成した。

年度	5	6
初回交付決定件数	3	2

1 1 感染症予防

◆ 感染症予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、感染症に対して患者の人権を尊重しつつ迅速かつ適切に対応し、感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析及び提供を行った。

(1) 感染症対策

感染症法に基づいて、感染症の発生の予防及びそのまん延防止のため健康診断、消毒指導などを行った。感染症発生動向調査等により感染症に関する情報を収集し、医療機関等へ情報提供を行うことで、正しい知識の普及に努めた。

ア. 感染症発生状況

感染症法で定める全数把握感染症の届出状況は、表1から表3のとおりである。

なお、一類感染症及び二類感染症(結核を除く。)の届出はなかった。

表1 三類感染症の届出状況 (件数)

感染症名	令和5年	令和6年
腸管出血性大腸菌感染症	14(ー)	25(1)

注:()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

表2 四類感染症の届出状況 (件数)

感染症名	令和5年	令和6年
A型肝炎	ー	1(1)
重症熱性血小板減少症候群	1	1
つつが虫病	2	ー
日本紅斑熱	ー	1
レジオネラ症	15	7
計	18(ー)	10(1)

注:()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

表3 五類感染症(全数報告)の届出状況 (件数)

感染症名	令和5年	令和6年
アメーバ赤痢	2	3(1)
ウイルス性肝炎	1	ー
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	3	4
急性脳炎	3	1
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	ー	8
後天性免疫不全症候群	1	2
侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	2
侵襲性髄膜炎菌感染症	ー	1
侵襲性肺炎球菌感染症	9	4
水痘	4	ー
梅毒	44	43
播種性クリプトコックス症	ー	4
百日咳	2	7

感染症名	令和5年	令和6年
麻しん	1	—
計	72	79(1)

注：()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

イ. 集団発生状況

インフルエンザ様症状による学級閉鎖等の防疫措置（令和6年度中2024/2025シーズン）は、令和6年9月2日から実施された。令和6年度末日までの、市内での学級閉鎖等の発生は表4のとおりである。なお、令和5年度以前のシーズンの状況は、表4のとおりである。

表4 インフルエンザ様症状による防疫措置状況（延べ数） (2024/2025シーズン)

施設区分	施設数				患者数	欠席者 (再掲)
	計	休校	学年閉鎖	学級閉鎖		
保育所	—	—	—	—	—	—
幼稚園	—	—	—	—	—	—
小学校	32	—	3	29	466	386
中学校	13	—	—	13	158	128
高等学校	7	—	—	7	175	154
その他	1	—	1	—	2	1
計	53	—	4	49	801	669

注：シーズンの年度末までの状況

表5 過去のインフルエンザ様症状による防疫措置状況（延べ数）

シーズン	2019/2020	2020/2021	2021/2022	2022/2023	2023/2024
施設数	103	—	—	7	287
患者数	1,244	—	—	73	4,697
欠席者(再掲)	1,109	—	—	69	4,189

注：各シーズンの年度末までの状況

ウ. 感染症の発生動向調査及び情報提供

感染症に関する情報を医療機関（指定届出機関・指定提出機関）から収集し、基幹地方感染症情報センターで分析した結果を医療機関、教育委員会、市民等に提供した。

【指定届出機関 12 医療機関】

区分	定点数
小児科定点	9
インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症定点	9
眼科定点	2
STD(性感染症)定点	4
区分	定点数
基幹定点	1
疑似症定点	2

【指定提出機関 1 医療機関】

区分	定点数
病原体定点	3

工. 一般市民への啓発

感染症に関する正しい知識を普及するため、出前講座を実施した。

表6 出前講座実施状況

内容	受講者	対象者
感染症予防	1回 34人	高齢者クラブ

(2) 特定感染症予防対策

エイズを含めた性感染症の予防対策として、検査及び知識の普及啓発を実施した。

ア. エイズ等検査及び相談

HIVと梅毒の2種類の検査を実施。令和6年度の新たな取組みとしては、HIV検査普及週間、豊田市エイズ予防啓発に合わせて休日検査を実施し、加えて、あいち電子申請システムによるネット予約を開始した。HIV検査での判定保留者は6名、うち確認検査で陽性者となったものは2名であった。

表1 検査及び相談件数等

(令和6年度)

検査回数			検査人数及び結果(延べ)				HIV相談件数 (延べ)
			HIV		梅毒		
昼間	夜間	休日	陰性	陽性	陰性	陽性	来所・電話
14	12	2	540	2	512	30	9

イ. 普及啓発事業

6月1日～7日の「HIV検査普及週間」及び11月25日～12月25日の「豊田市エイズ予防啓発月間」を中心に、HIV／エイズを含めた性感染症予防のため、以下の啓発事業を実施した。

内容	協力機関	実績
レッドリボンツリー設置	国際ソロブチミスト豊田	市役所及び市内ホテル計3か所にレッドリボンをアレンジしたツリーの設置(11月25日～12月25日)
豊田スタジアムライトアップ		12月1日の世界エイズデーにあわせて赤色のライトアップを実施
啓発ステッカー・カードの作成・配布	豊田加茂薬剤師会、市内大学等	・オリジナルの啓発ステッカー・カードを作成 ・協力機関にステッカーの貼付及びカードの設置を依頼
郵送検査キット送付		郵送でHIV・梅毒検査が実施できる検査キットを市内の希望者計73名に送付
啓発ポスター・チラシ等の掲示	基幹バス会社、市内高校・大学等	・基幹バス57車両へのポスターを掲示 ・市内高校・大学へ啓発ポスター送付 ・二十歳のつどい対象者へ電子チラシによる啓発を実施 ・市役所及び街中、協力機関のデジタルサイネージ等による啓発を実施
性風俗産業への啓発	豊田警察署	無店舗型性風俗店事務所への啓発(警察同行協力)
若者(10代・20代)への啓発	市民活動団体	活動を通じて啓発カード、感染症予防ちらしを配布

ウ. 肝炎ウイルス対策事業

感染症法に基づき、陽性者を早期発見し、早期治療に結びつけるため、市内在住で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、肝炎に対する感染不安のある方に対し、市内の協力医療機関において、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。

表2 肝炎ウイルス検査実施状況

年度	2	3	4	5	6
受検者数	260	218	169	168	279
B型陽性者数 1)	3	2	2	1	1
C型陽性者数 2)	4	2	3	2	0
協力医療機関数	102	101	102	105	104

注 1) B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人

2) C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人

エ. 肝炎ウイルスフォローアップ事業

B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人について、重症化の抑制を図るために、肝疾患専門医療機関への受診勧奨をし、適切な検査や治療等に繋げることを目的に、豊田市肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施している。

表3 フォローアップ事業対象者数

同意年度	2	3	4	5	6
B型	14	19	22	14	12
C型	8	15	8	9	6
B型+C型	—	—	—	—	—
計	22	34	30	23	18

◆ 肝炎患者等医療給付事業

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因する肝炎患者又は肝がん・重度肝硬変患者の治療にかかる医療費助成として、愛知県への進達事務等を行っている。

(1) B型・C型肝炎患者医療給付事業

インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療等にかかる医療費助成として、申請受付や愛知県への進達事務、受給者証の発送等を行った。

(各年度末現在)

年度	申請数				
	2	3	4	5	6
B型肝炎(新規)	8	21	26	18	13
B型肝炎(更新)	70	147	154	167	176
C型肝炎(新規)	28	28	35	30	23

注：新型コロナウイルス感染症の特例措置により、令和2年3月1日～令和3年2月28日に有効期間が満了する者は有効期間が1年間延長したため、一時的に申請件数が減少

(2) 肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業

肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療にかかる医療費助成として、申請受付や愛知県への進達事務、参加者証の発送等を行った。

(各年度末現在)

年度	申請数		
	4	5	6
肝がん（新規）	1	1	0
肝がん（更新）	—	1	1

◆ 結核予防

感染症法に基づき、定期及び接触者の健康診断を実施し、結核患者の早期発見に努めている。また、発見した患者の服薬支援を行うとともに接触者の健康診断の徹底を図ることで二次感染予防に努めている。

(1) 健康診断実施状況

ア. 定期健康診断

感染症法第 53 条の 2 の規定に基づき、学校、事業所、市町村長等が定期の健康診断を行った（表 1）。また、定期健康診断の確実な実施を図るため、校長及び施設の長が行う定期の健康診断に要する費用（胸部エックス線撮影の経費）について同法第 60 条により補助を行った。令和 6 年度の補助対象数は 13 法人(25 施設)、うち、学校が 5 法人(5 施設)である。

表 1 定期健康診断実施状況 (令和 6 年度)

	対象人数	受診者(A)	受診率	間接撮影者数	直接撮影者数	発見者数			
						結核患者 4)		予防内服 5)	
						数(B)	率(%)	数(C)	率(%)
総数	123, 684	53, 422	43.2	741	52, 681	—	—	—	—
事業所従事者 1)	13, 241	12, 585	95.0	527	12, 058	—	—	—	—
学生・生徒 2)	6, 607	6, 564	99.3	214	6, 350	—	—	—	—
施設入所者	1, 761	1, 648	93.6	—	1, 648	—	—	—	—
その他 3)	102, 075	32, 625	32.0	—	32, 625	—	—	—	—

注 1) 事業所従事者は、医療機関・学校・介護老人保健施設・社会福祉施設の従業員

2) 学生・生徒は高校・大学等の入学時のもの

3) その他は 65 歳以上の者（肺がん検診・胸部エックス線検査受診者数）

4)「結核患者」欄の率は、(B)/(A)

5)「予防内服」欄の率は、(C)/(A)

イ. 接触者健康診断

患者家族等に対しては、同法第17条の規定に基づいて接触者の健康診断を行った(表2)。

表2 接触者健康診断受診状況

(令和6年度)

	対象人数 (人)3)	受診者(人) (A)4)	受診率 (%)	発見者数			
				結核患者 1)		潜在性結核感染症 2)	
				数(人)(B)	率(%)	数(人)(C)	率(%)
総数	96	93	96.9	1	1.1	3	3.2
患者家族	18	16	88.9	—	—	—	—
接触者	78	77	98.7	1	1.3	3	3.9

注 1)「結核患者」欄の率は、(B)/(A)

2)「潜在性結核感染症」欄の率は、(C)/(A)

3) 当該年度の勧告対象者(2年間以上継続した検査対象者も含む。それ以外の者は初年度のみ計上する)

4) 当該年度に受診すべき回数を受診していない場合は計上しない。(ただし、検査の期間の影響で次年度に2回目の検査を実施する場合は、受診意向が確認されれば当該年度受診者に含む)

表3 接触者健康診断検査項目別実施状況

(令和6年度)

	検査項目				
	ツベルクリン 反応検査	IGRA 検査	胸部エックス 線検査	CT	喀痰検査等
総数(件)	—	101	11	4	1
患者家族(件)	—	19	6	—	—
接触者(件)	—	82	5	4	1

(2) 結核患者管理

ア. 結核患者発生状況

結核患者の発生状況は、表4及び図1のとおりである。なお、潜在性結核感染症は10名である。

結核患者及び潜在性結核感染症の医療費には公費負担が適応され、入院患者(同法37条)、通院患者(同法37条の2)の別に、表5のとおり支出している。

表4 結核発生状況

(令和6年)

年	豊田市							愛知県		全国		
	人口	新登録 患者数	うち 外国出 生者	罹患率	塗抹陽性 罹患率	死亡数	死亡率	全登録者	罹患率	塗抹陽性 罹患率	罹患率	塗抹陽性 罹患率
2	423,084	40	15	9.5	4.5	1	0.2	86	10.5	3.2	10.1	3.7
3	420,022	28	8	6.7	1.7	2	0.5	67	10.5	3.2	9.2	3.3
4	418,009	36	7	8.6	1.9	1	0.2	64	8.5	2.7	8.2	3.0
5	416,880	28	7	6.7	1.4	2	0.5	71	8.0	2.6	8.1	2.8
6	415,286	19	11	4.6	1.4	—	—	51	—	—	—	—

注 1)人口は毎年10月1日現在の推計人口である

2)新登録患者数は潜在性結核感染症を除く数である

3)「罹患率」及び「死亡率」は、各実数を人口10万対で除して算出した

4)「死亡数」は、死因が結核死であった者を計上した

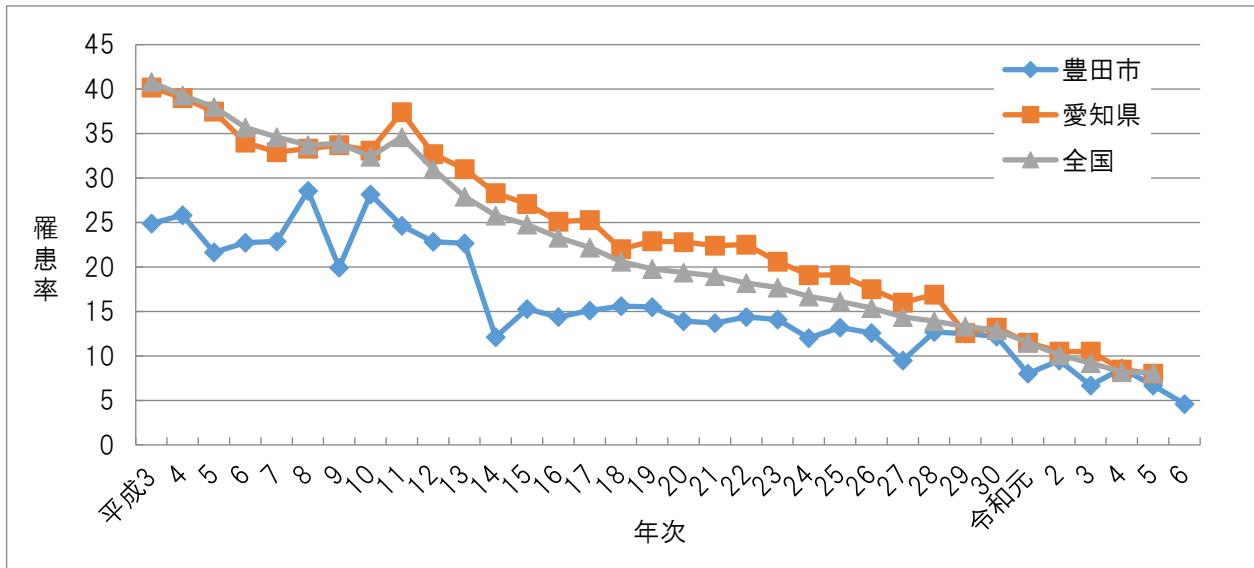
5)愛知県は名古屋市を除く

表5 結核医療費(公費分)の内容

(令和6年度)

	支払基金		国保		後期高齢		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
入院患者	9	942,342	—	—	9	427,063	18	1369,405
通院患者	196	541,996	31	66,666	83	82,528	310	691,190

図1 新登録患者罹患率



注：平成17年からは合併後の罹患率

イ. 登録者の病状把握と精密検査

感染症法第53条の13の規定に基づき、結核治療終了後の経過観察者及び治療中断者等の登録者に対して、その再発防止を目的に胸部エックス線直接撮影等の精密検査を実施している。

表6 精密検査実施状況

(令和6年)

実施方法	精密検査		定期病状調査 3)	定期健康診断 4)	合計
	保健所健診 1)	医療機関 2)			
件数	6	91	16	5	118

注 1) 保健所健診：豊田地域医療センターで実施

2) 医療機関：通院先の医療機関で実施

3) 定期病状調査：医療機関等に対して患者の病状の照会を行い、精密検査の結果を確認

4) 定期健康診断：職場健診や特定健康診断等の健診結果を確認

ウ. 訪問指導等

患者が結核の治療に対して積極的に向かうことができるよう、保健師による家庭訪問や面接で相談、助言等の支援を行った。また、家族等に対しては感染・発病から守るために疫学調査を行うとともに、正しい情報を提供し、不安の軽減を図った。

表7 保健指導の内容・方法別実施状況

(令和6年)

	家庭訪問	所内面接	電話相談	地域D O T S		
				薬局	施設	訪問等
患者実人数	44	10	—	7	3	2
延べ数	227	30	195	14	16	16

注 患者の確実な服薬を支援するために、薬局や施設等の地域支援者の協力のもと、治療完遂に向けて服薬支援を実施。地域支援者の報告書から、服薬・受診状況を把握し、患者・家族への助言を行った。

D O T Sとは、Directly Observed Treatment Short Course(直接服薬確認療法)のこと
で、支援者が服薬を見守り治療を支援する方法

(3) コッホ現象

コッホ現象とは結核の感染を受けている人にB C G接種を行った場合に、接種部位を中心に起こる反応である。コッホ現象は結核の感染を疑い、医療機関からの届出に基づき、コッホ現象対応マニュアルに沿って精密検査を実施するが、令和6年度実績は0件であった。

◆ 定期の予防接種

予防接種法に基づき、集団予防を目的としたA類疾病(ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症)と、主に個人予防を目的としたB類疾病(高齢者のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症)の予防接種を実施した。

また、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種(風しん第5期)の対象者とし、令和7年3月31日までの6年間に限り抗体検査・予防接種を実施した。

(1) A類疾病

ア. 予防接種率の推移

表1 予防接種率の推移(定期予防接種のみ) (単位: %)

年度	4	5	6
急性灰白髄炎(不活化ワクチン)	…	…	…
3種混合(第1期初回)	…	…	…
3種混合(第1期追加)	…	…	…
4種混合(第1期初回)	104.7	115.7	12.2
4種混合(第1期追加)	95.3	115.1	111.8
5種混合(第1期初回)	-	-	88.4
5種混合(第1期追加)	-	-	5.0
2種混合(第2期)	79.8	83.8	84.4

注: ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオのワクチンを合わせて「4種混合」、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブのワクチンを合わせて「5種混合」、ジフテリア・百日せき・破傷風のワクチンを合わせて「3種混合」、ジフテリア・破傷風のワクチンを合わせて「2種混合」とする

: 急性灰白髄炎及び3種混合については、4種混合への移行により対象者数の把握が困難なため計上しない

年度		4	5	6
麻しん風しん混合	第1期	99.6	94.5	94.1
	第2期	93.7	92.2	92.7

注：麻しん・風しんのワクチンを合わせて「麻しん風しん混合」とする

年度	4	5	6
日本脳炎（第1期初回）	104.8	101.1	97.7
日本脳炎（第1期追加）	137.9	101.2	103.7
日本脳炎（第2期）	133.3	103.4	97.6
B C G	104.7	99.5	100
子宮頸がん予防	8.8	8.5	33.1
水痘	94.2	97.9	99.0
B型肝炎	106.3	98.6	99.2

注：日本脳炎予防接種、子宮頸がん予防ワクチンの被接種者数に特例は含まない

：ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、算定方法が異なるため計上しない

：ロタウイルスワクチンについては、2種類のワクチンがありそれぞれの接種回数が異なることから、分母となる接種対象者数を算出できないため計上しない

：接種率の算定において、分母となる接種対象人数を「当該年度の対象者数」としているため、統計上、被接種者数がこれを上回り100%を超過する場合がありうる

$$\text{接種率} = \frac{\text{当該年度の被接種者数}}{\text{当該年度の対象者数}} \times 100$$

○日本脳炎：厚生労働省の勧告により平成17年5月30日から日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えが行われたが、平成22年4月から3歳児に対して積極的勧奨を再開した。また、平成22年12月から、9歳から13歳未満の者において第1期(3回)が完了していない場合は、救済措置として未接種回数分を接種可能とした。(1期特例)。

平成23年5月から1期特例の対象を生後7歳6か月以降20歳未満に変更するとともに、第2期が完了していない者で、13歳以上20歳未満の者に対しても救済措置として接種可能とした(2期特例)(いずれも平成7年6月生まれ以降の者に限る)。なお、平成25年4月からは、1期特例、2期特例ともに対象が、平成7年4月2日生まれ以降の20歳未満の者に変更になった。

平成25年度に限り、行政措置として平成5年度、6年度生まれの者に対しても接種機会の確保に努めた(2期特例のみ)。

令和3年度については、全国的なワクチンの供給不足により、国において優先接種対象者(令和3年度中に3歳になる第1期初回接種対象者等)が設定された。

○子宮頸がん予防ワクチン：厚生労働省の勧告により平成25年6月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えが行われたが、令和3年11月26日から積極的勧奨を再開した。また、公平な接種機会を確保する観点から、勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年度～平成19年度生まれの女性に対して令和7年3月31日までの間、接種可能とする救済措置(キャッチャップ接種)を実施した。

イ. 令和6年度予防接種実施状況

表2 急性灰白髄炎(ポリオ)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
初回	1回目	...	—	...
	2回目	...	1	...
	3回目	...	1	...
追加		...	4	...
計		...	6	...

表3 3種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	...	—
		2回目	...	—
		3回目	...	—
	追加	...	—	...
計		...	—	...

表4 4種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	2,451	38
		2回目	2,452	281
		3回目	2,457	577
	追加	2,464	2,754	111.8
計		9,824	3,650	37.2

表5 5種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	2,451	2,403
		2回目	2,452	2,171
		3回目	2,457	1,935
	追加	2,464	123	5.0
計		9,824	6,632	67.5

表6 2種混合(ジフテリア、破傷風)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期		...	—	...
第2期		3,787	3,197	84.4

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 第2期1人

表7 麻しん風しん混合

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期		2,732	2,570	94.1
第2期		3,230	2,994	92.7
計		5,962	5,564	93.3

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)

第1期1人、第2期3人

表8 日本脳炎

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	2,873	2,814	97.9
		2回目	2,872	2,799	97.5
	追加接種	2,883	2,989	103.7	
第2期		3,771	3,682	97.6	
1期特例	初回	1回目	...	15	...
		2回目	...	16	...
	追加接種	...	42	...	
2期特例		...	101	...	
計		...	12,458	...	

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 第2期1人

表9 BCG

対象者数	被接種者数	接種率(%)
2,455	2,456	100.0

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 1人

表10 子宮頸がん予防ワクチン

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目		9,958	1,576	15.8
2回目		9,958	1,227	12.3
3回目		9,958	493	5.0
特例	1回目	...	4,170	...
	2回目	...	3,746	...
	3回目	...	3,533	...
計		...	14,745	...

表11 ヒブワクチン

	対象者数	被接種者数
1回目	3,018	13
2回目	2,736	243
3回目	2,922	537
4回目	3,380	2,193
計	12,056	2,986

表12 小児用肺炎球菌ワクチン

	対象者数	被接種者数
1回目	3,030	2,413
2回目	2,708	2,412
3回目	2,811	2,475
4回目	3,662	2,441
計	12,211	9,741

表13 水痘

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目	2,605	2,580	99.0
2回目	2,597	2,569	98.9
計	5,202	5,149	99.0

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 2回目1人

表14 B型肝炎

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目	2,455	2,426	98.8
2回目	2,453	2,422	98.7
3回目	2,460	2,461	100.0
計	7,368	7,309	99.2

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 3回目3人

表15 口タウイルスワクチン

	対象者数	被接種者数
ロタリックス	1回目	...
	2回目	...
ロタテック	1回目	...
	2回目	...
	3回目	...
計	...	6,257

表16 風しん第5期

対象者数	抗体検査件数	予防接種件数
39,944	905	179

注：接種期間 令和6年2月1日～令和7年3月31日

(2) B類疾病

65歳以上の者、60歳以上65歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいを有するものに対して、インフルエンザ、新型コロナウイルスワクチン接種を実施した。また、65歳の者、60歳以上65歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいを有する者に対して、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種を実施した。

表17 インフルエンザ

対象者数	被接種者数	接種率(%)
65歳以上	103,867	59,825
65歳未満	172	75
計	104,039	59,900

注：接種期間 令和6年10月1日～令和7年1月31日

表18 新型コロナウイルス

対象者数		被接種者数	接種率(%)
65歳以上	103,867	28,199	27.1
65歳未満	172	39	22.7
計	104,039	28,238	27.1

注：接種期間 令和6年10月1日～令和7年1月31日

表19 高齢者用肺炎球菌

対象者数		被接種者数	接種率(%)
65歳	4,206	1,089	25.9
60歳以上 65歳未満	155	11	7.1
計	4,361	1,100	25.2

◆ 任意の予防接種

感染症の予防及びまん延を防止するために、ワクチンで防げる疾患に対し、任意予防接種の費用の一部助成を実施している。また、平成31年4月から医療行為により免疫を失った子の再接種費用の助成を実施している。令和4年4月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより定期接種を逃した方で、すでに自費で接種を受けた方に対して接種費用の償還払いを令和7年3月31日まで実施した。

令和5年4月からおたふくかぜの助成回数を2回に拡大し、帯状疱疹ワクチンの助成を新たに実施した。さらに中学3年生、高校3年生等に対してインフルエンザ予防接種費用の助成を実施した。

(1) 豊田市風しん対策事業

表1

抗体検査	
対象者	以下の1から3のいずれかに該当する者 ^{注1)}
	1 妊娠を希望する女性
	2 妊娠を希望する女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）、又は、風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者
	3 30歳以上50歳未満の男性
助成金額	6,750円（自己負担なし）
助成回数	1回
検査人数	765人

注 1) いざれも、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者若しくは定期予防接種対象者（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性）は除く

ワクチン接種	
対象者	上記抗体検査を受け、抗体価が低いと確認できた者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 風しんワクチン
助成金額	A 5,000円 B 3,000円
助成回数	1回
被接種者数	麻しん風しん混合 246人 風しん 70人

(2) 豊田市麻しん対策事業

表 2

抗体検査	
対象者	以下の 1 及び 2 に該当する者 1 1 歳以上の者 2 予防接種法に基づく定期予防接種対象者、麻しん既往歴がある者及び既に麻しんの予防接種（定期任意問わず）を 2 回接種したもの
助成金額	2,650 円（診療報酬に準ずる検査実施料・判断料を含む）
助成回数	1 回
検査人数	461 人

ワクチン接種	
対象者	原則、上記抗体検査を受け、医師により予防接種が必要と判断された者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 麻しんワクチン
助成金額	A 5,000 円 B 3,000 円
助成回数	1 回
被接種者数	麻しん風しん混合 143 人 麻しん 3 人

(3) 豊田市任意予防接種費用助成事業

表 3

	対象者	助成金額	助成回数	被接種者数
おたふくかぜ	1 歳以上小学校就学前 (平成 29 年 4 月 2 日生以降の子)	2,000 円	上限 2 回	4,477
帯状疱疹	50 歳以上の者	水痘ワクチン 4,000 円/回（上限 1 回）		479
		帯状疱疹ワクチン 10,000 円/回（上限 2 回）		5,895

(4) 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業

表 4

助成人数	2
------	---

(5) 子宮頸がん予防ワクチン自費接種者への償還払い

表 5

助成人数	17
------	----

(6) インフルエンザ予防接種費補助金

表 6

助成人数	2,511
------	-------

◆ 環境衛生

衛生の確保が必要な施設について、営業の許可、変更、廃止等の届出を受理するとともに、立入検査を行い、構造設備に関して必要な措置を命ずるなど各施設の衛生保持等について監視指導を行っている。

また、健康被害を未然に防止するため、家庭用品の化学物質の検査を実施している。

(1) 環境衛生関係営業施設の衛生

環境衛生関係営業施設については、旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づき、各施設の衛生保持や自主管理状況等について監視指導を行った。

表1 営業施設及び監視状況

(令和6年度末現在)

	総数	旅館	公衆浴場	興行場	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所含む)
施設数	1,244	89	54	9	295	627	170
監視延べ件数	265	35	24	2	69	128	7

(2) 特定建築物の衛生

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、店舗、事務所等で多数の者が利用し、その維持管理について衛生の確保が特に必要な施設について、監視指導を行った。

表2 特定建築物施設及び監視状況

(令和6年度末現在)

	総数	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他
施設数	159	3	26	11	87	7	13	12
監視延べ件数	40	—	3	2	28	2	4	1

(3) 墓地・火葬場・納骨堂

墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、火葬場及び納骨堂の経営許可等にあたって、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から管理運営が支障なく行われるよう指導を行った。

表3 墓地、火葬場及び納骨堂の状況

(令和6年度末現在)

	墓地	火葬場	納骨堂
施設数	3,629	1	19

(4) 古瀬間聖苑利用実績

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体、体の一部等の火葬を行った。

表4 古瀬間聖苑火葬件数 1)

年度		2	3	4	5	6
合計		3,790	4,026	4,434	4,504	4,592
豊田市	大人	3,157	3,333	3,702	3,755	3,844
	子ども	6	10	3	6	4
	その他 3)	87	78	81	76	80
みよし市	大人	364	402	398	443	413
	子ども		—	1	3	1
	その他 3)	3	9	4	7	9
圏域外 2)	大人	150	188	237	211	233
	子ども	—	2	3	—	1
	その他 3)	6	4	5	3	7

資料：福祉部 やすらぎ福祉総務課

注 1)火葬件数は、大人及び子どもの場合は死者者、その他の場合は利用者の住所に基づき集計

2)圏域外とは、豊田市及びみよし市以外の市町村をいう

3)その他とは、身体の一部、死産児、胞衣、産汚物等をいう

(5) 水道施設

水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に対し、衛生的で安全な飲用水が供給されるよう、適正な維持管理について指導した。

表5 水道施設の現状及び監視指導状況

(令和6年度末現在)

	総数	専用水道	簡易専用水道
施設数	620	19	601
監視延べ件数	14	4	10

(6) プールの衛生

愛知県プール条例に基づいて、プールにおける公衆衛生を保持するため、その設置及び維持管理の適正を図るよう、監視指導を行った。

表6 プール設置状況及び監視状況

(令和6年度末現在)

	総数	学校	営業用	その他
施設数	127(17)	107(1)	18(15)	2(1)
監視延べ件数	59	45	14	-

注：()内は、通年プール施設数の再掲

(7) 温泉

温泉利用の適正を図るため、温泉法に基づき温泉を利用している施設(公衆浴場、旅館業等)の指導を行った。

表7 温泉の状況 (令和6年度末現在)

温泉利用施設数	22
監視延べ件数	7

(8) 家庭用品

上着、下着等の繊維製品、洗浄剤などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止し、安全性の確保を図るため、家庭用品の試買試験検査を実施した。

表8 検査の状況 (令和6年度)

検査件数	22
基準違反件数	—

◆ 住環境衛生

住宅構造の気密化や生活様式の変化に伴う、刺咬被害・アレルギーの原因であるダニ等の発生やホルムアルデヒド等各種化学物質による室内環境汚染についての相談を受けている。

衛生害虫の駆除については、発生源への対策や殺虫剤の使用方法等について住民への啓発を行っている。

住環境衛生に対する相談：296 件

12 地域医療

◆ 医務

「医療法」に基づく病院、診療所などの開設等の許可申請や届出の受理を行う医療関係施設開設許可等の業務、及び「医師法」「歯科医師法」等に基づく市内在住の有資格者の各種免許申請を受け付ける免許申請受付業務を行っている。また、「医療法」に基づき医療監視員が病院、診療所などへの立入検査を実施し、関連法令を遵守しているか、かつ適正な管理を行っているかの検査を行っている。

(1) 施設数

ア. 病院及び病床数

(令和6年10月1日現在)

	病院数 (人口万対比)	病床数 (人口万対比)	病床種別内訳(人口万対比)				
			精神	感染症	結核	療養	一般
豊田市	18 (0.4)	3,214 (77.5)	722 (17.4)	6 (0.1)	— (—)	411 (9.9)	2,075 (50.1)
西三河北部医療圏	20 (0.4)	3,501 (73.5)	722 (15.1)	6 (0.1)	— (—)	585 (12.3)	2,188 (45.9)
愛知県	307 (0.4)	65,589 (86.5)	12,107 (16.2)	66 (0.1)	111 (0.1)	12,587 (16.9)	39,718 (53.2)
全国	8,060 (0.7)	1,469,845 (118.7)	316,147 (25.5)	1,941 (0.2)	3,508 (0.3)	268,521 (21.7)	879,728 (71.1)

注：愛知県の医療計画上、豊田市は西三河北部医療圏に属し、他にみよし市が同医療圏に属している

：「全国」は医療施設調査の数値 (資料：病院名簿)

イ. 一般診療所、歯科診療所及び助産所数

(令和6年10月1日現在)

	一般診療所(人口万対比)						歯科 診療所 (人口万対比)	助産 所		
	総数	有床診療所			無床 診療所					
		施設数	病床数	療養病床(再掲)						
豊田市	242 (5.8)	9 (0.2)	97 (2.3)	— (—)	— (—)	233 (5.6)	141 (3.4)	16 (0.4)		
西三河北部医療圏	287 (6.0)	12 (0.3)	143 (3.0)	— (—)	— (—)	275 (5.8)	168 (3.5)	21 (0.4)		
愛知県	5,790 (7.8)	255 (0.3)	3,179 (4.3)	13 (0.1)	137 (0.2)	5,535 (7.4)	3,685 (4.9)	255 (0.3)		
全国	105,271 (8.5)	5,415 (0.5)	72,451 (5.9)	516 (0.1)	4,088 (0.3)	99,856 (7.9)	67,182 (5.4)	△		

注：「全国」は医療施設調査の数値である (資料：病院名簿)

ウ. 施術所及び歯科技工所数

(令和6年12月31日現在)

	施術所					歯科技工所数	
	総数 (出張)	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう(出張)					
		あん摩のみ	はり、きゅうのみ	あん摩、はり、きゅう	その他		
豊田市	206 (56)	11 (6)	42 (25)	55 (25)	2 (—)	96	57
愛知県	6,146	479	1,131	2,158	48	2,318	1,215

注：()内は別掲 (資料：施術所等、歯科技工所の状況調査の結果より)

(2) 立入検査

医療監視員による定期立入検査の実施状況

区分	対象施設数	立入検査	職種別医療監視員数					実施時期
			医師	薬剤師	保健師	その他専門職	事務職	
病院	18	18	1	4	25	3	1	10月～12月
一般診療所	245	79	—	2	—	2	1	5月～3月
歯科診療所	142	50	—	2	—	2	1	5月～3月
助産所	6	1	—	—	—	1	—	2月

注：対象施設数は3月31日現在

その他の施設の定期立入検査実施状況

区分	対象施設数	立入検査	実施時期
施術所	262	33	4月～5月
歯科技工所	57	—	—

注：対象施設数は立入検査実施決定時の数値

立入検査は、病院、診療所、施術所及び歯科技工所に立ち入り、医療法等に定められた人員、構造設備等を有し、適正な管理がなされているか否かについて検査を行うものである。

病院の立入検査においては、国の定める検査表に加え、愛知県と共同で作成したチェックリストを基に、専門的見地から医療事故及び院内感染等に関する項目を確認する検査を行った。不適正事項については、口頭または文書により指導を行い、医療機関等の適正な運営が確保されるよう努めた。

(3) 許可、届出の状況

区分	開設許可	変更許可	使用許可	開設届	変更届	廃止届	休止届・再開届	計
病院	—	30	10	—	10	—	—	50
一般診療所	12	13	2	21	43	19	—	110
歯科診療所	3	4	—	8	24	8	—	47
助産所	—	—	—	6	1	4	—	11
施術所	·	·	·	18	31	24	—	73
歯科技工所	·	·	·	2	—	2	—	4
計	15	47	12	55	109	57	—	295

(4) 医療従事者

ア. 医療従事者数

(各年度12月31日現在)

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科技工士	歯科衛生士
26	667	248	619	180	115	2,966	800	94	242
28	697	253	655	216	117	3,067	823	93	303
30	749	263	692	223	124	3,229	745	81	328
2	587	255	681	220	114	2,829	719	76	364
4	807	261	730	228	131	3,707	620	78	375

注：集計は従業地

：医師、歯科医師及び薬剤師数は有資格者数、その他は業務従事者数（いずれも届出数計）

資料：愛知県衛生年報

イ. 医療関係者免許申請等経由件数

市内の医療関係者の便宜を図るために、免許申請等の県への経由事務を行っている。

免許種別		免許 (新規登録)	書換 (籍訂正)	再交付	抹消	返納	計
厚生労働大臣免許	医師	20	9	—	—	—	29
	歯科医師	1	1	—	1	—	3
	薬剤師	13	15	—	2	—	30
	保健師	25	19	—	—	—	44
	助産師	1	2	—	—	—	3
	看護師	157	122	7	—	—	286
	診療放射線技師	12	3	—	—	—	15
	臨床検査技師	18	4	—	—	—	22
	衛生検査技師	・	—	—	—	—	—
	理学療法士	38	12	—	—	—	50
	作業療法士	14	4	1	—	—	19
	視能訓練士	2	1	—	—	—	3
	管理栄養士	23	18	1	—	—	42
小計		324	210	9	3	—	546

免許種別		免許 (新規登録)	書換 (籍訂正)	再交付	抹消	返納	計
県知事免許	准看護師	—	5	1	—	—	6
	診療エックス線技師	・	—	—	—	—	—
	栄養士	5	18	1	—	—	24
	受胎調節実地指導員	—	—	—	—	—	—
	小計	5	23	2	—	—	30
合計		329	233	11	3	—	576

◆ 献血状況

豊田市内で行われた献血で、献血にご協力いただいた方の数や、愛知県内で行われた献血で、献血に協力していただいた市民の数を表す。また、目標数は「令和6年度愛知県献血推進計画」による。

(1) 献血目標及び実績

	単位数	達成率	200ml 献血者	400ml 献血者	献血者数計
目標	7, 954	—	148	3, 903	4, 051
実績	9, 379	117.4	135	4, 622	4, 757

注：目標、実績ともに、豊田市内で行われた献血に関する数値

：豊田献血ルームにおける献血者数は含まない

(2) 豊田市居住者献血実績

年度	実績単位	200ml	400ml	血漿成分献血者数	血小板成分献血者数	献血者数計	申込者数	献血率 1)
2	73, 910	333	8, 031	5, 419	3, 042	16, 825	18, 345	5.9
3	72, 406	376	8, 555	4, 934	3, 025	16, 890	18, 534	6.0
4	69, 849	511	9, 524	4, 492	2, 783	17, 310	19, 075	6.2
5	66, 145	464	9, 673	4, 029	2, 619	16, 785	18, 571	5.9
6	62, 723	519	9, 462	3, 902	2, 377	16, 260	17, 854	5.8

注：実績単位は 200ml 献血 1 回を 1 単位、400ml 献血を 2 単位、血漿成分献血を 5 単位、血小板成分献血を 10 単位として換算

注 1)献血率=献血者数／各年度 10 月 1 日現在の住民基本台帳の人口(16 歳～69 歳)×100

◆ 骨髓バンク登録状況

骨髓バンク登録事業とは、日本赤十字社と協力して行われる公的事業である。

豊田市が主催した登録会による登録者数

年度	2	3	4	5	6
登録者数	2	1	11	14	13

◆ 救急医療

(1) 救急告示病院及び診療所数

「救急病院等を定める省令」に基づき、救急業務に協力する旨の申し出のあった医療機関について一定の要件を満たす場合に愛知県知事が認定・告示を行っており、保健所ではこの申出書の県への経由事務を行っている。

市内医療機関の救急告示認定状況（令和6年3月31日現在）

病院数	診療所数
9	1

(2) 休日救急内科診療所

豊田加茂医師会立休日救急内科診療所及び豊田市立南部休日救急内科診療所が内科系の傷病の初期及び急性期症状の医療を担当している。

豊田加茂医師会立休日救急内科診療所

診療日時	休日・祝日・お盆・年末年始(12月30日から1月3日)…午前9時～午後5時				
診療科目	内科・小児科				
年度	2	3	4	5	6
診療日数	71	71	72	72	73
年間患者数	454	783	2,027	4,087	4,067
1日平均患者数	6.3	11.0	28.1	56.7	55.7

豊田市立南部休日救急内科診療所

診療日時	休日・祝日・お盆・年末年始(12月30日から1月3日)…午前9時～午後5時				
診療科目	内科・小児科				
年度	2	3	4	5	6
診療日数	54	71	72	73	73
年間患者数	478	723	1,589	3,428	3,242
1日平均患者数	8.8	10.1	22.0	46.9	44.4

注： 豊田市立南部休日救急内科診療所は令和2年7月1日に開院

注 1) 令和2年7月から令和3年3月までの実績

(3) 在宅当番医制

外科系医療機関が、当番制により外科系の傷病の初期及び急性期症状の医療を担当している。

診療日時	休日・祝日・年末年始(12月30日から1月3日)…午前9時～午後5時				
年度	2	3	4	5	6
診療日数	71	71	71	72	72
参加医療機関数	25	27	25	26	26
(病院再掲)	7	7	7	7	6
(診療所再掲)	18	20	18	19	20
年間患者数	1,410	1,469	1,518	1,424	1,717

(4) 病院群輪番制

医療圏内の5病院が、輪番方式で入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当している。

診療日時	休日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)…午前8時～午後6時 夜間(毎日)…午後6時～翌朝午前8時				
参加医療機関	豊田厚生病院、トヨタ記念病院、豊田地域医療センター、足助病院、みよし市民病院				
事業開始	昭和55年度				
年度	2	3	4	5	6
診療単位(当番回)数	487	488	487	489	487
延べ患者数	内科	入院	2,466	2,332	2,257
		外来	8,567	13,980	13,167
	小児科	入院	229	300	304
		外来	1,641	2,591	3,737
	外科	入院	417	461	1,050
		外来	1,823	2,181	4,678
	その他	入院	763	3,115	166
		外来	4,953	9,997	1,717
	計	入院	3,875	6,208	3,777
		外来	16,984	28,749	23,299

(5) 小児救急医療支援事業

医療圏内の2病院が、輪番方式で小児科の入院治療を必要とする重症患者の医療確保を図る。

診療日時	休日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)…午前8時～午後6時 夜間(毎日)…午後6時～翌朝午前8時				
参加医療機関	豊田厚生病院、トヨタ記念病院				
事業開始	平成12年度				
年度	2	3	4	5	6
診療単位(当番回)数	487	488	487	489	487
延べ患者数	入院	335	407	474	640
	外来	2,573	3,604	3,909	3,887

(6) 救命救急センター

医療圏内の2病院が、24時間体制で特に高度な治療を必要とする救急の重篤患者の救命医療を担当している。

参加医療機関	豊田厚生病院、トヨタ記念病院					
事業開始	平成20年1月1日（トヨタ記念病院は平成23年6月1日より事業開始）					
年度	2	3	4	5	6	
延べ患者数	入院 外来	10,476 39,008	11,589 45,520	11,343 45,188	11,799 37,915	12,171 34,251

注：延べ患者数には病院群輪番制及び小児救急医療支援事業との重複あり

(7) 医療安全支援センター

患者・家族等からの医療に関する相談に対応し、医療提供施設に対する助言や情報提供、並びに地域における医療安全に関する意識啓発を図る。

事業開始	平成22年4月1日				
年度	2	3	4	5	6
電話相談	406	435	403	462	521
面接相談	25	29	42	46	61
その他	5	9	3	1	5
合計	436(76)	473(66)	445(100)	509(126)	587(128)

注：（ ）は繰り返し相談件数

13 保健・福祉に関する総括

◆ 豊田市社会福祉審議会

豊田市では、中核市に移行した平成 10 年度から、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する「地方社会福祉審議会」として、豊田市社会福祉審議会を設置している。

この審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議し、市長の諮問に答え、又は市長に意見を具申することにより、市民の福祉向上に寄与することを目的として設置したものである。

審議会委員は、3 年任期で令和 7 年 6 月までとなっており、学識経験者、社会福祉事業従事者、市民公募など委員 51 名を委嘱している。

各委員は専門分科会・審査部会(5 専門分科会、1 審査部会)に属し、個別の案件については各専門分科会・審査部会で審議し、市の福祉行政に係る重要事項等については全体会においても審議又は報告を行うことを基本としている。

各分科会・審査部会の名称とその審議事項は以下のとおり。

- | | | | | | |
|-------------------|------------------|---------------------|-----------------|-----------------------------------|-------------|
| ・民生委員審査専門分科会 | ・障がい者専門分科会 | ・障がい者専門分科会審査部会 | ・高齢者専門分科会 | ・法人・施設専門分科会 | ・地域福祉専門分科会 |
| ・民生委員の適否の審査に関する事項 | ・障がい者の保健福祉に関する事項 | ・身体障がい者の障がい程度に関する事項 | ・高齢者の保健福祉に関する事項 | ・社会福祉施設の設置及び社会福祉法人・施設・事業の監督に関する事項 | ・地域福祉に関する事項 |

「医療扶助専門分科会」は、審議事項である生活保護法による医療扶助等にあたっての医学的判断に関する諮問等が、主治医等、医療機関で対応できると判断し、平成 28 年 7 月で廃止とした。

令和 6 年度開催状況

名称	開催回数	主な内容
民生委員審査専門分科会	一	・民生委員児童委員候補者に関する意見について ・民生委員児童委員の解嘱に関する審議について
障がい者専門分科会	2 回 (うち書面表決 1 回)	・第 5 次豊田市障がい者ライフサポートプランの進捗について ・第 7 期豊田市障がい福祉計画・第 3 期豊田市障がい児福祉計画について
障がい者専門分科会 審査部会	6 回 (全て書面表決)	・身体障がい者福祉法第 15 条第 1 項の規定による医師の指定について ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 2 項の規定による自立支援医療機関の指定について
高齢者専門分科会	2 回	・豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ・地域包括支援センター（運営協議会）について
法人・施設専門分科会	1 回 (書面表決)	・認知症高齢者グループホーム整備事業者の事業採択の審査結果について
地域福祉専門分科会	2 回	・第 2 次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・第 3 次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

◆ 豊田市地域保健審議会

この審議会は、平成 25 年度から地域保健及び保健所の運営に関する事項の審議並びに健康増進その他保健に関する事項の調査及び審議を行うために設置したものである。

審議会委員は、3 年任期で令和 7 年 6 月までとなっており、学識経験者、医療関係団体の代表者、市民公募など委員 12 名を委嘱している。

令和 6 年度開催状況

名称	開催回数	主な内容
地域保健審議会	2 回	・健康づくり豊田 21 計画（第四次）について ・令和 6 年度の重点取組について ・感染症予防計画・健康危機対処計画の進捗状況について

◆ 社会福祉に係る指導・監督

(1) 社会福祉法人・施設・事業等の指導監督

社会福祉事業等が公明かつ適正に行われることを確保し、社会福祉事業等の増進を図るため、社会福祉法及び福祉各法に基づき当市が所管する社会福祉法人、社会福祉施設、社会福祉事業者等を指導・監督した。

社会福祉法人に対する指導監査では、社会福祉法人の法人運営等の指摘が見られた。

社会福祉施設に対する指導監査では、施設運営や入所者待遇等の旨の指摘が見られた。

社会福祉法人監査対象数及び実施数

区分	対象数	実施数	実施率(%)	指摘件数
豊田市所管社会福祉法人	19	4	21.1	5

社会福祉施設・事業等監査・実地指導等対象数及び実施数

区分	対象数	実施数	実施率(%)	指摘件数
児童福祉関係	35	35	100	99
老人福祉関係	施設監査	28	4	14.3
	運営指導	697	147	21.1
障がい福祉関係	施設監査	4	1	25
	運営指導	429	125	29.1
注：児童福祉関係の実施数について、こども園の分園を含む。				

監査実施数及び処分件数

区分	実施数	処分件数
監査	老人福祉関係	1
	障がい福祉関係	8

有料老人ホーム等立入調査対象数及び実施数

区分	対象数	実施数	実施率(%)	指摘件数
有料老人ホーム等	48	12	25	58

(2) 社会福祉法人・施設・事業等 認可申請・指定・届出

ア. 社会福祉法人

	申請認可	届出受理
法人設立認可	—	—
定款変更	2	—
基本財産処分承認	—	—
基本財産担保提供承認	—	—

イ. 児童福祉関係

施設・事業(第1種・第2種社会福祉事業)

	申請認可	届出受理
児童福祉法	—	—
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	2	—

ウ. 老人福祉関係

施設・事業(第1種・第2種社会福祉事業)

	申請認可	届出受理
老人福祉法	—	442
社会福祉法	—	1

介護保険サービス

新規指定1)	指定更新1)	指定取消1)	届出		
			変更	廃止	その他
52	130	—	937	49	21

注 1)事業所数

エ. 障がい福祉関係

障がい福祉サービス等(第1種・第2種社会福祉事業) R6.4.1～R7.3.31 市内事業所のみ計上

	届出		
	開始	休止	廃止
障がい福祉サービス事業	24	4	17
相談支援事業(一般・特定)	1	—	1
移動支援	2	1	1
地域活動支援センター	—	—	—
日中短期入所	2	—	1
福祉ホーム	—	—	—
障がい児通所支援事業	16	—	6
相談支援事業(障がい児)	1	—	1

◆ 厚生労働統計調査(保健関係)

厚生労働省等からの依頼等に基づき、統計調査等を実施した。

名称	種別	周期	概要	R 6 実施
人口動態調査	基幹統計	月	戸籍法の届出等による5つの人口動態事象(出生、死亡、死産、婚姻及び離婚)の調査	○
医療施設動態調査	基幹統計	月	医療施設の動向(開設、廃止及び変更等)の調査	○
衛生行政報告例	一般統計	年度	市衛生行政(食品、環境衛生、医務及び薬務等)の業務実績の調査 【取りまとめは健康政策課】	○
地域保健・健康増進事業報告	一般統計	年度	市保健事業活動の業務実績の調査 【取りまとめは健康政策課】	○
病院報告	一般統計	月・年	病院及び療養病床を有する診療所の利用者等の調査	○
医師・歯科医師・薬剤師統計	一般統計	2年に1回	医師、歯科医師及び薬剤師の分布と就業の調査	○
患者調査	一般統計	3年に1回	医療施設を利用する患者の調査	
受療行動調査	一般統計	3年に1回	受療した患者の行動及び満足度等の調査	
医療施設静態調査	一般統計	3年に1回	医療施設の分布及び整備状況等の調査	

◆ 厚生労働統計調査(社会福祉関係)

名称	種類	周期	概要	R 6 実施
福祉行政報告例	一般統計	月・年	福祉行政(生活保護世帯数、保育所入所者数等)の実態の調査 【担当は福祉部及びこども・若者部の関係課、市民活躍支援課】	○
社会福祉施設等調査	一般統計	年	社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等の調査 【取りまとめは健康政策課】	○

◆ 厚生労働統計調査(保健関係、社会福祉関係にまたがるもの)

名称	種別	周期	概要	R 6 実施
国民生活基礎調査(世帯票、所得票)	基幹統計	年	国民生活の基礎的事項(保健、医療、年金、福祉等)の調査	○
国民生活基礎調査(健康票、介護票、貯蓄票)	基幹統計	3年に1回	健康状況、要介護者及び貯蓄・借入の状況等の調査	

◆ 統計調査(その他)

名称	種別	周期	概要	R 6 実施
出生動向基本調査 (社会保障・人口問題基本調査)	一般統計	5 年に 1 回	出生動向（結婚、出産等）の調査	
人口移動調査（社会保障・人口問題基本調査）	一般統計	5 年に 1 回	人口の移動の動向と傾向等の調査	
生活と支え合いに関する調査（社会保障・人口問題基本調査）	一般統計	5 年に 1 回	生活、家族関係及び社会保障等の調査	
全国家庭動向調査 (社会保障・人口問題基本調査)	一般統計	5 年に 1 回	家庭動向（出産、子育て、扶養及び介護等）の調査	
世帯動態調査（社会保障・人口問題基本調査）	一般統計	5 年に 1 回	世帯変動の実態と要因の調査	△
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（援護局調査）	一般統計	3 年に 1 回	家庭の状況及び生活全般の調査	
社会保障制度企画調査（政策統括官調査）	一般統計	3 年に 2 回	社会保障に関する様々な調査	○
所得再分配調査（政策統括官調査）	一般統計	3 年に 1 回	社会保障に係る所得の再分配の調査	

△…調査地区の指定が無かったため、調査を行わなかったもの

◆ 地域保健関係職員等研修

管内関係者の取組事業の報告や情報交換会を実施し、地域の健康づくりの関係職員の研鑽・連携を図る場となった。今後も、市民の健康度の向上を目指し関係機関と連携を図っていく。

目的	市民の健康課題やニーズに対応した保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供するために、地域保健対策の理念を踏まえた幅広い分野の研修を実施する。		
対象	地域保健福祉関係者等		
結果	開催…3回、参加者数…96名		
日程	内容		参加者数
R4	未実施	新型コロナウイルスの影響により未実施	0
R5	6月29日	地域、民間事業者、行政等の連携による幅広い健康づくりの推進～健康づくりに取り組む事業所の好事例紹介～	61
	8月25日	産業メンタル情報交換会	10
	9月19日	健康経営セミナーと座談会	25
R6	1月14日	災害時避難所衛生対策研修	114

◆ 看護学生実習指導等

保健所では、日本赤十字豊田看護大学・名古屋市立大学等の学生実習を受け入れている。その他、市内の看護学校は講義のみ実施している。

方針	地域における公衆衛生活動の実際を理解し、中核市の保健福祉行政における保健師の活動を学習させることにより、広い視野を持ち、暮らしを見据えた看護を実践し、創造意欲のある看護従事者を育成する。				
実習校	実習期間	日数 (日間)	学生数 (人)	合計 (人日)	内容
講義のみ トヨタ看護専門学校	4月22日	1	36	36	総合オリエンテーション
名古屋女子大学	4月22日	1	2	2	総合オリエンテーション
	8月26日～10月18日	19	2	38	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
名古屋市立大学	4月22日	1	3	3	総合オリエンテーション
	5月8日～6月4日	11	3	33	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
名古屋大学	11月18日～11月29日	9	4	36	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、家庭訪問等)
日本赤十字豊田看護大学	4月22日	1	4	4	総合オリエンテーション
	7月9日～8月1日	15	3	45	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
人間環境大学	4月22日	1	2	2	総合オリエンテーション
	6月3日～6月27日	19	2	38	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
愛知保健看護大学校専門学校	4月22日	1	3	3	総合オリエンテーション
	9月6日～9月13日	6	3	18	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、家庭訪問等)

◆ 医師臨床研修

平成 16 年度から医師臨床研修が開始され、研修の必須科目として「地域保健・医療」が指定された。以後、平成 22 年度から「地域保健」は選択科目となった。

《保健所》

目的	研修医が保健所の業務を体験することにより、地域保健への理解を深め、将来的に地域保健に貢献する医師の育成を図ることを目的とする。		
研修病院	研修期間	研修人員	内容
豊田厚生病院	令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	14	・保健所、公衆衛生について オリエンテーション 1)
トヨタ記念病院		6	・希望事業参加

注 1) オリエンテーションは、新型コロナウィルス感染症の流行状況を踏まえ、資料提供（事業紹介動画データ）の実施

◆ 医学部地域枠学生実習受入

目的	「地域特性と地域医療」をテーマに、定期の医学部の講義、実習とは別に地域での実習を通じて地域医療を学習させて、地域医療に対する意識付けを図る。		
大学名	研修期間	研修人員	内容
藤田医科大学	令和 6 年 8 月 20 日～8 月 22 日	5	事業参加

◆ 社会福祉士資格取得のための実習指導

令和 6 年度は実績なし。

目的	地域における社会福祉行政業務の全般的な理解を図るとともに、社会福祉の理論と専門的援助方法の展開の実際を学ぶ。
主な内容	・オリエンテーション ・豊田市社会福祉事務所(よりそい支援課、生活福祉課、障がい福祉課、こども家庭課)での現場実習

◆ 管理栄養士学生実習指導

管理栄養士課程を専攻している学生の保健所実習指導。

計 20 名：東海学園大学…10 名、名古屋学芸大学…10 名

日程	対象者数	内容
5 月 10 日	20	オリエンテーション
6 月 18 日～6 月 21 日	4	保健所業務説明
7 月 16 日～7 月 19 日	4	課題検討
8 月 13 日～8 月 16 日	4	乳幼児健診見学
9 月 17 日～9 月 20 日	4	食育講座見学
2 月 18 日～2 月 21 日	4	食品衛生監視

◆ 発表の状況

令和6年度中の本市の保健福祉関係職員による学会等での発表実績。

所属	年月日	学会名等	演題	発表者	会場
保健衛生課	令和6年5月17日	令和6年度保健所等試験検査技術研修会	イミノ二酢酸キレート固相を用いた米中のカドミウム検査法の検討	能見 友貴	愛知県衛生研究所
	令和6年5月23日	令和6年度愛知県食品衛生監視員研修会	あいち電子申請・届出システムを応用した食中毒調査方法の検討について	鈴木 守篤	愛知県自治研修所
	令和6年8月23日	第56回東海北陸ブロック食品衛生監視員研修会	あいち電子申請・届出システムを応用した食中毒調査方法の検討について	伊藤 芽依	じゅうろくプラザ
	令和6年10月24日	令和6年度全国食品衛生監視員研修会	あいち電子申請・届出システムを応用した食中毒調査方法の検討について	伊藤 芽依	中央区立中央会館
	令和7年2月10日	令和6年度西三河地区保健所試験検査技術研修会	臭気試験におけるプラスコ由来の臭いへの対応について	小松崎 真司	岡崎市総合検査センター
	令和7年2月14日	令和6年度食品衛生監視員協議会西三河ブロック研修会	豊田市食品衛生協会との共働による啓発方法の拡充について	板倉 知広	岡崎市保健所
	令和7年2月14日	令和6年度食品衛生監視員協議会西三河ブロック研修会	豊田市共働によるまちづくりパートナーシップ協定を活用した食中毒予防啓発について	山 櫻子	岡崎市保健所
感染症予防課	令和7年2月13日	第37回愛知県建築物環境衛生管理研究集会	豊田市における特定建築物の維持管理状況について	廣國 緑	名古屋市教育センター

保健福祉レポート2025
〈令和6年度事業報告〉

令和7年12月発行

【編集・発行】

豊田市保健部健康政策課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電話 (0565) 34-6723

FAX (0565) 31-6320

